

第3次静岡市行財政改革後期実施計画
(令和元年度(2019年度)～令和4年度(2022年度))

平成31年3月
(令和2年3月改訂)
(令和3年3月改訂)
(令和4年3月改訂)
静岡市

目次

1	策定目的	2
2	前期実施計画（H27～H30）の総括	2
3	後期実施計画策定のポイント	4
4	計画の推進と体制	4
5	後期実施計画で計画している効果額	6
6	計画の体系（全体像）	7
7	計画の取組一覧	9
8	改革の取組	18
	（1）基本方針Ⅰ「市民協働・官民連携の推進」	18
	（2）基本方針Ⅱ「質の高い行政運営の推進」	56
	（3）基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」	81

1 策定目的

本市の行財政改革は、単なるコスト削減を目指すのではなく、住民の生活の豊かさを目指した自治を希求した活動でなくてはならないという考えのもと、平成27年度から令和4年度の8年間における静岡市の行財政改革の取組の基本的な考え方を示した第3次行財政改革推進大綱（以下「大綱」という。）を策定しました。

大綱においては、基本理念として「豊かな地域社会を実現するための最適な行財政運営」を掲げ、その実現に向け、「市民協働・官民連携の推進」、「質の高い行財政運営」、「持続可能な財政運営の確立」の3つを基本方針とし、行財政改革実施計画を策定し取組を進めています。

平成27年度から平成30年度までの4年間は前期実施計画として、基本理念等に基づき取組を進めてきました。

後期実施計画は、令和元年度から令和4年度までの大綱の後期4年間における行財政改革の取組をさらに進めるために、前期実施計画の検証と社会情勢等の変化を踏まえたうえで策定しました。

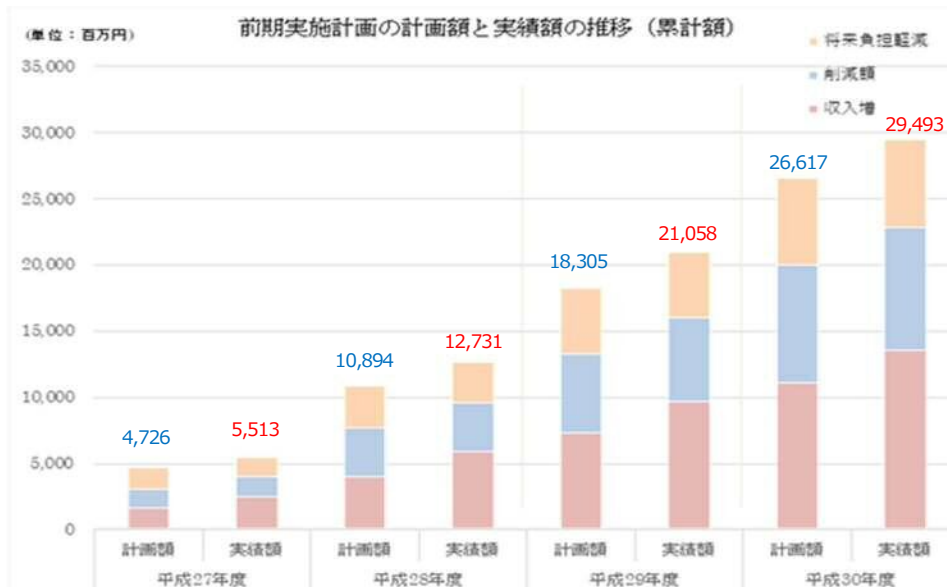
2 前期実施計画（H27～H30）の総括

(1) 前期実施計画の取組状況の検証

前期実施計画では、大綱に基づき、事業の見直しや削減といったコスト縮減の取組に加え、市税等の収納率の向上などの取組による収入の増額、北部学校給食センターをPF方式によって建て替え、運営するなどの官民連携の推進、教員の多忙化解消に向けた小中学校校務支援システムの整備など業務の効率化等に取り組んできました。また、PDCAサイクルに基づくマネジメントを行うため、前年度の実績等を踏まえた実施計画の改訂を毎年度行うことで、取組をさらに進めてきました。

その結果、取組による効果額も、収入増、削減額、将来負担の軽減（※）を合わせ、平成29年度末時点で、3年間の計画約183億円に対し、実績約210億円（15%増）となるなど、行財政改革の取組は着実に進んでいます。

※将来負担の軽減(投資的経費の縮減額)とは、事業の見直しやアセットマネジメントによる施設の長寿命化や統廃合などにより、将来的にかかるコストの軽減を図ることで、予算の削減額とは異なります。



(2) 社会情勢の変化等を踏まえた検証

- ① 令和元年度から令和4年度にかけては、3次総の5大構想^{※1}が本格化することから、選択と集中による事業の見直し、自主財源の確保等、一層の財政健全化に向けた取組が求められています。
⇒ 後期実施計画では、収入増やコスト削減に向けた取組を継続して行うとともに、アセットマネジメントによる総資産量の適正化をさらに推進するなど、局間連携を図りながら、持続可能な財政運営を推進していく必要があります。
- ② 本市では、生産性の向上や働き方改革に資することを目的として、平成30年4月に、ICTを活用したテレワーク・ロードマップを策定したところです。また、民間や他の自治体でも、AI^{※2}やRPA^{※3}などを導入し事務の効率化や市民サービスの向上に結び付ける事例が増えています。
⇒ 後期実施計画では、ICTの先進技術を導入しつつ、働き方改革を推進し、行政運営の更なる効率化や市民サービスの質的向上につなげていく必要があります。
- ③ 本市では、人口減少、特に若い女性の首都圏等への人口流出が問題となっています。また、人口減少や超高齢社会の到来などにより労働力や地域の担い手としての人材の不足が課題となっています。
⇒ 後期実施計画では、持続可能な行政運営のため、市民、民間企業、大学等と協働した取組をさらに進めるとともに、地域の活性化や魅力あるまちづくりに向けて、女性や高齢者の活躍する場や機会を増やしていく必要があります。
- ④ 本市では、総合計画にSDGsを組み込むことにより、市民生活の質の向上や世界水準の都市の実現に向けオール静岡で取り組んでいます。さらに、民間においては、SDGsをビジネスチャンスと捉え、ESG投資^{※4}やビジネスマッチングへ繋がりたいという機運も高まっています。
⇒ SDGsの理念は、「持続可能な行政運営の実現」を目指す行財政改革と親和性が高いことから、行財政改革を進めるに当たっては、SDGsの考え方である、経済・環境・社会の諸課題に統合的に取り組むという、3つの側面を意識した視点の導入が必要です。

※1 5大構想：「世界に輝く静岡」を実現するため、スピード感を持って優先的に取り組んでいく5つのプロジェクトであり、「世界に存在感を示す3つの都心づくり」と「生活の質を高める2つの仕組づくり」を指します。

※2 AI：artificial intelligence 人工知能のこと。人間が持っている、認識や推論などの能力をコンピューターでも可能にするための技術の総称。

※3 RPA：robotic process automation ロボットによる業務自動化。手作業の業務プロセスを、作業の品質を落とさず、比較的低コストかつ短期間で導入できるという特徴がある。

※4 ESG投資：環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）に配慮している企業を重視・選別して行う投資。

3 後期実施計画策定のポイント

令和元年度から令和4年度までの後期実施計画では、前期実施計画の総括を踏まえ、次の4点を加え、本市の更なる行財政改革の推進を図っていきます。

(1) 5大構想を下支えするための視点

5大構想の着実な推進に向け、自主財源の確保や民間資金の活用をさらに推進します。

(2) 生産性向上と働き方改革の視点

生産年齢人口の減少を見据えた労働生産性の向上やAI、RPA等のICTの業務への活用を推進します。

(3) 女性活躍と人生100年時代に向けた視点

地域や企業活動の新たな担い手として、女性や高齢者などの活躍を支える取組を推進します。

(4) SDGsを契機とした経済、環境、社会の3側面を意識した視点

SDGs推進にあわせた経済、環境、社会の3側面を意識した取組を推進します。

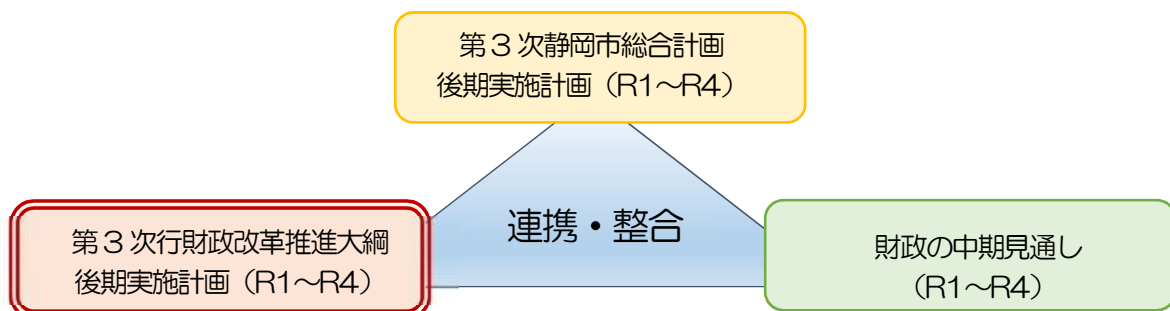
4 計画の推進と体制

(1) 市全体のマネジメント

市として計画を着実に推進するため、市長を本部長とする「行財政改革推進本部」において毎年度の進捗状況をチェックするとともに、「議会」や附属機関である「行財政改革推進審議会」に対して、その状況を報告し、外部からの意見を取り入れていきます。

(2) 実績を反映した計画の改訂

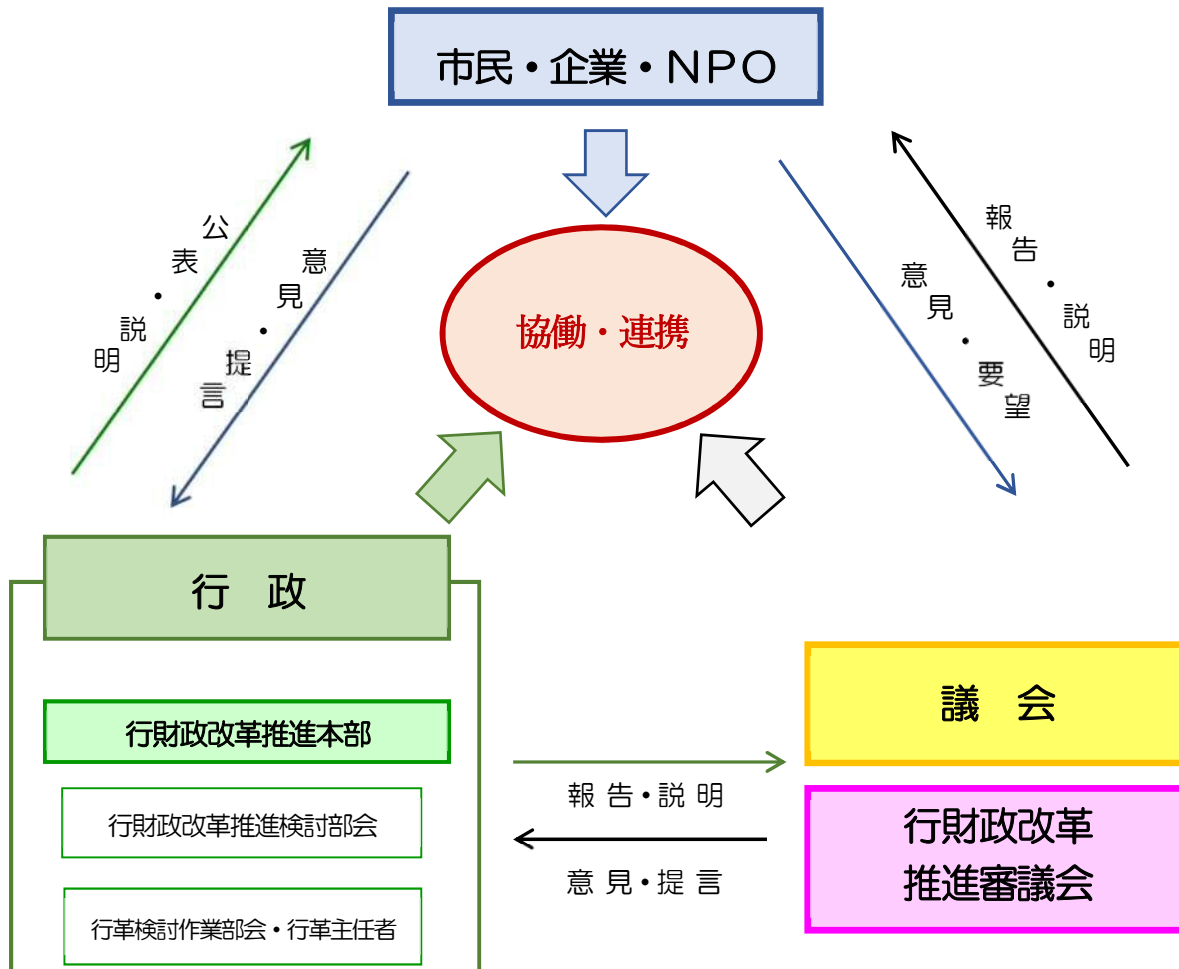
計画を着実に進めていくためには、PDCAサイクルによるマネジメントが必要です。そのため、第3次総合計画後期実施計画や予算編成状況等を踏まえ、進捗状況に対する外部からの意見を取り入れるとともに、毎年度の実績を踏まえて次年度の取組を見直し、計画を改訂することで、さらに行財政改革の取組を進めていきます。



(3) 公表

各年度の進捗状況については、市ホームページ等により公表していきます。

(4) 推進体制の関係図



5 後期実施計画で計画している効果額

後期実施計画は、前期実施計画と同様、前年度の実績等を踏まえて実施計画を改訂することで毎年度PDCAサイクルを機能させ、効果額の増額を図っていきます。

○各年度に計画している効果額（令和4年3月現在）

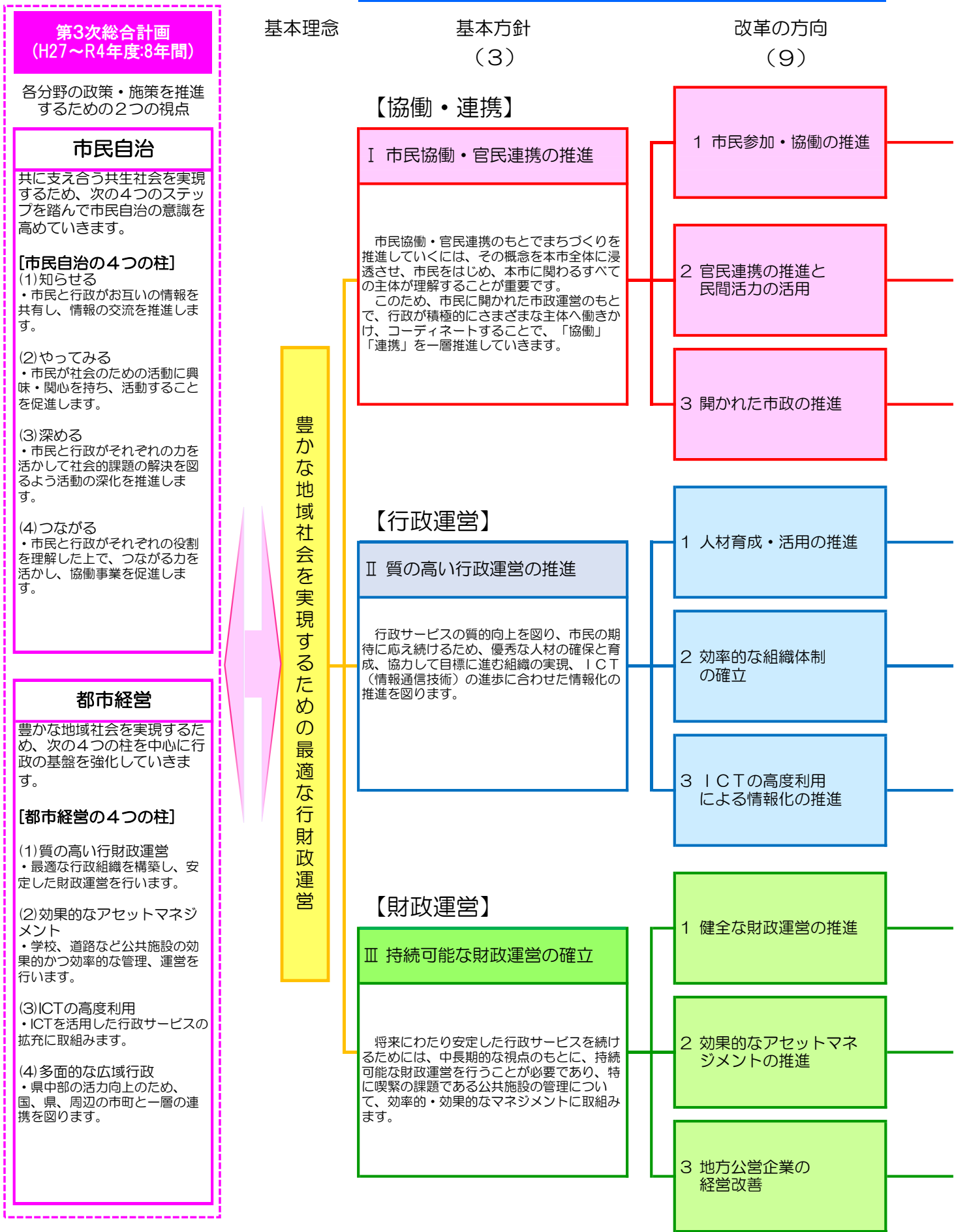
（単位：千円）

年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
収入増額	R3改訂後	1,375,310	1,938,377	2,306,638	2,589,902	8,210,227
	R4改訂後	1,375,310	1,938,377	2,306,638	2,649,093	8,269,418
削減額	R3改訂後	587,458	1,017,189	1,979,577	2,585,236	6,169,460
	R4改訂後	587,458	1,017,189	1,979,577	2,585,236	6,169,460
将来の負担軽減 (投資的経費の縮減額)	R3改訂後	1,384,508	1,409,063	1,389,429	1,378,889	5,561,889
	R4改訂後	1,384,508	1,409,063	1,389,429	1,378,889	5,561,889
合計	R3改訂後	3,347,276	4,364,629	5,675,644	6,554,027	19,941,576
	R4改訂後	3,347,276	4,364,629	5,675,644	6,613,218	20,000,767
	増減	0	0	0	59,191	59,191

後期実施計画において効果額を計画している主な取組とその効果額（4年間の累計）			（単位：千円）
分類	項目	取組概要	効果額 (R4改訂後)
収入増	市税・ふるさと寄附金等	市税等の取納率の向上、適正な債権管理の推進等	4,845,136
	未利用地等の売却の推進等	公有財産で未利用になっている土地の売却、貸出等	814,720
	水道・下水道料金の取納率向上等	水道・下水道料金の取納率向上、公共下水道への接続推進等	1,389,261
	競輪事業による一般会計への安定的な繰り出し	競輪事業による一般会計への安定的な繰り出し	600,000
	その他	広告料収入など	620,301
合計			8,269,418
削減額	公共建築物の総資産量の適正化	施設等廃止等による維持管理経費の削減等	2,741,178
	見直し項目設定による予算の定期点検の実施	予算要求時のシーリングによる削減等	2,363,812
	家庭可燃ごみ収集運搬業務の民間委託化	家庭可燃ごみ収集運搬業務の委託化による人員の削減	326,360
	静岡型行政評価制度の活用	事務事業総点検表、2次評価等による事業の見直し	100,000
	その他	上下水道の管路・施設の効率的な運用職員数の増減など	638,110
合計			6,169,460
将来負担の軽減	道路橋の長寿命化の推進	予防保全による補修費用の平準化や縮減、長寿命化の推進	4,600,000
	道路舗装の適切な維持管理		736,000
	浜川水門の適切な維持管理		75,400
	その他	消防車両の小型化、道路照明LED化など	150,489
合計			5,561,889

計画の体系（全体像）

第3次行革大綱(H27～R4年度:8年間)



後期実施計画(R1~R4年度:4年間)

施策 (25)

主な取組項目 (赤:新たな視点 緑:拡充等)
(青:改訂による新規追加事業)

(1) 市民参加と地域の人材育成	「静岡シズンカレッジ・こ・こ・に」による地域人材養成、ボランティア活動等の推進
(2) 市民協働の推進	協働事業提案制度の推進、市民との協働事業の推進
(3) 市民活動・地域活動の推進	市民活動支援システム「ここからネット」の充実による市民活動への参加促進
(4) 男女共同参画の推進	職業生活における女性活躍の推進、市の審議会等への女性の参画促進
(1) 官民連携の推進	高齢者就労の促進、登呂エリアにおける歴史・文化資源の活用 (R.2.3)
(2) 民間活力の活用	指定管理者制度の検証と更なる活用、不燃・粗大ごみ収集運搬業務の民間委託等 (R.4.3)
(3) 外郭団体の活用・連携の推進	外郭団体との連携による施策の推進
(1) 積極的な情報発信	メディアを活用したシティプロモーション、メディアミックス広報等による情報発信
(2) 市政情報の共有化・透明性の確保	情報公開・保有情報提供の推進、金額入り工事設計書の情報提供化システム導入 (R.4.3)
(3) 内部統制の推進	内部統制方針の見直しと内部統制体制の整備及び運用・評価・公表
(4) 条例による政策の実現	政策条例の整備と条例のマネジメント
(1) 多様な人材の確保と活用	市の目指すまちづくりに貢献できる人材の確保
(2) 人材育成の推進	人材育成ビジョンに基づく職員の育成
(3) 人事制度の充実	人事評価の積極的な活用、複線型人事制度の実施
(4) 働き方改革の推進	ワークライフバランス・女性活躍の推進、テレワークの推進
(1) 窓口サービスの向上	おもてなしコンシェルジュの配置、各区役所の窓口サービスの向上
(2) 組織・機構の見直し及び職員の適正配置	政策を推進するための組織体制の整備
(3) 適正な職員給与制度	適正な給与水準への取組
ICTの積極的な活用	情報化推進計画に基づく事業実施、 ICT先進技術(AI・RPA等)を活用した業務改善 行政手続オンライン化の推進 (R.3.3) 窓口支援サービスの実施 行政手続きガイド(オンラインサービス)の導入 (R.3.3) 市民の情報リテラシー向上事業 (R.3.3) スマート区役所の推進、窓口におけるキャッシュレス決済の導入 (R.4.3)
(1) 健全な財政運営	フローとストックに留意した財政運営、財政の中期見通しの作成と公表
(2) 歳出の見直し	見直し項目設定による予算の定期点検の実施、静岡型行政評価制度の活用
(3) 歳入の確保	市税等の収納率の向上と適正な債権管理の推進、ふるさと寄附金制度の推進
アセットマネジメント基本方針の推進	アセットマネジメント基本方針の推進、PPP/PFI事業の導入の推進
(1) 上下水道事業の経営改善	しずおか水ビジョンに基づく経営基盤の強化、包括的民間委託の採用
(2) 清水病院における経営改善	経営計画に基づく経営改善の実施

7 計画の取組一覧

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向1 「市民参画・協働の推進」(21項目)

施策	取組番号	取組内容	所管課	ページ
1 市民参加と地域の人材育成	1	拡充 「静岡シチズンカレッジ こ・こ・に」の推進による地域人材養成	生涯学習推進課	19
	2	継続 ボランティア活動等の推進	関係各課	19
	3	継続 自治基本条例・市民参画推進条例・市民活動促進条例の理解の促進	企画課、市民自治推進課	20
	4	継続 生涯学習の推進とまちづくりへの参加	生涯学習推進課	21
	5	継続 市民等の個々の取組によるごみ減量への参加	ごみ減量推進課	21
	6	新規 認知症に関する知識の普及啓発による支え合い体制の構築	地域包括ケア推進本部	22
	7	新規 市民後見人の養成	福祉総務課	22
	8	継続 地域コミュニティの活動に積極的に関わる区民の育成	駿河区役所地域総務課	23
2 市民協働の推進	1	継続 協働事業提案制度の推進	市民自治推進課	24
	2	継続 市民との協働事業の推進	関係各課	25
	3	継続 区民との協働事業の推進（葵区） 葵区魅力づくり事業による「持続可能な住民主体のまちづくり」の推進	葵区役所地域総務課	26
	4	継続 区民との協働事業の推進（駿河区） 区民意見聴取事業の実施による地域の魅力を活かした住民主体のまちづくりの推進	駿河区役所地域総務課	26
	5	継続 区民との協働事業の推進（清水区） 「清水区まちづくりミーティング」、「清水区未来創造トーク」の実施による魅力ある地域づくりの推進	清水区役所地域総務課	27
3 市民活動・地域活動の促進	1	拡充 市民活動センターの活用及び「ここからネット」の充実による市民活動への参加の促進	市民自治推進課	28
	2	新規 生活支援コーディネーターによる地域における支え合い活動の推進	地域包括ケア推進本部	29
	3	継続 河川環境活動団体の立上げ促進・支援	環境創造課	29
	4	拡充 消防団員の入団促進	警防課	30
	5	新規 (R3.3) ふるさと応援寄付金等によるNPO等指定寄付事業による市民活動の促進	市民自治推進課	31
4 男女共同参画の推進	1	新規 職業生活における女性活躍の推進	男女参画・多文化共生課	32
	2	継続 固定観念にとらわれない男女の対等な関係を築くための広報・啓発活動の充実	男女参画・多文化共生課	33
	3	継続 市の審議会等への女性の参画促進	男女参画・多文化共生課	33

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向2 「官民連携の推進と民間活力の活用」(21項目)

施策	取組 番号	取組内容	所管課	ページ
1 官民連携の推進	1	新規 企業・団体・大学との包括的な連携の推進	企画課	34
	2	継続 企業・大学と連携したまちづくりの推進	関係各課	35
	3	継続 地域のまちづくり団体等と連携したまちづくりの推進	関係各課	36
	4	新規 市内企業におけるダイバーシティ経営の推進	商業労政課	36
	5	新規 高齢者就労の促進	福祉総務課、 商業労政課、産業振興課	37
	6	継続 大規模災害における緊急輸送路の確保及び配備体制の見直し	建設政策課	37
	7	継続 イベントプロモーションの推進による官民連携	まちは劇場推進課	38
	8	継続 民間企業との交流研修の推進	人事課	38
	9	新規 WeWork等を活用した 「地域経済牽引事業」の首都圏プロモーション支援	産業振興課	39
	10	新規 (R2.3) 登呂エリアにおける歴史・文化資源の活用	文化財課、文化振興課	39
	11	新規 (R3.3) 静岡都心地区まちなかウォークアブル推進事業	都市計画課	40
2 民間活力の活用	1	拡充 指定管理者制度の検証と更なる活用	総務課、関係各課	41
	2	継続 指定管理施設における利用料金制の導入の推進	総務課、関係各課	42
	3	継続 日本平動物園レストハウスへの民間活力導入	日本平動物園	42
	4	継続 民間連携によるサービス向上及び新規収益の確保	日本平動物園	43
	5	継続 家庭可燃ごみ収集運搬業務の民間委託	収集業務課	43
	6	継続 沼上清掃工場のごみ受取業務の民間委託化	廃棄物処理課	44
	7	継続 公共建築物工事監理の民間委託	公共建築課	44
	8	新規 (R4.3) 不燃・粗大ごみ収集運搬業務の民間委託	収集業務課	45
	9	新規 (R4.3) 沼上資源循環センターの不燃・粗大ごみ処理業務の民間委託	廃棄物処理課	45
3 外郭団体の活用・連携の 推進	1	拡充 外郭団体との連携による施策の推進	総務課	46

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向3 「開かれた市政の推進」(10項目)

施策	取組 番号	取組内容	所管課	ページ
1 積極的な情報発信	1	新規 メディアを活用したシティプロモーション	広報課、関係各課	47
	2	継続 メディアミックス広報等による情報発信	広報課、関係各課	48
	3	新規 WeWo r kを活用したシティプロモーション	東京事務所	49
2 市政情報の共有化・ 透明性の確保	1	継続 情報公開・保有情報提供の推進	総務課	50
	2	継続 建設工事における総合評価一般競争入札の継続実施	契約課	51
	3	継続 監査実施体制の充実	監査委員事務局	51
	4	新規 (R4.3) 金額入り工事設計書の情報提供化システム導入	総務課、技術政策課	52
3 内部統制の推進	1	新規 内部統制方針の見直しと内部統制体制の整備及び運用・ 評価・公表	コンプライアンス推進課	53
	2	継続 職員の情報セキュリティ対策の維持・向上	システム管理課	54
4 条例による政策の実現	1	継続 政策条例の整備と条例のマネジメント	関係各課、政策法務課	55

基本方針Ⅱ「質の高い行政運営の推進」

改革の方向1 「人材育成・活用の推進」(11項目)

施策	取組番号	取組内容	所管課	ページ
1 多様な人材の確保と活用	1	継続 市の目指すまちづくりに貢献できる人材の確保	人事委員会事務局	57
	2	新規 高齢者の労働力の活用推進（高齢者の就労機会の拡大）	人事課	57
2 人材育成の推進	1	継続 人材育成ビジョンに基づく職員の育成	人事課	59
	2	継続 技術職員の人材育成	技術政策課、環境保健研究所	60
	3	新規 保健師の人材育成	健康づくり推進課	60
	4	継続 消防職員の人材育成	関係各課	61
	5	継続 教職員の人材育成	教育センター	61
3 人事制度の充実	1	継続 人事評価の積極的な活用	人事課	63
	2	継続 複線型人事制度の実施	人事課	63
4 働き方改革の推進	1	新規 ワークライフバランス・女性活躍の推進	人事課	65
	2	新規 テレワークの推進	総務課、人事課、デジタル化推進課、システム管理課、管財課	66

改革の方向2 「効率的な組織体制の確立」(10項目)

施策	取組番号	取組内容	所管課	ページ
1 窓口サービスの向上	1	新規 おもてなしコンシェルジュの配置	広報課	67
	2	拡充 葵区役所の窓口サービスの向上 フリーアドレスの導入、AI・RPAの活用検討 等	葵区役所地域総務課、各課	68
	3	継続 駿河区役所の窓口サービスの向上 「駿河区スマイル・プロジェクト」による効果的な事業の推進	駿河区役所地域総務課、各課	68
	4	継続 清水区役所の窓口サービスの向上 区のプロジェクトチームによる改善活動	清水区役所地域総務課、各課	69
	5	新規 メンタルヘルス相談機関との連携強化及び支援体制の構築	こころの健康センター	69
	6	継続 介護保険認定業務の効率化による市民サービスの向上	介護保険課、各区高齢介護課	70
	7	新規 タブレット端末活用による窓口サービスの向上	土木管理課	70
2 組織・機構の見直し 及び職員の適正配置	1	継続 政策を推進するための組織体制の整備	総務課	71
	2	継続 最適な職員規模（職員数）による行政経営の推進	総務課	72
3 適正な職員給与制度	1	継続 適正な給与水準への取組	人事課	73

基本方針Ⅱ「質の高い行政運営の推進」

改革の方向3 「ICTの高度利用による情報化の推進」(11項目)

施策	取組番号	取組内容	所管課	ページ
ICTの積極的な活用	1	継続 静岡市デジタル化推進プランに基づく事業実施	デジタル化推進課	75
	2	継続 オープンデータの推進	デジタル化推進課	75
	3	新規 ICT先進技術（AI、RPA等）を活用した業務改善	デジタル化推進課	76
	4	新規 (R3.3) 行政手続オンライン化の推進	デジタル化推進課	76
	5	新規 (R3.3) 窓口支援サービスの実施 行政手続ガイド（オンラインサービス）の導入	デジタル化推進課	77
	6	新規 (R3.3) 市民の情報リテラシー向上事業	デジタル化推進課	77
	7	新規 (R3.3) 静岡型MaaS基幹事業実証プロジェクト	交通政策課	78
	8	新規 道路情報提供システム『しずみちinfo』の利用促進	道路保全課	78
	9	継続 小・中学校校務支援システムの活用	教育センター	79
	10	新規 (R4.3) スマート区役所の推進	各区役所地域総務課ほか	79
	11	新規 (R4.3) 窓口におけるキャッシュレス決済の導入	会計室	80

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向1 「健全な財政運営の推進」(25項目)

施策	取組番号	取組内容	所管課	ページ
1 健全な財政運営	1	継続 フローとストックに留意した財政運営	財政課	81
	2	継続 財政の中期見通しの作成と公表	財政課	82
	3	継続 予算編成作業を通じての財源不足額の圧縮	財政課	82
	4	拡充 新公会計制度の活用	財政課	83
	5	継続 普通建設事業における予算の適正管理	財政課	84
2 歳出の見直し	1	継続 見直し項目設定による予算の定期点検の実施	財政課	85
	2	継続 静岡型行政評価制度の活用	総務課、企画課、財政課 ほか	86
	3	継続 事務事業の見直しによる合理化・効率化	関係各課	86
3 歳入の確保	1	継続 市税等の収納率の向上と適正な債権管理の推進	滞納対策課、税制課、福祉債権収納対策課 ほか	90
	2	継続 ふるさと寄附金制度の推進	財政課	91
	3	継続 課税客体の的確な把握による税収確保	市民税課、固定資産税課 ほか	91
	4	継続 印刷・広報物・公共施設等への広告事業の活用	総務課、関係各課	92
	5	拡充 未利用地等の売却の推進及び貸出の実施	管財課、関係各課	92
	6	新規 市営住宅跡地の子育て世帯への宅地分譲	住宅政策課	93
	7	継続 自動販売機の新規設置の推進	管財課、関係各課	93
	8	継続 公の施設使用料の見直し	総務課、財政課、関係各課	93
	9	継続 競輪事業による一般会計への安定的な繰出	公営競技事務所	94
	10	継続 庁舎の有効活用	管財課、職員厚生課 ほか	94
	11	継続 公共施設の民間開放	関係各課	95
	12	継続 企業立地の推進	産業振興課	95
	13	継続 効率的な資金運用による財源確保	会計室	96
	14	継続 基金運用による利子負担の軽減	財政課	96
	15	継続 奨学金貸付金元利収入の収納率の向上	児童生徒支援課	96
	16	新規 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金元利収入の収納率の向上	子ども家庭課	97
	17	新規 (R3.3) 企業版ふるさと納税制度の推進	企画課・関係各課	97

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向2「効果的なアセットマネジメントの推進」(15項目)

施策	取組番号	取組内容	所管課	ページ
アセットマネジメント 基本方針の推進	1	継続 アセットマネジメント基本方針の推進	アセットマネジメント推進課	99
	2	継続 公共建築物の総資産量の適正化	アセットマネジメント推進課	99
	3	継続 公共建築物の長寿命化	アセットマネジメント推進課	99
	4	継続 既存市有施設の有効活用	アセットマネジメント推進課 、関係各課	100
	5	継続 小中学校校舎等の改築・大規模改修等による長寿命化対策	教育施設課	100
	6	継続 市営住宅の長寿命化、管理戸数削減の実施	住宅政策課	100
	7	継続 省エネ・長寿命器具の推進	設備課	101
	8	新規 道路照明灯のLED化	道路保全課	101
	9	継続 都市計画道路の見直し	都市計画課	102
	10	継続 道路舗装の適切な維持管理	道路保全課	102
	11	継続 道路橋の長寿命化の推進	道路保全課	103
	12	継続 浜川水門の適正な維持管理	河川課	103
	13	新規 公園施設の長寿命化の実施	公園整備課	104
	14	継続 PPP／PFI 事業の導入の推進	アセットマネジメント推進課	104
	15	継続 Park-PFI制度を活用に向けた公園の整備及び維持管理	緑地政策課	105

「上水道の管路・施設の効率的な運用」、「下水道管のアセットマネジメント」の取組については、109頁、113頁に掲載しています。

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向3 「地方公営企業の経営改善」(18項目)

施策	取組番号	取組内容	所管課	ページ
1 上下水道事業の経営改善	1	新規 しずおか水ビジョンの推進及び次期中期経営計画の策定	水道企画課、 下水道計画課	107
	2	継続 収納率の向上と適正な債権管理の推進（水道料金）	お客様サービス課	107
	3	継続 効率的な資金運用	経営企画課	108
	4	継続 包括的民間委託の採用	お客様サービス課	108
	5	継続 上水道の管路・施設の効率的な運用	水道部各課	109
	6	継続 水道技術職員の人材育成	水道部各課	110
	7	新規 上下水道局庁舎来庁者駐車場の時間外有料貸出	水道総務課	111
	8	継続 収納率の向上と適正な債権管理の推進（下水道使用料）	お客様サービス課	111
	9	継続 公共下水道への接続推進	下水道総務課	112
	10	継続 運転管理業務の包括的民間委託の推進及び施設の効率的な運用	下水道施設課	112
	11	継続 下水道管のアセットマネジメント	下水道計画課、 下水道維持課	113
	12	継続 下水汚泥燃料化の推進	下水道施設課	113
	13	継続 下水道技術職員の人材育成	下水道部各課	114
	14	新規 (R3.3) 効率的な資金運用（下水道事業）	下水道総務課	114
2 清水病院における経営改善	1	継続 経営計画の推進及び次期経営計画の策定	保健医療課、清水病院事務局 病院総務課	115
	2	継続 後発医薬品の採用推進等による材料費の削減	清水病院事務局病院施設課	116
	3	継続 病床機能の再編	清水病院事務局医事課	116
	4	継続 収納率の維持	清水病院事務局医事課	116

計画の表記の説明

- a 現状欄では、取組を行うに至った現状を記載しています。
- b 取組概要欄では、後期実施計画期間中に実施する取組の内容を説明しています。
- c 工程欄では、取組を実施する時期について説明しています。
- d 指標欄では、その年度に取組を実施したことで得られる成果を目標設定できる場合、設定しています。
- e 効果額欄では、その年度に取組を実施したことで得られる効果額を目標設定できる場合、収入増額、削減額と投資的経費の縮減額の3つの区分を設定しています。そのうち、投資的経費の縮減額とは、事業の見直しやアセットマネジメントによる施設の長寿命化や統廃合などにより、将来的にかかるコストの縮減を図ることで、予算の削減額とは異なります。

※ 記載例

1 指定管理者制度の検証と更なる活用		所管局	総務課 関係各課		
a現状	H16年度以降、指定管理者制度については積極的に導入し、H30年度（H30年4月現在）において218施設に導入されており、新たに指定管理者制度の導入を検討する施設は新規の施設が中心になっています。また、指定管理者制度を導入して以降随時制度の見直しを行っていますが、指定管理者監査等において指摘事項があるなど、制度運用上の課題を見直していく必要があります。さらに、民間活力を一層活用していくために、指定管理者が参入しやすい制度など、より民間のノウハウを活用できるよう手法を調査研究していく必要があります。				
b取組概要	①新規施設等への制度の導入検討を行います。 ②既に制度を導入している施設の管理運営状況等を確認し、その結果を検証することで、制度運用上の課題を明らかにするとともに、より民間活力を活用できる手法の調査、研究を行い、制度の見直しに反映していきます。				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
c工程	① 新規施設等への導入検討 ② 制度の見直し	◎⇒実施（継続） △調査・検討、検証	⇒継続 ◎実施	⇒継続 ⇒継続	⇒継続 ⇒継続
d指標	利用者満足度（全施設の平均： 29年度89.7%）	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上
e効果額	収入増額（単位：千円）	実績報告	実績報告	実績報告	実績報告
	削減額（単位：千円）	実績報告	実績報告	実績報告	実績報告

8 改革の取組

基本方針Ⅰ「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向1「市民参加・協働の推進」

施策1「市民参加と地域の人材育成」

取組内容

市民参加を推進するため、「静岡シチズンカレッジ こ・こ・に」や研修等により、地域課題に取り組む人材の養成を推進します。また、市民活動を広げるため、ボランティアを活用した事業等に取り組むとともに、人づくりがまちづくりにつながっていくような「学びのサイクル」の実現に向け、生涯学習を推進していきます。

取組項目(8項目)

- 1 「静岡シチズンカレッジ こ・こ・に」の推進による地域人材養成
- 2 ボランティア活動等の推進
- 3 自治基本条例・市民参画推進条例・市民活動促進条例の理解の促進
- 4 生涯学習の推進とまちづくりへの参加
- 5 市民等の個々の取組によるごみ減量への参加
- 6 認知症に関する知識の普及啓発による支え合い体制の構築
- 7 市民後見人の養成
- 8 地域コミュニティの活動に積極的に関わる区民の育成



静岡シチズンカレッジ こ・こ・に



道路サポーター活動風景(ボランティア)

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向1 「市民参加・協働の推進」

施策1 「市民参加と地域の人材育成」

具体的な取組

1	「静岡シチズンカレッジ こ・こ・に」の推進による地域人材養成	所管課	生涯学習推進課 ほか関係課		
現状	<p>市関係各課において、地域課題に取り組む人材養成や、地域福祉・環境・子育て等の各専門分野を担う人材養成を実施しています。</p> <p>「まちづくりは人づくり」という意識のもと、市民と行政との協働によるまちづくりを担う人材養成の推進を図るため、平成28年度にこれらの人材養成事業を一つに束ねた学び舎「静岡シチズンカレッジ こ・こ・に」を開校しました。</p> <p>《経過》</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度に庁内各課で実施している人材養成事業10講座を束ねた「静岡シチズンカレッジ こ・こ・に」の運営開始 平成29年度は17講座、平成30年度は18講座と構成数を増やし、実施運営 平成28年度及び29年度に交流会（※）を各1回開催 <p>※交流会：「こ・こ・に」における各人材養成講座の受講生及び修了生を対象とし、受講生同士のヨコの関係だけではなく、修了生とのタテの関係、行政などのナナメの関係も創出、強化することで、仲間づくりや学んだ成果を地域や社会での活動に活かせるよう繋ぐ場</p>				
取組概要	<p>庁内関係各課で実施する人材養成事業を束ね、共通の方針や仕組みのもと、本市の持続可能なまちづくりを担う地域人材を養成します。</p> <p>取組① 地域で活動する人材を養成する「総合課程」の実施 取組② 福祉や環境など分野別に人材を養成する「専門課程」の実施 取組③ 高校生を対象とした地域人材を養成する「プレ課程」の実施 取組④ 各講座修了生等の交流・ネットワーク化を図る「交流会」の実施 取組⑤ 各講座の受講者増を図るための「こ・こ・に オープンカレッジ」の実施</p>				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	①総合課程（地域で活動する人材を養成）の実施 ②専門課程（福祉や環境など分野別に人材を養成）の実施 ③プレ課程（高校生を対象とした地域人材を養成）の実施 ④交流会の実施 ⑤こ・こ・にオープンカレッジの実施	◎実施(継続) ◎実施(継続) ◎実施(継続) ◎実施(継続)	⇒継続 ⇒継続 ⇒継続 ⇒継続 ◎実施(新規)	⇒継続 ⇒継続 ⇒継続 ⇒継続 ⇒継続	⇒継続 ⇒継続 ⇒継続 ⇒継続 ×中止
指標	総合課程及び専門課程における延べ修了生数 ※第3次行革前期中こ・こ・にを実施した3か年の修了生数 1039人	1,333人	1,683人	2,033人	2,383人
	総合課程及び専門課程における、定員に対する修了生の割合 ※第3次行革前期中こ・こ・にを実施した3か年の平均 82.7%	—	82.7%	82.7%	82.7%
	総合課程及び専門課程の修了生のうち、地域や社会のために活動したい人の割合（H29 97.9%）	90%	95%	95%	95%
2	ボランティア活動等の推進	所管課	関係各課		
現状	<p>ボランティア事業については、第1次・第2次行革実施計画及び第3次行革前期実施計画においても積極的に取り組んできましたが、ボランティア参加者が固定化しており、新たな参加者の確保が必要となっています。また、参加者の技術の向上を助ける取組も求められています。</p>				
取組概要	<p>市民活動に参加しやすい環境整備や機会を創出するとともに、市民活動を広げるよう、各施設等におけるボランティア事業等に取り組みます。 （各事務事業の取組内容は、別表のとおり）</p>				

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向1 「市民参加・協働の推進」

施策1 「市民参加と地域の人材育成」

ボランティア事業の取組み

別表

No	項目	内容	実施年度	指標	所管課
2-1	読み聞かせ等図書館ボランティアとの協働促進	ボランティア講座等の実施や活動内容等の周知に努め、ボランティアの養成及び増員を図り読み聞かせ等の活動をボランティアとの協働により実施します。	R1 ～ R4	ボランティアによるお話し会開催の割合45%を維持(H29 46.9%)	中央図書館
2-2	災害ボランティア本部体制への支援	静岡市社会福祉協議会との協働により災害ボランティアコーディネーターの養成等の人材育成を図ります。	R1 ～ R4	災害ボランティアコーディネーター養成講座及び災害ボランティア入門講座の修了者数(延数)(H29 1,071人)	市民自治推進課
2-3	道路サポーター制度の利用推進	新規登録団体の拡充及び既存団体への支援により、地域住民と行政との協働による道路の維持管理を推進します。	R1 ～ R4	道路サポーター登録団体数R3まで150団体(H30.3月末現在124団体)	道路保全課

【その他のボランティア活用事業】下記のボランティア活用事業についても引き続き、取り組んでいきます。

- [イベント]・大道芸ワールドカップin静岡・静岡まつり・シズオカ×カンヌウィーク ほか
 [スポーツ]・静岡マラソン・全国少年少女草サッカー大会・全国少年少女スポーツチャンバラ選手権大会in由比 ほか
 [文化振興]・静岡科学館サイエンスナビゲーター・静岡音楽館ボランティア・賤機山古墳ガイドボランティア・登呂博物館ボランティア ほか
 [環境]・河川海岸愛護事業・リバーフレンドシップ制度 ほか
 [教育]・学生スクールボランティア・学校応援団推進事業 ほか
 [福祉]・こころの健康づくり事業・障がい者スポーツ教室 ほか

3	自治基本条例・市民参画推進条例・市民活動促進条例の理解の促進	所管課	企画課、市民自治推進課		
現状	「自治基本条例」等の理念を本市全体へ広めるためには、まず職員自らその意義・内容の理解を深めるよう働きかけ、そのうえで市民が積極的にまちづくりに参加する姿勢を持つよう働きかける必要があります。また、パブリックコメント等を実施しても、市民の関心を呼ばないケースも散見されるため、市民自治によるまちづくりをより推進するために、市民および職員が関係条例の理解を深める必要があります。				
取組概要	職員研修・市民啓発の実施 ・職員対象協働啓発研修会等を実施し、職員の意識改革を図ります。 ・市民向けパンフレットや公開講座等による市民への啓発を行います。				
年度	内 容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	①市民への周知、啓発 ②職員研修会実施	◎⇒実施(継続) ◎⇒実施(継続)	⇒ 継続 ⇒ 継続	⇒ 継続 ⇒ 継続	⇒ 継続 ⇒ 継続
指標	職員対象協働啓発研修会	1回	1回	1回	1回
	市民活動に参加したことのあ る人の割合(H30 58.7%)	—	—	—	65.0%

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向1 「市民参加・協働の推進」

施策1 「市民参加と地域の人材育成」

4	生涯学習の推進とまちづくりへの参加				所管課	生涯学習推進課
現状	<p>平成25年度に実施した市民意識調査（市民対象）によると、1年間に生涯学習を行った人の割合は、全国平均より低くなっていた一方、生涯学習を行ってみたいと答えた人もおり、多様な学習ニーズに対応でき、より市民に開かれた学習機会を設けることが課題となっています。</p> <p>前期実施期間中の取組み等によって、生涯学習を行った人の割合は上昇しており、平成30年度の同調査では46%となりました。 [生涯学習を行った人の割合 静岡市：30%（H25市調査）46%（H30市調査）全国平均：57%（H24国調査）] [生涯学習を行ってみたいと答えた人 静岡市：36%（H25市調査）23%（H30市調査）]</p>					
取組概要	<p>第2次生涯学習推進大綱に定めた目指すべき姿、「いつでも、どこでも学び、学んだ成果を活かすことのできるまち」の実現に向け、生涯学習を推進する事業を実施していきます。</p> <p>特に「誰もが気軽に学び合える環境づくり」、「学びを活かすための支援」を施策の重点的な柱とし、ひとりの学びをみんなの学びに、人づくりがまちづくりにつながっていくような「学びのサイクル」の実現のため、行政だけでなく、大学や企業等ともさらに連携を深め、学習の場や、社会参画の機会を創出できるよう事業の推進に取り組んでいきます。</p>					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	①生涯学習を推進する事業の評価	◎実施（継続）	⇒ 継続	⇒ 継続	⇒ 継続	
	②生涯学習を推進する事業の実施	◎実施（継続）	⇒ 継続	⇒ 継続	⇒ 継続	
指標	生涯学習を行っている人の割合（H26：30%、H30：46%）	—	—	—	50%	
	後期推進計画に登載されている生涯学習を推進する事業の全体数（H27～30 全137事業）	143事業	145事業	147事業	149事業	

5	市民等の個々の取組によるごみ減量への参加				所管課	ごみ減量推進課
現状	<p>前期実施計画を策定した時点で、本市の1人1日当たりのごみ総排出量は減少傾向にありましたが、市民・事業者・市が協働してイベントによる啓発・啓発施設の運営・地域清掃の実施等に取り組んだことで、平成29年度は1人1日当たり928gとなりました（平成25年度1,008g）。</p> <p>今後は平成30年度に見直した新たな一般廃棄物処理基本計画（計画期間：R1-R8）に基づき、更なるごみの減量化・資源化に取組み、循環型社会の形成を推進していく必要があります。</p>					
取組概要	<p>ごみ減量等の促進：新たな一般廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物の発生抑制、家庭や事業所におけるごみ減量促進、適正な循環の利用などに取組むとともに、一般財団法人静岡市環境公社などの関係団体との連携強化を図り、廃棄物の適正処理を確保します。</p>					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	市民・事業者・市によるごみ減量等の取組の実施	◎ ⇒実施（継続）	⇒ 継続	⇒ 継続	⇒ 継続 △ 計画の見直し	
指標	1人1日当たりのごみ総排出量（H29 928g）	904g	887g	872g	856g	

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向1 「市民参加・協働の推進」

施策1 「市民参加と地域の人材育成」

6	認知症に関する知識の普及啓発による支え合い体制の構築				所管課	地域包括ケア推進本部
現状	<p>認知症にかかる本人の健康寿命を阻むばかりか、その家族の介護負担も大きくなり、さらには自宅での生活の継続性が困難になる場合も増えてきます。本市では、高齢化の進展とともに認知症高齢者数は年々増加しており、65歳以上の高齢者の9人に1人は認知症にかかっていることがわかっています（平成30年3月現在）。認知症にはできる限り早期の段階で対処することが重度化防止となるため、現在、認知症サポーター養成講座や認知症ミニ講演会、認知症カフェによる認知症の理解促進などに取り組んでいます。また、徘徊認知症高齢者の搜索模擬訓練モデル事業の実施、認知症予防のパンフレットやチラシの配架、健康長寿のまち専用ウェブサイト「まるけあ」による情報発信も実施しています。今後も、認知症高齢者の増加が見込まれる中、市民一人ひとりの認知症への理解や支え合い体制の構築がますます重要となっていきます。</p>					
取組概要	<p>認知症の正しい知識や適切な対応を理解し、出来る範囲で認知症の人やその家族を見守る応援者を養成する認知症サポーター養成講座は、現在進めている自治会や企業、学校等の団体に加え、今後は、元気いきいき！シニアサポーターや見守り協定締結者などに対象を拡大し、認知症を理解する応援者を増員し、市民の認知症に対する理解を促進します。また、認知症カフェの認証、助成による運営支援を行うとともに、徘徊認知症高齢者の搜索模擬訓練事業について、対象地区を増やし本格実施します。</p>					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	①認知症サポーター養成講座	◎ 実施	⇒ 継続	⇒ 継続	⇒ 継続	
	②認知症カフェの運営支援	◎ 実施	⇒ 継続	⇒ 継続	⇒ 継続	
	③徘徊認知症高齢者の搜索模擬訓練	◎ 実施	⇒ 継続	⇒ 継続	⇒ 継続	
指標	認知症サポーター養成講座受講者数（その年度に受講した者） (H29 3,627人)	4,500人	4,500人	4,500人	4,500人	

7	市民後見人の養成				所管課	福祉総務課
現状	<p>市民後見人とは、親族後見人や、弁護士などの専門職後見人以外の市民による後見人等のことです。家庭裁判所が選任し、判断能力が十分でない方の金銭管理や日常生活における契約などについて、本人（被後見人）を代理して行います。</p> <p>認知症高齢者の増加などにより、専門職後見人だけでは対応ができないため、市民の力が必要となっています。市民が後見人等となることで、本人にとって、より身近な立場で、また本人の意思を尊重し寄り添う支援をすることを目指します。</p> <p>H30年度から市民後見人養成研修を実施しています（研修期間：2年）。養成研修修了後は、フォローアップ研修等を実施し、後見人等の受任を目指します。後見等受任後は、市民後見人が安心感をもって活動できるよう後見活動のバックアップを行います。</p>					
取組概要	<p>市民後見人の養成</p> <p>①市民後見人養成研修の実施 ②養成研修修了者に対し、フォローアップ研修等の実施 ③市民後見人活動のバックアップ（受任後）</p>					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	①市民後見人養成研修の実施	◎第1期実務編研修実施	⇒継続（第2期基礎編）	⇒継続（第2期実務編）	⇒継続（第3期基礎編）	
	②フォローアップ研修等の実施	△調査・検討	◎フォローアップ研修等の実施	⇒継続	⇒継続	
	③市民後見人活動のバックアップ（受任後）	△調査・検討	◎バックアップの実施	⇒継続	⇒継続	
指標	家庭裁判所から市民後見人として選任された延べ人数	—	1人	3人	6人	

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向1 「市民参加・協働の推進」

施策1 「市民参加と地域の人材育成」

8	地域コミュニティの活動に積極的に関わる区民の育成				所管課	駿河区役所 地域総務課
現状	前期実施計画において、より区民が主体となり事業運営を行えるよう、「地域の人材育成事業」の修了者である「駿援隊」の組織化を目指してきました。しかし、「駿援隊」のその後の地域コミュニティにおける積極的な活動や、魅力づくり事業への協力などが十分とはいえない状況です。（「駿援隊」は、「静岡シチズンカレッジ こ・こ・に」の一環として実施しているものです。）					
取組概要	地域の人材育成事業の修了生である「駿援隊」を事業終了後もフォローアップするとともに、修了生のネットワーク化を支援します。これらに取り組むことで、地域コミュニティの活動に積極的に関わる人々を育成します。					
年度	内 容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	①「駿援隊」のフォローアップ ②「駿援隊」のネットワーク化支援	◎ 実施・検証 △ 検討・実施	⇒ 継続 ◎ 実施	⇒ 継続 ⇒ 継続	⇒ 継続 ⇒ 継続	
指標	①フォローアップ会議等の開催回数	1回	1回	3回	3回	
	②ネットワーク参加者数 (H30 10人見込み)	20人	30人	40人	50人	

施策2 「市民協働の推進」

取組内容

市民との協働による事業をさらに推進するため、協働事業提案を推進することで、市とNPOによる新たな協働事業の創出を促進します。また、これまで実施してきた市民との協働事業も一層推進していきます。

取組項目(5項目)

- 1 協働事業提案制度の推進
- 2 市民との協働事業の推進
- 3 区民との協働事業の推進（葵区）
葵区魅力づくり事業による「持続可能な住民主体のまちづくり」の推進
- 4 区民との協働事業の推進（駿河区）
区民意見聴取事業の実施による地域の魅力を活かした住民主体のまちづくりの推進
- 5 区民との協働事業の推進（清水区）
「清水区まちづくりミーティング」、「清水区未来創造トーク」の実施による魅力ある地域づくりの推進



協働パイロット事業（定時制高校生のための生き抜く力をはぐむ事業（居場所カフェ））



協働パイロット事業（NPOのための授産製品PR研究会）

具体的な取組

1	協働事業提案制度の推進				所管課	市民自治推進課
現状	市とNPO（市民活動団体）との協働は、各分野において進んでおり、平成29年度には255事業実施しています。 協働パイロット事業は、市とNPOとの協働事業をさらに推進するため、NPOからの事業提案を受けて、試行的に実施する協働事業です。提案のあった事業について、審査委員会にて審査の上、協働事業を採択しています。（実績：H26～H30 応募数76件のうち、採択数23件） 採択団体の代表者を講師として市民活動団体及び職員向け説明会を実施し、協働に対する意識啓発を行っています。また、本格実施が見込まれる事業については、単年度ではなく最長2年間の継続実施が可能となるよう制度の見直しを行いました。					
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> ・NPOからの事業提案を踏まえ、審査委員会にて審査の上、協働事業を採択し、実施します。 ・市民活動団体及び職員向け説明会等の協働に対する意識啓発を行います。 ・見直した協働事業提案制度について継続的に検証を行います。 					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	協働パイロット事業の実施・検証	◎⇒実施(継続)	⇒継続	⇒継続	⇒継続	
指標	市民活動団体と市との協働事業数 (H29 255事業)	256事業	258事業	260事業	262事業	

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向1 「市民参加・協働の推進」

施策2 「市民協働の推進」

2	市民との協働事業の推進	所管課	関係各課
現状	これまで市民との協働事業を実施してきましたが、更なる市民参加・協働の推進に向け、各協働事業をより一層推進することが求められています。		
取組概要	協働事業をより一層推進するため、市民との協働事業の更なる推進を図ります。 (各事務事業の取組内容は、別表のとおり)		

市民との協働事業の推進

別表

No	項目	内容	実施年度	指標	所管課
2-1	里親委託推進事業	NPO法人へ里親委託推進事業を委託するとともに、積極的な連携を行うことで、事業を円滑に実施します。特に里親制度の周知啓発活動に関しては、行政、関係機関が連携し、更なる充実に努めます。	R1 ～ R4	新規里親認定数 各年度 6世帯以上 (H27～29平均6世帯)	児童相談所
2-2	廃棄物減量等推進員活動の活性化支援	廃棄物減量等推進員の勉強会や市民講座を通して、地域のごみ問題に対する知識を深め、地域の具体的な活動の活性化を図ります。地域リーダーの活動をサポートし、自立的にごみ問題に取り組める地域づくりを行っていきます。	R1 ～ R4	①研修会②報告会③勉強会等の実施回数 各年度 ①1回 ②1回③9～12回 (H29 ①1回 ②1回③7回)	収集業務課
2-3	高齢者の静岡市版介護予防体操「しぞ～かでん伝体操」の普及啓発	住民主体等の通いの場を確保するため、しぞ～かでん伝体操教室17回のうち2回をグループディスカッションとし、教室終了後の主体的な取組の促しや既存の拠点を紹介します。また、地域に向いて行う講座やでん伝体操イベント開催時に自主グループの活動状況を紹介します。活動参加を促します。併せて、自治会等や各種団体へ働きかけ、活動の立ち上げ支援や活動後の定期的な支援を行います。	R1 ～ R4	新規グループ立上げ数 R1～R4 57か所 (H27～29 59か所)	地域リハビリテーション推進センター
2-4	応急手当普及啓発活動	一般講習及び、小中学校に応急手当普及啓発活動を図ります。管轄内全小中学校から希望を募り、救命講習を行うことにより、応急手当の普及を図ります。感染防止対策を徹底し、市民が安心して受講できるよう、定員数を減らし実施します。また、救命講習にeラーニングを取り入れます。	R1 ～ R4	救命講習受講者数 各年度 25,000人 (H29 25,241人)	救急課
2-5	投票事務における市民従事者の活用	市民従事率40%（高校生を含む）を今後も継続し、若年層の啓発のため高校生の従事にあたっては、事前研修を行います。また、市民との協働の円滑な運用のため、投票管理者への管理職員の登用を行います。	R1 ～ R4	投票事務における市民従事率 各年度 40% (H29 40.40%)	選挙管理委員会事務局
2-6	若年層への選挙時啓発事業	高校生を対象とした、静岡市選挙啓発冊子を毎年度リニューアルするほか、大学等の学生とタイアップし、効果的な選挙時啓発を実施します。	R1 ～ R4	高校・大学等との協働の選挙時啓発事業数 H30まで 4事業 (事業数は選挙回数により異なります。)	選挙管理委員会事務局

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向1 「市民参加・協働の推進」

施策2 「市民協働の推進」

3	区民との協働事業の推進（葵区） 葵区魅力づくり事業による「持続可能な住民主体のまちづくり」の推進	所管課	葵区役所 地域総務課		
現状	前期計画期間では、地域の課題やニーズを把握し、解決のための企画立案への支援がきめ細かく行えるよう、地域課題を聴取する「ふるさと未来づくり会議」や38学(地)区を7ブロックに分け職員を配置する「ブロック担当制度」を導入しました。その結果、区民との協働事業である「葵トラバラー ^{※1} 」や「葵チャレンジャー ^{※2} 」事業への参画学(地)区数や区内の学(地)区間の連携活動が増加するとともに、今まで地域活動に参画してこなかった住民等が魅力づくり事業をきっかけに参画するようになるなど、地域コミュニティの活性化に繋がっています。今後は、今まで以上に地域の課題を意見聴取できるよう、ブロック担当制度を継続し、地域課題を掘り起こしながら、解決に結びつける取組みを継続実施していくとともに、葵区全体の地域住民活動を活性化させる”地域運動のまちづくり”を拡充していく必要があります。				
取組概要	人口減少、少子高齢化が進む中、持続可能な地域社会を実現するため、以下の事業に取り組みます。 ①区の魅力づくり事業：「ブロック担当制度」によるきめ細やかな支援やこれまでの成功事例の周知などにより、更に多くの学(地)区が「葵トラバラー」と「葵チャレンジャー」に参画できるよう取り組んでいます。一方、近年は自治会長や役員負担軽減が強く求められており、地域活動の見直しが始まっていることから、これまで以上に地域への関与を深めるとともに、施策の方向性を限られた事業で最大の効果が得られる地域活動への支援に切り替えます。 ②区民の意見聴取：「ふるさと未来づくり会議」等への参画学(地)区数を増やし、地域課題の解決に向けた取組みを進めていきます。				
年度	内 容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	①区の魅力づくり事業	◎⇒実施(継続)	⇒継続	⇒継続	⇒継続
	②区民の意見聴取	◎⇒実施(継続)	⇒継続	⇒継続	⇒継続
指標	①-1 魅力づくり事業への協働、参画延べ学(地)区数 (H29 65学(地)区)	50学(地)区	—	—	—
	①-2 魅力づくり事業への連動延べ学(地)区数 (H29 52学(地)区)	38学(地)区	—	—	—
	① 自治会連合会長アンケートにおける魅力づくり事業が地域活動活性化、連帯感向上へ寄与した割合	—	80%	80%	80%
	②聴取した意見を魅力づくり事業に着手できた件数	5件	9件	9件	9件

※1 葵トラバラー：地域の魅力を内外に発信するため、地域住民が主体的に取り組むイベント等への集客支援

※2 葵チャレンジャー：地域の課題解決に向けた地域の取組を支援

4	区民との協働事業の推進（駿河区） 区民意見聴取事業の実施による地域の魅力を活かした住民主体のまちづくりの推進	所管課	駿河区役所 地域総務課		
現状	「誰もが住みやすい駿河区」の実現に向けて、地勢・特色・若い力を活用することで、地域課題や区民ニーズを掘り起こし、幅広い区民参加により、地域の魅力を活かした住民主体のまちづくりを推進していく必要があります。				
取組概要	区民意見聴取事業を実施し、幅広く区政への意見を聴取するとともに、区民参加や区民との協働により、磨き上げた意見を区の魅力づくり事業に反映します。これらに取り組むことで、地域の魅力を活かした住民主体のまちづくりを推進していきます。				
年度	内 容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	聴取した意見の事業へのフィードバック	◎実施	⇒継続	⇒継続	⇒継続
指標	聴取した意見の事業へのフィードバック件数	4件	4件	4件	4件

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向1 「市民参加・協働の推進」

施策2 「市民協働の推進」

5	区民との協働事業の推進（清水区） 「清水区まちづくりミーティング」、「清水区未来創造トーク」 の実施による魅力ある地域づくりの推進		所管課	清水区役所 地域総務課	
現状	「地域の魅力を活かしたまちづくり」と「地域と連携したまちづくり」の実現に向けて、官民連携による区の魅力向上や地域課題を住民自ら解決する仕組みづくりを推進し、区民との協働による地域活性化に取り組んでいく必要があります。				
取組概要	（～R1）自治会等と協働して地域課題の解決に取り組む「清水区まちづくり協働会議」や、区の魅力づくり事業の企画提案をワークショップ形式で行う「清水区ディスカッション」を実施します。 （R2～）地域の課題を解決し『まちの将来像』を共有するため、自治会・区・民間団体等が協働し、話し合いを行う場である「清水区まちづくりミーティング」や、清水区の地域課題を発見し、地域の未来のため今できることを若者と考える「清水区未来創造トーク」を実施します。				
年度	内 容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	（～R1） ①清水区まちづくり協働会議 ②清水区ディスカッション （R2～） ③清水区まちづくりミーティング ④清水区未来創造トーク	①◎⇒実施（継続） ②◎⇒実施（継続）	③◎実施 ④◎実施	③⇒継続 ④⇒継続	③⇒継続 ④⇒継続
指標	①清水区まちづくり協働会議における地域課題解決に向けた取組み件数（～R1）	1件/地区	—	—	—
	②清水区ディスカッションにおける提案の翌年度魅力づくり事業への反映件数（～R1）	1件	—	—	—
	③清水区まちづくりミーティングにおける課題解決に向けた提案件数（R2～）	—	各1件以上	各1件以上	各1件以上
	④清水区未来創造トークにおける参加者アンケート「清水区をよくするため、自ら行動しようと思うようになった方」の割合（R2～）	—	82%以上	82%以上	82%以上

施策3 「市民活動・地域活動の促進」

取組内容

市民活動、地域活動を促進するため、市民活動センターを拠点としてNPO等の活動を支援するとともに、市民活動支援システム「ここからネット」により市民活動情報の提供を行ってまいります。また、既存の市民活動団体の継続的な支援、新規団体の立上げの支援などに取り組みます。

取組項目(5項目)

- 1 市民活動センターの活用及び「ここからネット」の充実による市民活動への参加の促進
- 2 生活支援コーディネーターによる地域における支え合い活動の推進
- 3 河川環境活動団体の立上げ促進・支援
- 4 消防団員の入団促進
- 5 ふるさと応援寄附金等によるNPO等指定寄附事業による市民活動の促進



ここからネット
(市民活動支援システム)



河川環境活動団体の活動風景

具体的な取組内容

1	市民活動センターの活用及び「ここからネット」の充実による市民活動への参加の促進	所管課	市民自治推進課		
現状	①市民活動支援のため、市民活動センターを市内2か所設置し、指定管理制度によりそれぞれ別の特定非営利活動法人が運営を実施しています。そのため、運営団体の特徴を生かしつつ、一体的に機能させるための効果的な管理運営方法の検討が課題となっています。 ②市民活動情報の提供を行うウェブサイト「ここからネット」(市民活動支援システム)を、平成30年5月に開設しました。「ここからネット」では、市民活動団体情報、イベント情報、ボランティア情報などの市民活動情報を提供することを通じて、市民活動の推進に取り組んでいます。新たに開設したウェブサイトであることから、継続的な広報・周知活動が必要です。				
取組概要	①2つの市民活動センターを一体的に機能させるための効果的な管理運営方法について検討を行います。 ②市民への広報・周知活動を行うとともに、情報提供者である市民活動団体等にウェブサイト利用への働きかけを行うことで、「ここからネット」の利用者増加・内容の充実を図ります。				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	①管理運営方法の検討及び契約更新 ②市民及び市民活動団体等への広報・周知	△⇒検討(継続) ◎⇒実施(継続)	⇒継続 ⇒継続	◎ 実施 ⇒継続	⇒継続 ⇒継続
指標	市民活動センター利用登録団体数(H29 1,021団体)	1,052団体	1,068団体	1,084団体	1,100団体
	「ここからネット」総アクセス件数	300,000/年	—	—	—
	【ターゲットを明確にして指標を再設定】「ここからネット」総アクセス件数	—	185,000/年	204,000/年	224,000/年

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向1 「市民参加・協働の推進」

施策3 「市民活動・地域活動の促進」

2	生活支援コーディネーターによる地域における支え合い活動の推進				所管課	地域包括ケア推進本部
現状	<p>高齢者のみの世帯や認知症高齢者など支援が必要な高齢者が増加している中で、地域での支え合いにより在宅での生活が維持できるしくみづくりが求められています。</p> <p>生活支援体制整備事業においては、平成30年度に市内すべての日常生活圏域に生活支援コーディネーターを配置し、地域における支え合いのしくみづくりを進めております。今後も既に活動をしている団体や新規に立上げを行う団体に支援を行い、地域の高齢者を支え合うしくみづくりを広げるため同事業を進めていきます。</p>					
取組概要	<p>生活支援コーディネーターを配置し、地域のニーズ把握やサービスの創出、ニーズとサービスのマッチングを行うことで、地域で高齢者を支える体制を作ります。また、市・区・日常生活圏域・地区ごとに会議（協議体）を開催し、市内の地域づくりに係る意見交換や情報共有を行い支え合い活動の推進を図ります。</p>					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	①生活支援コーディネーターの配置	◎ 実施	⇒ 継続	⇒ 継続	⇒ 継続	
	②協議体の開催	◎ 実施	⇒ 継続	⇒ 継続	⇒ 継続	
	③支え合い活動の推進	◎ 実施	⇒ 継続	⇒ 継続	⇒ 継続	
指標	生活支援コーディネーターの配置 (H29 1市3区16圏域)	1市3区30圏域	1市3区30圏域	1市3区30圏域	1市3区30圏域	

3	河川環境活動団体の立上げ促進・支援				所管課	環境創造課
現状	<p>事業者や学校、ボランティア団体等と市内河川との間に縁組（アドプト）を組み、河川美化活動等の実施を促す「河川環境アドプトプログラム事業」は、静岡県環境基本条例第24条の規定に基づき、市民等の自発的な環境保全活動を促進することを目的として実施しており、活動団体の登録数は111団体となっています。今後も継続的に登録数を増加させるとともに、活動団体を支援する必要があります。</p>					
取組概要	<p>①新規団体の立上げ促進：河川アドプトの普及に係るPR・啓発活動を推進します。</p> <p>②活動団体の支援：必要に応じてゴミ袋等を支給するほか、長年活動している団体に対して感謝状を贈呈するなど、活動継続に対するインセンティブを設けます。</p>					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	①新規団体の立上げ促進	◎実施	⇒継続	⇒継続	⇒継続	
	②活動団体の支援	◎実施	⇒継続	⇒継続	⇒継続	
指標	活動団体の新規登録数 (H29 111団体)	1団体	1団体	1団体	1団体	

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向1 「市民参加・協働の推進」

施策3 「市民活動・地域活動の促進」

4	消防団員の入団促進				所管課	警防課
現状	<p>近年、全国的に消防団員の減少が続いている中、本市の消防団員数も減少傾向にあります。その一方で全国的には学生や女性の消防団員数は増加している状況です。</p> <p>本市ではこれまで、団員の処遇改善として年額報酬の増額や、入団条件を緩和する条例改正、学生消防団活動認証制度の導入、カラーガード隊[*]による広報活動、消防団公式Facebookによる情報発信等を行ってきましたが、これらの制度改革をさらなる団員確保に結び付ける必要があります。</p>					
取組概要	<p>①消防団カラーガード隊の地域に密着したイベントへの出演や消防団公式Facebookの活用による広報活動などを通して、女性や学生を中心とした若者の入団を促進します。</p> <p>②学生消防団活動認証制度や消防団協力事業所表示制度を周知するため、学校や商工会議所への説明会を実施します。</p> <p>③全国的に導入が進められている機能別団員制度について、災害現場活動に特化した機能別団員の制度導入に向けた調整を行います。</p>					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	<p>①カラーガード隊による広報活動</p> <p>①消防団公式Facebookによる情報発信</p> <p>②大学等及び事業所の広報活動</p> <p>③機能別団員制度</p>	<p>◎⇒実施（継続）</p> <p>◎⇒実施（継続）</p> <p>◎⇒実施（継続）</p> <p>△⇒検討（継続）</p>	<p>⇒継続</p> <p>⇒継続</p> <p>⇒継続</p> <p>◎実施</p>	<p>⇒継続</p> <p>⇒継続</p> <p>⇒継続</p> <p>⇒継続</p>	<p>⇒継続</p> <p>⇒継続</p> <p>⇒継続</p> <p>⇒継続</p>	
指標	消防団員の増員数（前年度比） （H30年4月1日現在の消防団員数：2,659人）	10人	10人	10人	10人	

※カラーガード隊：音楽に合わせてフラッグを操作し、音楽を体全体で表現する部隊です。

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向1 「市民参加・協働の推進」

施策3 「市民活動・地域活動の促進」

R3.3改訂 新規追加

5	ふるさと応援寄附金等によるNPO等指定寄附事業による市民活動の促進		所管課	市民自治推進課	
現状	市民ニーズが多様化・複雑化する中、行政だけでは社会的課題に対してきめ細かく対応することが困難な状況にある中で、NPOなどの団体の多くは、こうした行政の支援が届かない分野で活動しており、地域や社会にとって欠かせない存在です。これらの団体が抱える大きな課題は活動資金の不足です。自ら資金調達に取り組む団体が、ふるさと納税を新たな資金調達の場として活用できる仕組みとして、本制度を令和2年度に創設しました。				
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ NPO法人等に本制度についての周知を行います。 ・ 公募、審査を経て、寄附金募集サイトへの掲載を行います。 ・ 寄附金募集について、制度の広報など団体への支援を行います。 				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	①制度の周知 ②事業の募集及び審査並びに寄附金募集サイトへの掲載	—	◎実施 ◎実施	⇒継続 ⇒継続	⇒継続 ⇒継続
指標	寄附金募集サイトへの掲載団体数	—	14団体	17団体	19団体

施策4 「男女共同参画の推進」

取組内容

女性がこのまちで働き、住み続けられるよう、女性が活躍できる魅力あるまちづくりを目指し、女性活躍企業の取組PRや女性のロールモデルの共有化を図るなどして、活躍したい女性を支援する「しずおか女子きらっ☆プロジェクト」を推進していきます。また、男女共同参画に対する市民の意識を高めるため、啓発活動及び教育の充実に取り組むとともに、市の政策・方針決定に女性の考えが反映できるよう環境整備に努めていきます。

取組項目(3項目)

- 1 職業生活における女性活躍の推進
- 2 固定観念にとらわれない男女の対等な関係を築くための広報・啓発活動の充実
- 3 市の審議会等への女性の参画促進



女性活躍推進企業交流会「ダイバーシティin静岡」



女性活躍事例のPR「しずおか女子きらっ☆ブランド認定証交付式」

具体的な取組内容

1	職業生活における女性活躍の推進		所管課	男女共同参画課	
現状	女性が職業をもつことへの考えについて、全国平均では「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」が54.2%と半数以上を占めるのに対し（H28内閣府世論調査）、本市では39.0%となっており（H30市民意識調査）、子育て期の女性有業率が下がる、いわゆるM字カーブも全国に比べて深くなっています。また、平成27年国勢調査によると、管理的職業従事者に占める女性の割合は16.0%で、全国平均16.4%、政令指定都市平均17.2%を下回っており、管理職への女性登用が遅れていると言えます。				
取組概要	①静岡市女性活躍推進協議会の開催：静岡市域における女性活躍を推進するための官民連携会議を開催します。 ②女性活躍推進企業交流会の開催：企業の垣根を超えた女性社員や人事・管理職のネットワークを構築します。 ③女性ロールモデルの共有：活躍している先輩女性との交流の機会をつくれます。 ④女性活躍事例のPR：女性のアイデアから生まれた商品等を女性活躍の好事例としてPRします。				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	①静岡市女性活躍推進協議会の開催 ②女性活躍推進企業交流会の開催 ③女性ロールモデルの共有 ④女性活躍事例のPR	◎⇒実施(継続) ◎⇒実施(継続) ◎⇒実施(継続) ◎⇒実施(継続)	⇒継続 ⇒継続 ⇒継続 ⇒継続	⇒継続 ⇒継続 ⇒継続 ⇒継続	⇒継続 ⇒継続 ⇒継続 ⇒継続
指標	女性活躍認定商品数（H28～30：延べ28件）	31件	39件	47件	55件

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向1 「市民参加・協働の推進」

施策4 「男女共同参画の推進」

2	固定観念にとらわれない男女の対等な関係を築くための広報・啓発活動の充実	所管課	男女共同参画課		
現状	市民意識調査（H30年度）では、社会通念・慣習等において男性の方が優遇と感じる人の割合は74.4%、男女の家事平均時間の格差は171分（男性88分、女性259分）という状況であり、いまだ固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。その解消に向けて、今後も男女共同参画の理解促進に向けた取組が必要となっています。				
取組概要	①市民・企業等への講座の開催：市民・企業等を対象とした講座を開催します。 ②学校出前講座の実施：小・中学生を対象とした男女共同参画の啓発を実施します。 ③男性の意識改革講座・事業の実施：男性向け講座・事業を実施します。 ④啓発情報誌の発行：情報誌の発行による男女共同参画の啓発を実施します。				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	①市民・企業・教育関係者への講座等の実施 ②小・中学校出前講座の実施 ③男性の意識改革講座・事業の実施 ④啓発情報誌の発行	◎⇒実施(継続) ◎⇒実施(継続) ◎⇒実施(継続) ◎⇒実施(継続)	⇒ 継続 ⇒ 継続 ⇒ 継続 ⇒ 継続	⇒ 継続 ⇒ 継続 ⇒ 継続 ⇒ 継続	⇒ 継続 ⇒ 継続 ⇒ 継続 ⇒ 継続
指標	「社会通念・慣習・しきたり」における男女の平等観（男性の方が優遇と感じる人の割合）（H30：74.4%） 中学校における男女共同参画啓発活動の実施割合（H29末：44.5%）	— 48%	— 52%	— 56%	60%以下 60%

3	市の審議会等への女性の参画促進	所管課	男女共同参画課		
現状	女性の参画に関する調査結果によると、「市の審議会等の女性委員の割合は、31.4%（H30）」で、指定都市平均 35.3%（H29）」を下回り、119のうち18の審議会等において女性の登用率が10%を満たさない状況です。より多くの女性の意見が、市政に反映できるよう、女性の積極的な登用が必要なことから、現在女性の人材リストを運営し、庁内に提供しています。				
取組概要	①男女共同参画推進会議の開催：市の審議会等への女性委員の登用を促進するための会議を開催します。 ②女性人材リストの活用：女性の登用に向けた人材リストを庁内に周知し、活用を促します。 ③地域における女性人材育成の推進：市政や地域へ参画する女性の人材を育成します。 ④所属長・職員向け研修の実施：市職員へ男女共同参画への理解を深める研修を実施します。				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	①男女共同参画推進会議 ②女性人材リストの活用 ③女性人材の育成 ④所属長、職員向け研修	◎⇒実施(継続) ◎⇒実施(継続) ◎⇒実施(継続) ◎⇒実施(継続)	⇒ 継続 ⇒ 継続 ⇒ 継続 ⇒ 継続	⇒ 継続 ⇒ 継続 ⇒ 継続 ⇒ 継続	⇒ 継続 ⇒ 継続 ⇒ 継続 ⇒ 継続
指標	審議会等における女性委員の割合（H30：31.4%）	33.5%	35.7%	37.8%	40.0%

施策1 「官民連携の推進」

取組内容

市の目指すまちづくりを推進するため、行政と民間企業、大学等と連携した事業を積極的に採り入れるとともに、連携事業を通して、官民がよりよいパートナーとなるための相互理解を深めていきます。

取組項目(11項目)

- 1 企業・団体・大学との包括的な連携の推進
- 2 企業・大学と連携したまちづくりの推進
- 3 地域のまちづくり団体等と連携したまちづくりの推進
- 4 市内企業におけるダイバーシティ経営の推進
- 5 高齢者就労の促進
- 6 大規模災害における緊急輸送路の確保及び配備体制の見直し
- 7 イベントプロモーションの推進による官民連携
- 8 民間企業との交流研修の推進
- 9 WeWork等を活用した「地域経済牽引事業」の首都圏プロモーション支援
- 10 登呂エリアにおける歴史・文化資源の活用
- 11 静岡都心地区まちなかフォーカブル推進事業



草薙駅南口駅前広場・イベント広場
(草薙駅周辺エリアマネジメント)

具体的な取組

1	企業・団体・大学との包括的な連携の推進				所管課	企画課
現状	静岡市の地方創生推進、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与する目的に、それぞれが有する能力・資産等を活用し、お互いの強みをいかして、連携・協力して事業を進めています。今後、限られた行政資源の中で効果的・効率的に事業を実施していくため、企業・団体・大学との連携を充実していく必要があります。 ○企業・団体との連携 包括連携協定締結：11企業・団体(H29末) ○大学との連携 包括連携協定締結：6大学(H29末)※市内全大学と協定締結済					
取組概要	①企業・団体との包括連携協定締結数の増加 ②連携の基盤となる協定の締結数を増やし、連携体制を充実します。					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	①締結に向けた協議・調整 ②協定の締結	◎実施(継続) ◎協定締結	⇒継続	⇒継続	⇒継続	
指標	企業・団体との包括連携協定締結数 (H29 11企業・団体)	16企業・団体	21企業・団体	23企業・団体	25企業・団体	

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向2 「官民連携の推進と民間活力の活用」

施策1「官民連携の推進」

2	企業・大学と連携したまちづくりの推進	所管課	関係各課
現状	これまで企業・大学と連携したまちづくりを推進してきました。今後は、地方創生の流れの中で、企業・大学との連携をより一層深めていくことが求められています。		
取組概要	企業・大学と連携した取組をより一層推進させるほか、企業・大学との包括的な連携協定に基づいた取組を推進します。（各事業の取組内容は、別表のとおり）		

企業・大学と連携したまちづくりの推進

別表

No	項目	内容	実施年度	指標	所管課
2-1	こどもクリエイティブタウンにおける企業との協働	土日、夏休み期間中等、企業に協力してもらいバザール等リアリティのある魅力的な運営を展開します。また、課題となっている平日の利用増加に向けて、小学校、幼稚園、こども園等への周知強化を図ります。	R1 ～ R4	企業に協力を得られた講座実施回数 各年度 200回以上 (H29 251回)	産業政策課
2-2	職域保険者と連携した健康づくりの取組み	保険者への静岡市糖尿病性腎症重症化予防プログラムの拡大を図ります。また、特定健康診査及びがん検診の同時実施を推進し、課題となっている被扶養者等の未受診者への検診受診を促します。	R1 ～ R4	①実施保険者数 ②実施回数 ①R4まで6者、 ②各年度3～4回	健康づくり推進課
2-3	大学との連携による学習機会の提供	統一テーマに沿って、市内5大学が1コマずつ講義を行う市民大学リレー講座の充実を図ります。また、大学公開講座の共催により、市民が学べる環境を整えます。	R1 ～ R4	講座開催回数 各年度 30回 (H29 30回)	生涯学習推進課
2-4	高齢者見守りネットワーク推進事業の協力に関する協定	民間企業等と協定を締結し、企業等の営業活動の際に、高齢者や高齢者宅の異変等に気づいた場合に、速やかに対応できる協力関係を構築します。	R1 ～ R4	見守り協定締結数（業種数）（累計） R4まで 21業種 (H29 11業種)	地域包括ケア推進本部
2-5	静岡市自転車サポーター制度の推進	「静岡市自転車活用推進計画」に基づき、自転車に係る「ハード」「ソフト」「マインド」の各分野での取り組みを実施する市内の企業、団体を「静岡市公認自転車サポーター」として認定し、官民が連携して自転車の利用環境の向上を図ります。また、すでに認定している企業・団体及び新規申請者に対し、「自転車通勤推進企業」の宣言申請の紹介、申請の支援を実施します。	R1 ～ R4	①公認自転車サポーター企業・団体数 R4まで150企業・団体 (H29 0企業・団体)	交通政策課

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向2 「官民連携の推進と民間活力の活用」

施策1「官民連携の推進」

3	地域のまちづくり団体等と連携したまちづくりの推進	所管課	関係各課
現状	これまで地域等と連携したまちづくりを推進してきたことで、いくつかの地域においてまちづくり活動の芽が育ち始めています。今後は、この動きを市全体へ波及させていくことが必要になります。		
取組概要	地域等と連携したまちづくりを推進するため、自治会や地域のまちづくり団体等との連携強化を図り、地域の活性化や賑わいの創出を図ります。（各事業の取組内容は、別表のとおり）		

地域のまちづくり団体等と連携したまちづくりの推進

別表

No	項目	内容	実施年度	指標	所管課
3-1	追手町音羽町線にぎわい空間創出事業	都市再生推進法人の指定、都市利便増進協定の締結、民間施設の設置に伴う道路占用特例認可の適用、にぎわい空間創出に向けた民間施設の設置により官民連携によるにぎわい空間の創出を実施します。	R1 ～ R4	民間団体が利活用を行う道路占用特例認可面積 R2-R4 297㎡	都市計画課
3-2	草薙駅周辺エリアマネジメント*	一般社団法人草薙カルテッドが活用するJR草薙駅南口イベント広場等を都市再生整備計画に位置付けます。また、南口イベント広場等の利便増進協定を締結し活用します。	R1 ～ R4	管理運営移管箇所数 R2 1箇所 効果額 R2-R4 1,555千円	清水駅周辺整備課
3-3	地域のまちづくり団体等と連携したまちづくりの推進（民間団体とのまちづくり）	市と個別のまちづくり団体とで定期的な意見交換等を行うことで連携を強化し、民間活力の導入・活用を推進します。また、事業者らの有志グループの新たな活動を支援し、まちづくり団体の育成・発展を推進します。	R1 ～ R4	市支援策を受けた、まちづくり団体の活動数 R4まで 8件	商業労政課

*エリアマネジメント：地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組み

4	市内企業におけるダイバーシティ経営の推進	所管課	商業労政課		
現状	現在、人口減少・少子高齢化が進む中、市内企業においては、人手不足が深刻な状況に直面しています。女性をはじめとした多様な人材誰もが活躍し、個々の能力を最大限発揮できる環境づくりを行うことで、市内企業の雇用促進や生産性の向上に繋げていく必要があります。				
取組概要	経済団体・労働団体・国・県と連携し、企業におけるダイバーシティ経営*の推進を図るため、普及啓発や好事例の発信を行います。				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	普及啓発や好事例の発信等の実施	◎実施	⇒継続	⇒継続	⇒継続
指標	多様な人材の活躍応援事業所表彰数（H30 5社）	5社	5社	5社	5社

*ダイバーシティ経営：多様な人材を活かし、その能力が最大限発揮できる機会を提供することで、イノベーションを生み出し、価値創造につなげている経営

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向2 「官民連携の推進と民間活力の活用」

施策1「官民連携の推進」

5	高齢者就労の促進		所管課	福祉総務課、 商業労政課、産業 振興課	
現状	<p>静岡市における65歳以上の高齢者は年々増加し、直近では高齢化率は約3割に達するとともに、近年は元気な高齢者が多くみられる傾向にあります。</p> <p>「人生100年時代」とも言われる中、静岡市5大構想の一つである「健康長寿のまち」の実現を目指し、健康づくりや生きがい・社会参加、生活安定の観点から、多くの元気な高齢者が生涯現役で企業や地域で働き活躍することができる環境の整備が必要です。また、地域や企業における担い手の確保が課題となっているなか、地域・経済活性化などの観点からも高齢者の就労促進を進めることが必要となっています。</p>				
取組概要	<p>保健福祉長寿局と経済局とが連携し、関係機関と一体となって下記の事業に取り組みます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 マッチング支援（プラットフォーム*運営） 2 人材育成（地域就労支援等） 3 重点分野の新規雇用創出 4 普及啓発 <p>※いずれの事業もR1～3年度の3年間で重点的に実施し、事業の効果検証を行いながら、R4年度以降はさらなる展開を図ります。</p> <p>【関係機関】 （公社）静岡商工会議所、シルバー人材センター、（福）静岡市社会福祉協議会、JA など</p> <p>【財源】 ・厚生労働省のモデル事業「生涯現役促進地域連携事業」を活用（保健福祉長寿局、上記1～4を実施） ・「地方創生推進交付金」を活用（経済局、上記1及び4を実施）</p>				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	①生涯現役促進地域連携事業を活用した取組 ②企業OB等による中小企業支援	◎実施	⇒継続	⇒継続	⇒継続（検討）
指標	①高齢者の就労人数 ②企業OB等による中小企業支援件数（就労件数）	①80人 ②20件	①100人 ②20件	①115人 ②20件	①未定 ②未定

*プラットフォーム：ここでは、高齢者が生涯現役で企業や地域で活躍することを目的として、求人開拓、就労相談、情報提供を行いマッチングを支援するワンストップ機関・窓口のことをいいます。

6	大規模災害における緊急輸送路の確保及び配備体制の見直し		所管課	建設政策課	
現状	<p>南海トラフの巨大地震による県の第4次地震被害公表では、津波や建物倒壊、火災等により、多くの死傷者が発生すると予想されています。この被害の拡大を抑制するために、今後は、より一層、官民連携により災害支援体制を確立し、市民の安全を守るため、迅速かつ的確な対応が求められています。</p>				
取組概要	<p>緊急輸送路確保・配備体制の見直し 道路啓開の優先順位や迂回ルート選定などについて、国・県・ライフライン業者・災害協定業者と検討会を行い、より強い官民連携を図るため、建設局災害配備体制の再構築を毎年度行います。</p>				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	災害配備体制整備（再検討、訓練内容等の検討、改善）	◎⇒実施（継続）	⇒継続	⇒継続	⇒継続
指標	関係機関との検討会開催数（H30 3回）	3回	3回	3回	3回

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向2 「官民連携の推進と民間活力の活用」

施策1「官民連携の推進」

7	イベントプロモーションの推進による官民連携				所管課	まちは劇場推進課
現状	<p>これまで「シズカン」プロジェクトとして「シズオカ×カンヌウィーク」を通じたプロモーションを行い、中心市街地の活性化、文化振興、シティプロモーション、姉妹都市交流・国際理解教育の推進など、市民・民間企業・団体等の参画・協働を推進してきた結果、連携企画がH28年度は25事業、H29年度は20事業が実施されました。</p> <p>今後は、さらに「シズカン」だけでなく、季節ごとにパッケージ化したイベントのプロモーションを強化することで、年間を通して賑わいを創出していく必要があります。</p>					
取組概要	<p>R2年度からは、「まちは劇場」が目指す「文化交流による年間を通じた賑わいの創出」という目的を果たすために、春フェス、夏フェス等の各イベントを季節ごとパッケージ化し、民間のノウハウを活かした新たなイベントプロモーションを展開することで、フェスティバル・シティとしての静岡市の魅力を広く発信していきます。</p>					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	イベントプロモーションの推進によるイベントの情報発信の実施	—	◎ 実施	⇒ 継続	⇒ 継続	
指標	広報宣伝の実施媒体数	—	8媒体	7媒体	7媒体	

8	民間企業との交流研修の推進				所管課	人事課
現状	<p>多様化、複雑化する行政課題を解決していくために官民連携が不可欠となっている中、市職員には、民間の経営感覚や市民サービスの向上、迅速な意思決定などの新たな公共経営の手法により、市政運営を推進していくことが求められています。また、市と民間企業との間では、よりよいパートナーとなるための相互理解が必要となっています。</p>					
取組概要	<p>①民間企業交流研修：H24年度から実施している民間企業交流研修（※）を継続して実施します。</p> <p>②人事交流期間（1年間）の延長により業務経験を深めるとともに、魅力ある派遣先の開拓を行い、多様な人材育成やネットワーク構築を進めます。</p> <p>※市と民間企業との間で職員（社員）を派遣し合い、相互に実施する実務研修</p>					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	①民間企業交流研修の実施	◎⇒実施（継続）	⇒継続	⇒継続	⇒継続	
	②交流期間の延長又は新規開拓	◎実施	⇒継続	⇒継続	⇒継続	
指標	①民間企業交流研修に参加した職員の人数	3人	3人	3人	3人	

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向2 「官民連携の推進と民間活力の活用」

施策1「官民連携の推進」

9	WeWork等を活用した「地域経済牽引事業」の首都圏プロモーション支援	所管課	産業振興課		
現状	<p>本市では、H30年3月に、地域未来投資促進法に基づく「静岡市戦略産業等支援強化地域基本計画」を策定し、地域の特性を生かし、付加価値の高い「地域経済牽引事業」に取り組む企業に対して重点的な支援を行っていくこととしています。</p> <p>支援対象となる成長分野が10ある中で、観光や専門サービスなど、これまでに支援の経験がない新しいものが加わり、補助金や技術開発等の従来の支援ではカバーできない支援ニーズを持った企業が出てきており、首都圏でのネットワーク構築や、情報発信を望む声にこたえる必要性が生じてきています。 (地域経済牽引事業承認実績：H29年度：3件、H30年度：8件、R1年度：12件)</p>				
取組概要	<p>新たな支援ニーズに答えるため、首都圏の支援機関等と連携した「地域経済牽引事業」の首都圏プロモーション支援を行っていくことを目的とした、地域未来投資促進法に基づく「連携支援計画」を平成30年12月に策定した。都内に展開するコミュニティ型シェアオフィス「WeWork」等を活用して、「地域経済牽引事業」に対して首都圏での情報発信やビジネスマッチングの機会を提供。従来の取り組みに加えて、オンラインでのプロモーションの機会を創出することで、コロナ禍における新しい生活様式に対応した市内企業の販路拡大・新規顧客開拓などを支援します。</p>				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	WeWork等を活用したプロモーション支援	◎⇒プロモーション支援の推進	⇒継続	⇒継続	⇒継続
指標	イベント開催件数 (H30 5回)	6回	6回	6回	6回
	支援企業数	10社	10社	10社	10社

10	登呂エリアにおける歴史・文化資源の活用	所管課	文化財課 文化振興課		
現状	<p>地域活性化に向け、登呂遺跡などの歴史的・文化的価値の高い資源を地域（観光）資源として有効に活用する必要があります。</p>				
取組概要	<p>文化力を経済力へ結びつけ、市民が誇りを持てる施設を実現するため、「訪れた人が楽しむ」、「市外からの誘客を図る」、「地域に対する愛着を育む」の3つの観点から下記施策を実施し、令和4年度において登呂博物館、芹沢銈介美術館の入館者数の目標値を達成し、将来的にエリア内外への民間参入の促進と、地域住民のシビックプライドを醸成します。</p>				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	<ul style="list-style-type: none"> ①景観演出 ②特別感ある体験 ③人が集まり楽しめる空間 ④サードプレイスとしての空間づくり ⑤SNSの活用 ⑥周遊観光ルート ⑦シビックプライドの醸成 	—	<ul style="list-style-type: none"> ①△3次総登載と予算化(登) ②◎泥あそびイベント(登)、夜間開館の実施 ③◎芝生化実施(登) ④◎キッチンカー導入(登) ⑤◎ツイッター継続(登)・導入(芹) ⑥◎登呂ミュージアムストリートの実施 ⑦△学校連携プログラムの再構成(登) 	<ul style="list-style-type: none"> ①△予算化 ②⇒継続 ③◎民間イベント誘致 ④⇒継続 ⑤⇒継続 ⑥⇒継続 ⑦◎学校連携の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ①○植栽追加 ②⇒継続 ③⇒継続 ④⇒継続 ⑤⇒継続 ⑥◎観光ルート登載 ⑦⇒継続
指標	登呂博物館入館者数/年 (H30 16.8万人)	—	—	—	18.8万人
	芹沢銈介美術館入館者数/年 (H30 1.6万人)	—	—	—	2.4万人

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向2 「官民連携の推進と民間活力の活用」

施策1「官民連携の推進」

R3.3改訂 新規追加

11	静岡都心地区まちなかウォークラブル推進事業		所管課	都市計画課	
現状	新型コロナ危機を契機として、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る密にならない屋外公共空間を活用するニーズが高まっており、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」や、身近な憩いの空間の重要性が再認識されています。				
取組概要	密にならない屋外公共空間をウォークラブルな人中心の空間に転換するため、青葉シンボルロードや七間町エリアなどで賑わい創出に向けた社会実験を行い、民間主体による空間活用の手法や持続可能な運営体制の検討を進め、滞在快適性等向上区域の指定による国の支援制度を活用しながら、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の実現を目指します。				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	<ul style="list-style-type: none"> ・社会実験の実施 ・滞在快適性等向上区域の指定 	—	—	◎実施 <ul style="list-style-type: none"> ・社会実験 △調査・検討 <ul style="list-style-type: none"> ・空間活用手法 ・運営体制 	△調査・検討 <ul style="list-style-type: none"> ・空間活用手法 ・運営体制

施策2 「民間活力の活用」

取組内容

指定管理者制度の活用や民間委託化を推進するなど、民間の活力を活用することで、市民サービスの向上とより効率的な運用に努めていきます。

取組項目(9項目)

- 1 指定管理者制度の検証と更なる活用
- 2 指定管理施設における利用料金制の導入の推進
- 3 日本平動物園レストハウスへの民間活力導入
- 4 民間連携によるサービス向上及び新規収益の確保
- 5 家庭可燃ごみ収集運搬業務の民間委託
- 6 沼上清掃工場のごみ受取業務の民間委託化
- 7 公共建築物工事監理の民間委託
- 8 不燃・粗大ごみ収集運搬業務の民間委託
- 9 沼上資源循環センターの不燃・粗大ごみ処理業務の民間委託

具体的な取組

1	指定管理者制度の検証と更なる活用				所管課	総務課、 関係各課
現状	H16年度以降、指定管理者制度については積極的に導入し、H30年度（H30年4月現在）において218施設に導入されており、新たに指定管理者制度の導入を検討する施設は新規の施設が中心になっています。また、指定管理者制度を導入して以降随時制度の見直しを行っていますが、指定管理者監査等において指摘事項があるなど、制度運用上の課題を見直していく必要があります。さらに、民間活力を一層活用していくために、指定管理者が参入しやすい制度など、より民間のノウハウを活用できるよう手法を調査研究していく必要があります。					
取組概要	①新規施設等への制度の導入検討を行います。 ②既に制度を導入している施設の管理運営状況等を確認し、その結果を検証することで、制度運用上の課題を明らかにするとともに、より民間活力を活用できる手法の調査、研究を行い、制度の見直しに反映していきます。					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	① 新規施設等への導入検討 ② 制度の見直し	◎実施	⇒継続 ◎実施	⇒継続 ⇒継続	⇒継続 ⇒継続	
指標	利用者満足度（全施設の平均：29年度89.7%）	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向2 「官民連携の推進と民間活力の活用」

施策2 「民間活力の活用」

2	指定管理施設における利用料金制の導入の推進				所管課	総務課、 関係各課
現状	利用料金制は、指定管理者の裁量を拡大し、インセンティブとなることからサービスの向上につながるものであるため、新規施設への指定管理者制度の導入及び指定期間の更新の際に、利用料金制導入の効果を確認する必要があります。 （平成30年4月1日現在：指定管理者制度導入施設数＝218、うち利用料金制度導入施設＝58）					
取組概要	利用料金制導入施設の検討・審議・導入：H26年度に策定した利用料金制導入の適否を判断する基準に基づき、指定管理者制度の新規導入及び指定期間の更新の際に、利用料金制の導入効果を検討し、必要に応じて利用料金制への移行を進め、更なる民間活力の活用を推進します。					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	①利用料金制導入検討 R1年度更新・新規施設 R2年度更新・新規施設 R3年度更新・新規施設 R4年度更新・新規施設 R5年度更新・新規施設	◎検討結果の反映 △検討・審議 2施設	◎検討結果の反映 △検討・審議 1施設	◎検討結果の反映 △検討・審議 1施設	◎検討結果の反映 △検討・審議 1施設	
指標	利用料金制新規導入検討施設数（H27：5施設、H28：35施設、H29：0施設）	2施設	1施設	1施設	1施設	
効果額	削減額（単位：千円）	実績報告	実績報告	実績報告	実績報告	

3	日本平動物園レストハウスへの民間活力導入				所管課	日本平動物園
現状	現レストハウスは、平成7年の建設後20年以上が経過しており、老朽化による雨漏り、壁の剥離等が目立ち、施設の大規模修繕、建替え等を検討する時期にきています。また、平成26年度の「日本平動物園来園者アンケート調査」結果では、当園全体の満足度が88.1%と高い一方、レストランの満足度は35.8%、利用率は54%と低いことから、当園の魅力をより向上するためにレストハウスは改善すべき課題となっています。そこで、レストハウス建替え等における民間活力導入のための、現況調査や導入可能施設の分析、施設計画の立案等を平成28年度に行いました。					
取組概要	施設の管理運営方式、整備手段・方法等（民設民営or公設民営）の整理、施設計画基本構想の策定をし、募集条件を整理した上で事業の公募を行う予定でしたが、新ゾウ舎建設の可能性についての検討が始まり、現レストハウスの場所が建設候補地のひとつとなったこともあり、園全体の運営方針等が決定された後に公募を行います。					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	民間活力の導入 事業者公募、レストハウス建設	△ゾウ舎建設との調整	×中止	—	—	

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向2 「官民連携の推進と民間活力の活用」

施策2「民間活力の活用」

4	民間連携によるサービス向上及び新規収益の確保				所管課	日本平動物園
現状	前期実施計画において、日本平動物園の更なる魅力の向上を図るため、施設の改修・整備やイベント等を充実する上で、地域の企業等と連携した運営のサポートを受けています。平成29年度実績では、3件の民間事業者との連携を実施しました。					
取組概要	① 静岡信用金庫と締結した「連携・協力に関する協定」により「環境応援定期預金K i Z o o」を販売します。 ・ 定期預金販売額の規定割合を寄付、1億円につき入園券5枚を購入 ② ㈱文教スタヂオと契約し、オリジナルフォトカードの無料プレゼントやフォトスポットで記念写真を販売します。 ・ 売上の10%相当額を寄付 ③ 民間企業と連携し、イベント（協賛：実施経費の一部負担）を実施します。 ④ R1.11に株式会社博報堂と締結した「コンテンツ利用等に関する協定書」により、園の魅力を発信するサービスを提供します。 ※上記以外にも、更なる民間事業者との連携を図っていきます。					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	協定、契約等の調整 民間活力導入（実施）	◎⇒実施（継続）	⇒ 継続	⇒ 継続	⇒ 継続	
指標	民間事業者との連携実績 H29年度 3件	3件	3件	5件	5件	
効果額	収入増額（単位：千円）	2,800	2,800	5,100	4,600	
	削減額（単位：千円）	200	200	200	200	

5	家庭可燃ごみ収集運搬業務の民間委託				所管課	収集業務課
現状	家庭可燃ごみの収集運搬業務については民間委託化を進めています。現状は、H26年度時点の車両台数ベースで委託率75%でしたが、H29年度ベースで委託率82%となっています。今後も民間活力を活用するため、委託計画に基づき収集運搬業務の民間委託を推進します。					
取組概要	民間活力を活用し、R3年度までに家庭可燃ごみ収集運搬業務の完全委託を実施します。R1年度には、収集運搬車両7台（委託率92%）、R3年度には6台（委託率100%）を民間委託します。					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	民間委託	◎民間委託	△仕様設計 業者選定	◎民間委託	⇒継続	
指標	新規委託化台数	7台	—	6台	—	
効果額	削減額（単位：千円）	17,488	47,488	73,192	188,192	
削減人員	正規 非常勤	15人 6人	6人 ▲6人	15人 3人	23人 ▲23人	

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向2 「官民連携の推進と民間活力の活用」

施策2「民間活力の活用」

6	沼上清掃工場のごみ受取業務の民間委託化				所管課	廃棄物処理課
現状	沼上清掃工場では、現在、焼却炉の運転等については委託で、市民からのごみの受取業務・計量等については労務職員による直営で行っています。民間活力を活用し清掃工場の運転を継続していくため、ごみ受取業務の委託化を推進する必要があります。					
取組概要	ごみ受取業務の委託化：民間活力を活用するため、労務職員の定員状況・退職状況について把握するなど検討を行い、ごみ受取業務についてR3年度での委託化を目指します。					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	ごみ受取業務の委託化	△調査・検討	△調査・検討	◎ 民間委託化	⇒ 継続	
指標	委託化業務数（累計）	0	0	1	1	
効果額	削減額（単位：千円）	5,000	10,000	5,827	5,827	
削減人員	正規職員 会計年度任用職員等	1人 ▲1人	1人 ▲1人	5人 4人	-	

7	公共建築物工事監理の民間委託				所管課	公共建築課
現状	<p>「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行され、公共工事の品質確保の重要性が広く社会に浸透してきました。</p> <p>社会的ニーズに対応し、繁雑する行政業務の効率化を図るためには、可能な限り民間の能力を活用して公共建築工事の品質を確保していく必要があります。</p> <p>平成27年度から現状分析を行うと共に、委託案件・業務範囲の検討を行い平成29年度に運用基準を定めましたが、今後も、社会情勢を踏まえ、運用基準を継続的に見直ししていく必要があります。</p>					
取組概要	<p>①工事監理業務の民間委託を実施します。</p> <p>②国庫補助金を取得することで監理委託件数を増やすことができるため、事業課と工事監理業務委託料の補助金に関する協議を実施し、国庫補助金の取得を促進します。</p>					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	①工事監理業務の民間委託の実施 ②事業課と工事監理業務委託料の補助金に関する協議の実施	◎実施 ◎実施	⇒継続 ⇒継続	⇒継続 ⇒継続	⇒継続 ⇒継続	
指標	①運用基準対象工事の監理委託件数 (H30 1件ヒヅターセター) ②事業課への説明会開催回数	1件以上 1回以上	1件以上 1回以上	1件以上 1回以上	1件以上 1回以上	

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向2 「官民連携の推進と民間活力の活用」

施策2「民間活力の活用」

R.4.3改訂 新規追加

8	不燃・粗大ごみ収集運搬業務の民間委託				所管課	収集業務課
現状	家庭ごみの収集運搬業務については、労務職員の原則退職者不補充の方針（職員適正配置計画）により民間委託化を進めており、令和3年度に可燃ごみの完全委託化が完了したため、不燃・粗大ごみの収集運搬業務についても民間委託を進めます。					
取組概要	民間活力を活用し、R9年度までに不燃・粗大ごみ収集運搬業務の完全委託を実施します。R5年度には、収集運搬車両5台（委託率31%）、R7年度に5台（63%）、R9年度に6台（委託率100%）、計16台を民間委託します。					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	不燃・粗大ごみ収集運搬業務の民間委託	—	—	—	△仕様設計 業者選定	

R.4.3改訂 新規追加

9	沼上資源循環センターの不燃・粗大ごみ処理業務の民間委託				所管課	廃棄物処理課
現状	沼上資源循環センターでは、不燃・粗大ごみ処理施設の運転等を労務職員による直営で行っています。民間活力を活用し資源循環センターの維持管理を継続していくため、不燃・粗大ごみ処理業務の委託化を推進する必要があります。					
取組概要	不燃・粗大ごみ処理業務の委託化：民間活力を活用するため、労務職員の定員状況や退職状況について把握しながら検討を行い、不燃・粗大ごみ処理業務についてR5年度での委託化を目指します。					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	不燃・粗大ごみ処理業務の委託化	—	—	△調査・検討	△調査・検討	

施策3 「外郭団体の活用・連携の推進」

取組内容

市と市の外郭団体は、市の政策を始めとする市民の福祉の増進に資する取組を共に推進するパートナーであり、市は、効果的に市民福祉の増進を図るため、各団体の設立目的や強みとする特性を活かし、積極的に外郭団体を活用、連携していきます。また、外郭団体は、市のパートナーとしての役割を果たすため、健全で安定的な経営基盤を確立するとともに、団体の自主性、自律性を向上させます。

取組項目(1項目)

- 1 外郭団体との連携による施策の推進

具体的な取組

1	外郭団体との連携による施策の推進				所管課	総務課
現状	<p>H25年度の行財政改革推進審議会における外郭団体の公益性の検証の中で、11ある全ての団体が「市としての公益性がある」との答申を受けたことを踏まえ、外郭団体全てに共通する市の基本的な考え方を「外郭団体の活用及び連携に係る指針」(H28年度)に、個々の外郭団体に求める具体的な役割を「外郭団体方針書」(H29年度)として決めました。</p> <p>H30年度には「指針」及び「方針書」に基づき、各団体が「経営計画」を策定しました。今後は、その進捗管理を行う中で市と外郭団体との連携を強化し、各施策の推進や経営上の課題解決に向けて市と外郭団体が共に取り組んでいく必要があります。</p>					
取組概要	<p>①「指針」及び「方針書」に基づき、各団体がH30年度に策定した「経営計画」に従い、市のパートナーとしての役割を果たす取組とその前提となる経営基盤の確立に向けた取組を着実に実施し、その進捗状況を公表します。</p> <p>②市の施策の進捗状況や社会情勢の変化に合わせ、適宜、「方針書」及び「経営計画」を見直します。</p> <p>③市と外郭団体との意思疎通の円滑化を目的として、総務課が窓口となり、外郭団体に共通する課題の検討や情報共有を行うため、定期的な協議の場を設定します。</p>					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	<p>①「経営計画」の進捗管理・公表</p> <p>②必要に応じた「方針書」「経営計画」の改訂</p> <p>③定期的な協議の実施</p>	○一部実施	◎実施	⇒継続	⇒継続	
		◎実施	⇒継続	⇒継続	⇒継続	
		◎実施	⇒継続	⇒継続	⇒継続	
指標	経営計画の年度ごとの進捗管理・公表団体数	0団体	10団体	11団体	12団体	

施策1 「積極的な情報発信」

取組内容

本市への交流人口増加を図るためには、市外の人が「本市を知る」きっかけづくりをする必要があります。そのため、首都圏のメディアに番組や記事として取り上げてもらう取組を推進するとともに、広報紙、テレビ、ラジオだけでなく、SNSなどの新たな媒体も活用し、市の魅力を積極的かつ効果的に情報発信していきます。

取組項目(3項目)

- 1 メディアを活用したシティプロモーション
- 2 メディアミックス広報等による情報発信
- 3 WeWorkを活用したシティプロモーション



首都圏の番組制作会社やライターへの積極的なシティプロモーション

具体的な取組

1	メディアを活用したシティプロモーション	所管課	広報課、各課		
現状	本市への交流人口増加を図るためには、大前提として市外の人が「本市を知る」きっかけづくりをする必要があります。情報を広く周知する方法も、新聞・テレビ・ラジオ・雑誌といった既存媒体はもちろん、ウェブやSNS（インスタグラム等）を活用した情報発信の影響力が強くなっています。				
取組概要	各種メディア（新聞・テレビ・ラジオ・雑誌・ウェブ等）は首都圏に集中しているため、首都圏を中心にプロモーションを進め、全国に情報発信します。 ①首都圏のメディア担当者を本市へ招き、本市の魅力を体感してもらうプレスツアーを実施し、番組化・記事化を図ります。 ②首都圏のメディアへ、定期的（月1回）に本市情報を、プレスリリースサービスを利用して、番組化・記事化を図ります。				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	①プレスツアーの実施	◎⇒実施（継続）	⇒ 継続	⇒ 継続	⇒ 継続
	②プレスリリースの実施	◎⇒実施（継続）	⇒ 継続	⇒ 継続	⇒ 継続
指標	広告効果額 (H29 15.6億円)	16億円	16.5億円	17億円	17.5億円
	プレスリリースによる情報発信	12回	12回	12回	12回

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向3 「開かれた市政の推進」

施策1「積極的な情報発信」

2	メディアミックス広報等による情報発信	所管課	広報課、関係各課
現状	<p>広報紙、テレビ、ラジオ、インターネットといった媒体の活用や、報道機関への情報提供（報道資料の提供）により市政情報の発信を行っています。</p> <p>各課からの報道資料の提供件数は年々増加傾向にあり、それに伴い報道への露出も増えていますが、前期計画の指標の一つ「市政に関心がある市民の割合 H30：80%以上」の達成は困難な状況にあります。※平成29年度 市民意識調査『市政に関心があると答えた割合 H29：72.5%』</p>		
取組概要	<p>戦略広報の考え方にに基づき、職員一人ひとりが広報パーソンという意識を持ち各事業やイベントの広報活動を実施します。（各事業の取組内容は別表のとおり）</p>		

メディアミックス広報等による情報発信

別表

No	項目	内容	実施年度	指標	所管課
2-1	メディアミックス広報等による情報発信	<p>広報紙への記事掲載、番組制作（テレビ・ケーブルテレビ）、インターネットの活用（市ホームページ・SNS）、報道資料の提供、市長記者会見 などを実施します。特に、多くの市民が情報を入手する手段である市ホームページを誰もがわかりやすいホームページへとリニューアルします。（ウェブアクセシビリティの適用）</p>	R1 ～ R4	<p>報道提供資料の報道取り上げ率 各年度85%以上</p> <hr/> <p>SNSのフォロワー数 R4まで25,000 (H30：13,000)</p>	広報課
2-2	首都圏でのシティプロモーションの推進	<p>静岡市のシティプロモーション強化のため、広報課と協力し、静岡市を愛する首都圏関係者を首都圏におけるサポート協力者として組織し、自身の活動や会員同士の交流を通じてロコミによる本市の情報発信を行います。</p>	R1 ～ R4	<p>サポート協力者数 R4まで 400人 (H29 262人)</p>	東京事務所
2-3	議会広報の充実	<p>市議会と市民の距離を縮め、開かれた市議会の実現に向け、様々な媒体による広報を行っています。後期実施計画では、議会事務局全体の課題として広報をより充実させるための見直しを行っています。</p>	R1 ～ R4	<p>市議会HP主要ページアクセス件数 各年度 40,000件 (H30上半期20,000件余)</p>	議会総務課、議事課、調査法制課
2-4	オクシズのブランドイメージを活かした情報発信	<p>平成29年度に実施したマーケティング調査に基づき、オクシズで地域振興に取り組む皆さんと、オクシズのブランドイメージに基づいたプロモーションの方向性を再構築しました。後期計画では、市外に向けてはオクシズの「何もしない休日」というブランドイメージを軸としたポイントを絞ったプロモーション、そして、市内へは子育て世代を意識した体験プログラムを中心とした情報発信を新たなプロモーション戦略として、ターゲットを絞り込んだ誘客策に取り組み、入込客数の増加を図ります。また、令和2年度からは、より幅広い世代への情報発信を目的として、オクシズ公式Twitter（SNS）を開設しました。情報の即時性や拡散性等も意識した情報発信を行い、オクシズへの更なる誘客促進を図ります。</p>	R1 ～ R4	<p>オクシズ関連施設、イベント入込客数 R4まで 737千人 (H29 713千人)</p>	中山間地振興課

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向3 「開かれた市政の推進」

施策1「積極的な情報発信」

No	項目	内容	実施年度	指標	所管課
2-5	消防局Facebookページの活用による情報発信	消防局Facebookページを引続き運用し、消防の業務、活動、各種行事等の情報のほか、消防局が目指している女性消防吏員の拡充目標に併せて、女性活躍に関する情報や採用情報等を積極的に発信します。	R1 ～ R4	消防局Facebookページへの投稿数 各年度180～230件 (H29.12月開設 12～3月 60件)	消防総務課
2-6	SNSによる清水区の魅力の発信	清水区版Facebookを継続運用し、区内の各種団体が「しみず魅力発信サポーター」として情報提供し、区民目線で魅力ある情報を幅広く発信します。また、清水区広報キャラクター「シズラ」を活用したチームシズラによるプロモーション活動とシズラ公式Twitterの運用により、情報発信の拡充を図ります。	R1 ～ R4	Facebookの「いいね」数(年間) R1年度 36,500件 (H29 35,458件) SNSの「いいね」数(年間) R2～4年度 55,000件 (H30 54,259件) チームシズラによるプロモーション活動実施回数(年間)各年度 100～130回 (H29 107回)	清水区地域総務課
2-7	Twitterによる図書館情報の発信	平成29年度から、図書館独自のTwitterアカウントを開設しており、即時的かつ魅力的な情報発信の取組を引き続き行っていきます。開館日1ツイート、月約30件のうちイベント情報以外の内容を15件ツイートします。	R1 ～ R4	イベント情報以外のツイート数 R4 180件 (H30 4～11月 246件)	中央図書館
2-8	ごみ分別アプリの開発・導入	平成30年度にごみ分別アプリの開発を行い、令和元年度より導入します。導入後は、アプリの効果的な運用をはじめ、ホームページ、ガイドブック等の多様な周知媒体を活用し、それぞれの特性を活かした戦略的な事業運営を行うことで、幅広い市民層へ循環型社会の実現に向けての情報発信を行っていきます。	R1 ～ R4	—	収集業務課

3 WeWorkを活用したシティプロモーション		所管課 東京事務所			
現状	東京事務所では、これまでも本市にゆかりのある方々が一堂に会する「静岡市交流会」の開催やメディアや旅行会社への訪問など本市の情報発信に資する取組みを行っていますが、情報発信力をより強化していくためには、首都圏での積極的かつ効果的なシティプロモーションを展開していく必要があります。				
取組概要	コミュニティ型ワークスペースWeWorkのイベント実施可能スペースにおいて、本市の認知度向上や誘客等につながるイベント等を実施します。また、WeWork専用のアプリケーション(SNS)に本市の地域資源やイベント等の情報を投稿し、多くの会員に向けた情報発信を行います。				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	WeWorkイベント実施スペースを活用したイベントの実施	◎実施	⇒継続	⇒継続	⇒継続
指標	イベント実施回数	6回	6回	6回	6回

施策2 「市政情報の共有化・透明性の確保」

取組内容

市政の透明性と公正性を確保するため、情報公開研修等の実施により、職員の資質向上に取り組みとともに、契約に係る一般競争入札割合の向上や、積極的な情報提供に取り組みます。

取組項目(4項目)

- 1 情報公開・保有情報提供の推進
- 2 建設工事における総合評価一般競争入札の継続実施
- 3 監査実施体制の充実
- 4 金額入り工事設計書の情報提供化システム導入

具体的な取組

1	情報公開・保有情報提供の推進				所管課	総務課
現状	「情報公開及び個人情報の保護の総合的な推進に関する条例」に基づき情報公開を推進するため、H22年度に「保有情報の提供等に関する指針」を策定し、これを庁内に周知してきました。その結果、H23年度以降継続的に情報提供を行う情報が増加し、市民が情報公開請求をしなくても、容易に情報を入手することができるようになりました。しかし、情報公開請求等の件数は年々増加しており、各課とも市民ニーズに応じて一層の情報提供の推進に努める必要があります。また、市民ニーズの多様化、高度化に対応するためには、各職員が情報公開制度・個人情報保護制度に関する理解を深め、市民に対する説明責任を十分に果たす必要があります。(請求件数 R2年度 4,147件)					
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修の実施：職員研修や職員向けの庁内報を活用し、情報公開制度に関する職員の理解を深めます。 ・実態調査・啓発：毎年度情報提供に関する全庁調査を行い、好事例を全課で共有することにより各課における情報提供の推進を図るとともに、各課に情報提供の推進の働きかけ及び支援を行います。 					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	①職員研修の実施 ②実態調査・啓発	◎⇒職員研修の実施(継続) ◎⇒実態調査・啓発(継続)	⇒ 継続	⇒ 継続	⇒ 継続	
指標	継続的に情報提供を行うこととした情報(H30：6種類)	1種類	1種類	1種類	1種類	

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向3 「開かれた市政の推進」

施策2 「市政情報の共有化・透明性の確保」

2	建設工事における総合評価一般競争入札の継続実施				所管課	契約課
現状	<p>H18年度から公共工事の品質確保のため、一部の建設工事については、価格と価格以外の要素を総合的に評価し、最も優れた者を落札者として決定する総合評価一般競争入札を実施しています。</p> <p>H26年度からは地域企業育成の観点により、A等級以外にも対象を広げ、H29年度には一般競争入札における総合評価一般競争入札実施件数の割合は、43.0%まで増加しました（253件/589件）。</p> <p>また、H30年度からは総合評価方式の型式を5型式から3型式に再編したほか、評価項目の見直し等の制度改正を実施しました。</p>					
取組概要	<p>入札結果や工事成績を検証し、建設工事における総合評価一般競争入札の実施を継続するとともに、対象基準や評価項目の見直しを適宜行い、効果を高めていきます。</p> <p>価格競争による入札で、総合評価一般競争入札への参加要件である工事の完成実績が得られることも鑑み、一般競争入札における総合評価一般競争入札実施件数割合を30%程度とします。</p>					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	総合評価一般競争入札の継続実施	◎実施	⇒継続	⇒継続	⇒継続	
指標	一般競争入札における総合評価一般競争入札実施件数割合（H30 4-12月 31%）	30%程度	30%程度	30%程度	30%程度	

3	監査実施体制の充実				所管課	監査委員事務局
現状	<p>平成26年度に前期実施計画を策定した時点では自治大学の監査専門課程研修等を事務局職員に受講させていましたが、前期実施計画にて外部研修受講者によるフィードバック研修の実施などの取組を推進し、平成29年度実績の時点で累計20回実施しています。</p> <p>今後も時代に即応した実効性のある効率的な監査を実施するため、財政健全化指標や公営企業会計における財務諸表等の審査に必要な財務的知識の習得をはじめ、近年増加している住民監査請求や改正された地方自治法により令和3年度から実施することとなった内部統制審査への対応など、事務局職員の監査能力向上が必要となっています。</p>					
取組概要	<p>外部研修受講・事務局内研修等の実施：外部機関が主催する研修・講座を事務局職員に計画的に受講させるとともに、当該受講者を講師とするフィードバック研修や内部統制審査などの事例研究を事務局内で実施し、職員の監査能力を向上させることにより、監査実施体制の充実を図ります。</p>					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	外部研修受講・事務局内研修等の実施	◎ ⇒ 実施（継続）	⇒ 継続	⇒ 継続	⇒ 継続	
指標	外部研修受講・事務局内研修等実施の年間回数（H29 7回）	6回以上	6回以上	6回以上	6回以上	

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向3 「開かれた市政の推進」

施策2 「市政情報の共有化・透明性の確保」

R.4.3改訂 新規追加

4	金額入り工事設計書の情報提供化システム導入				所管課	総務課 技術政策課
現状	<p>情報公開請求件数は年々増加しており、令和2年度の情報公開請求件数は、4,071件でした。また、そのうち、2,665件が金額入り工事設計書に対するものでした。</p> <p>情報公開請求に係る手続は、請求者にとっては請求書の提出等の負担が生じ、また、職員にとっては、請求公文書準備等の業務量増加に繋がっています。</p> <p>※金額入り設計書とは…静岡市が発注する工事について、当該工事の工種や施行単価が記載された文書</p> <p>※金額入り設計書の情報公開請求件数の推移…H29:2,400件、H30:2,647件、R1：2,541件、R2:2,665件</p>					
取組概要	<p>情報公開請求の約6割から7割を占める金額入り工事設計書について、システムによる情報提供化を行います。システムによる情報提供化とは、申請者がHP上で必要事項を記入してアクセスすれば、保存されている金額入り工事設計書を提供できるというものです。</p>					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	①金額入り工事設計書システムの構築 ②金額入り工事設計書システムの運用・保守	—	—	①◎実施	②◎実施	
指標	システム導入で削減された金額入り工事設計書の情報公開に係る職員対応時間	—	—	—	3,451時間	
効果額	削減額（単位：千円）				実績報告	

施策3 「内部統制の推進」

取組内容

人口減少社会においても行政サービスを安定的・持続的・効率的かつ効果的に提供していくため、内部統制を導入し、組織として予めリスクがあることを前提として法令等を遵守しつつ、適正な業務の執行に取り組みます。

取組項目(2項目)

- 1 内部統制方針の見直しと内部統制体制の整備及び運用・評価・公表
- 2 職員の情報セキュリティ対策の維持・向上

具体的な取組

1	内部統制方針の見直しと内部統制体制の整備及び運用・評価・公表	所管課	コンプライアンス推進課		
現状	<p>地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）が公布され、都道府県知事及び政令指定都市の市長は、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備するとともに、毎年度、内部統制評価報告書を作成し、議会に提出することが義務付けられました。この改正は、令和2年4月1日から施行されます。</p> <p>本市においては、平成29年4月に「静岡市内部統制基本方針」を策定していますが、平成30年7月、国から「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（たたき台）」が示され、今後確定することから、このガイドラインに沿った見直しの必要があります。</p>				
取組概要	<p>①「静岡市内部統制基本方針」の見直し・内部統制体制の整備：国から示された「ガイドライン」に沿って本市の「基本方針」を見直します。また、見直した「基本方針」に基づき全庁的な内部統制体制を整備します。</p> <p>②整備した内部統制体制の運用状況を評価し、公表します。</p>				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	①内部統制方針の見直し・整備 ②内部統制体制の運用・評価・公表	◎策定 ◎整備	◎運用	⇒運用・評価・公表	⇒運用・評価・公表
指標	事務事業事故・ミス発生件数（年度）	前年度比減	過去3年の平均発生件数を下回る	過去3年の平均発生件数を下回る	過去3年の平均発生件数を下回る

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向3 「開かれた市政の推進」

施策3 「内部統制の推進」

2	職員の情報セキュリティ対策の維持・向上				所管課	システム管理課
現状	<p>「情報セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティ監査（内部監査・外部監査）及び職員への研修を実施しています。しかし、標的型攻撃等の外的脅威の増大、ソフトウェアライセンス等のIT資産管理、市民等が利用するウェブサイトの脆弱性等の課題があり、これらが情報セキュリティインシデントに発展しないよう努めていく必要があります。</p>					
取組概要	<p>セキュリティ監査・研修の実施：全職員を対象としたe-ラーニングの実施に加えて、最新の知見を取り入れた情報セキュリティ対策が構築、運用等できるよう、情報システムやウェブサイトの脆弱性、IT資産管理台帳の整備等、高い専門性が求められる分野に対する外部監査を手厚くし、第三者（セキュリティ専門家）の視点から改善指摘等を実施することで、セキュリティ対策の維持、向上に取り組みます。</p> <p>なお、今後も働き方改革等の新しい仕組みに対応した考え方についても随時取り入れ、そのような新しい考えや指針にも対応した組織のセキュリティ体制の構築に取り組みます。</p>					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	①情報セキュリティ監査・研修の実施 ②e-ラーニングサーバーの維持管理	◎⇒実施（継続） ◎⇒実施（継続）	⇒継続 ⇒継続	⇒継続 ⇒継続	⇒継続 ⇒継続 ◎ サーバー更改	
指標	外部監査で緊急度中以上の改善提言を受けた所属数（H29 1所属）	4所属以下	4所属以下	4所属以下	4所属以下	

施策4「条例による政策の実現」

取組内容

政策法務を総合的に推進するため、政策実現のための条例を整備するとともに、社会情勢の変化に対応した既存条例のマネジメントを進めます。
また、職員の法務能力の向上を図るための研修を充実します。

取組項目(1項目)

1 政策条例の整備と条例のマネジメント

具体的な取組

1 政策条例の整備と条例のマネジメント		所管課	関係各課、政策法務課		
現状	<p>本市では、分権社会において自主自立の政策を実現するための体制を作り、その政策を実現するために、H20年3月に「静岡市政策法務推進計画」を策定し、H27年3月に「静岡市政策法務推進規程」を定め、主に組織及び職員の政策法務能力の向上に力を入れてきました。また、条例による政策の実現を進めるため、H21年3月に「静岡市における条例等の整備等に関する指針」を策定し、条例による政策実現を推進してきました。</p> <p>今後、社会の多様化が進む中で、条例による政策の実現は重要な政策手段の一つであり、また、変化していく社会に対応していくためには、制定した条例をマネジメントしていく必要があります。</p>				
取組概要	<p>①条例の整備に係る法的検討支援：所管課が政策実現のために行う条例の制定改廃に係る法的観点及び市民目線での検討支援を政策法務委員会にて行います。</p> <p>②条例マネジメントの実施：既存の条例について、社会情勢に常に適合するためのマネジメント（所管課が定期的に条例の効果、成果等を評価し、必要に応じて見直しを行う。）を行います。</p> <p>③職員研修の実施：職員の法務能力を向上させるための研修等を実施します。</p>				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	①条例の整備に係る法的検討支援 ②条例マネジメントの実施 ③職員研修の実施	◎⇒ 実施(継続) ◎⇒ 実施(継続) ◎⇒ 実施(継続)	⇒ 継続 ⇒ 継続 ⇒ 継続	⇒ 継続 ⇒ 継続 ⇒ 継続	⇒ 継続 ⇒ 継続 ⇒ 継続
指標	①政策法務委員会に附議すべき案件に対し適切な附議を実施した割合	100%	100%	100%	100%
	②条例マネジメントの実施件数（政策条例等） （H29 政策条例3件、その他条例19件）	政策条例 3件 その他の条例20件	政策条例 3件 その他の条例20件	政策条例 3件 その他の条例20件	政策条例 3件 その他の条例20件
	③法務能力向上に関する研修に参加した年間の延べ人数 （政策法務課主催に限る。）	450人	450人	450人	450人

施策1「多様な人材の確保と活用」

取組内容

少子高齢化が進み人手不足が深刻化する中、市の目指すまちづくりに貢献できる人材を確保するため、市の主催する採用説明会だけでなく、民間企業等の主催する採用説明会にも参加しつつ、職員採用ウェブサイトにより効果的な情報発信をしていきます。また、多様化する行政需要に対応するため、豊富な知識と経験を有する高齢者の労働力を活用していきます。

取組項目(2項目)

- 1 市の目指すまちづくりに貢献できる人材の確保
- 2 高齢者の労働力の活用推進（高齢者の就労機会の拡大）



職員採用ウェブサイト



職員採用説明会

基本方針Ⅱ「質の高い行政運営の推進」

改革の方向1「人材育成・活用の推進」

施策1「多様な人材の確保と活用」

具体的な取組

1	市の目指すまちづくりに貢献できる人材の確保				所管課	人事委員会事務局
現状	<p>①現状について 市職員の採用に関する情報発信については、市主催採用説明会、県市合同業務説明会、民間企業等主催の採用説明会及び職員採用ウェブサイトを通じて行っています。特に、市主催採用説明会は毎年度フラッシュアップして実施しているほか、職員採用ウェブサイトは、平成29年度に市のHPから独立させて開設し、動画を掲載するなど常に内容を更新しながら、市職員のやりがいや魅力について、分かりやすく丁寧に紹介しています。</p> <p>②課題について 民間企業の採用意欲が高い現状において、受験者数の減少傾向を改善し、より多くの受験者を確保するため更なる情報発信の強化を図る必要があります。</p>					
取組概要	<p>①より効果的・効率的な広報活動の実施 限られた時間・人員などの中で、より効果的・効率的に受験者を確保するため、市主催採用説明会等の内容を改善するとともに、民間企業等主催の採用説明会についても効果を検証しつつ参加することとします。また、これらの実施にあたってはオンライン形式による開催を積極的に検討します。</p> <p>②職員採用ウェブサイトの有効活用 より多くの方に関覧いただくため、内容が陳腐化しないよう随時新たな情報を掲載していきます。</p>					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	①より効果的・効率的な広報活動の実施 ②職員採用ウェブサイトの有効活用	△◎調査・検討・実施 ◎実施	⇒継続 ⇒継続	⇒継続 ⇒継続	⇒継続 ⇒継続	
指標	市主催採用説明会、県市合同業務説明会、民間企業等主催の採用説明会への参加者延べ人数 (H29 1,935人) (H28 1,507人)	1,500人	1,500人	1,900人	2,000人	
	職員採用ウェブサイトの総ページビュー数 (H30.3～H31.2実績値 668,653)	669,000	669,000	800,000	800,000	

2	高齢者の労働力の活用推進（高齢者の就労機会の拡大）				所管課	人事課
現状	<p>少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少し、人手不足が深刻化する中、豊富な知識と経験を有する高齢者の労働力を活用し、正規職員は高度化・専門化する業務に専念するなど、効率的で生産性の高い組織運営を行うことが求められます。そのため、行政サービスについて、高齢者の多様な働き方に応じた就労環境を整える必要があります。地方自治体においては、高齢者に限定した職員の募集はできませんが、非常勤職員の業務において、高齢者向けの職を切り出し、高齢者の就労意欲を向上させ、就労機会の拡大に繋がるような取組を行っていきます。</p>					
取組概要	<p>①高齢者向けの職の切り出し及び高齢者向け周知の実施【R1～】 ②高齢者の就労促進に向けたプラットフォーム（※）を活用した高齢者向け周知の実施 （※）プラットフォーム：高齢者が生涯現役で企業や地域で活躍することを目的に、求人開拓、就労相談、情報提供を行うマッチングを支援するワンストップ機関・窓口のこと</p>					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	①職の切り出し及び周知 ②プラットフォームの活用	△検証 ◎実施	⇒継続 ⇒継続	⇒継続 ⇒継続	⇒継続 ⇒継続	
指標	会計年度任用職員採用選考における65歳以上の方の申込割合	—	15%	15%	15%	

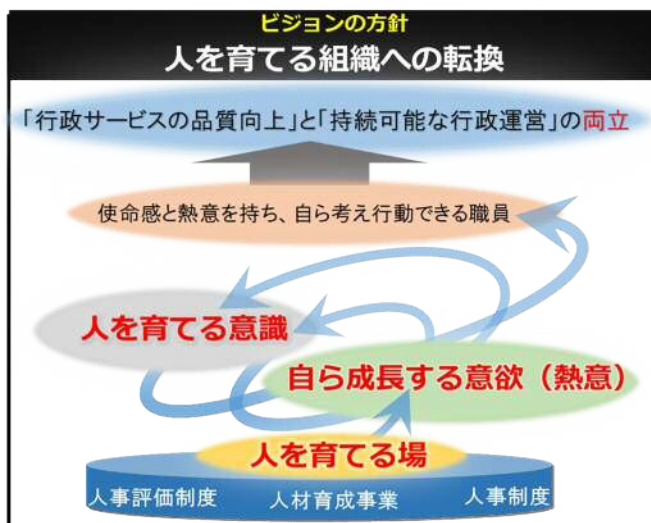
施策2「人材育成の推進」

取組内容

多様化する行政需要や職員を取り巻く環境変化に対応するため、新たに「人を育てる組織への転換」を方針に掲げた人材育成ビジョンに基づき人材の育成を推進します。また、技術・技能の伝承に努めるとともに、市政運営を担うプロとして、スペシャリストの育成にも取り組んでいきます。

取組項目(5項目)

- 1 人材育成ビジョンに基づく職員の育成
- 2 技術職員の人材育成
- 3 保健師の人材育成
- 4 消防職員の人材育成
- 5 教職員の人材育成



人材育成ビジョン



職員研修の様子



消防職員の研修(消防ヘリコプターとの連携訓練)

基本方針Ⅱ「質の高い行政運営の推進」

改革の方向1「人材育成・活用の推進」

施策2「人材育成の推進」

具体的な取組

1	人材育成ビジョンに基づく職員の育成				所管課	人事課
現状	職員の育成は、平成26年度に改定した人材育成ビジョンに基づき人材育成事業、人事評価制度、人事制度を連動させ実施してきましたが、職員を取巻く環境は、働き方改革などの社会環境やベテラン職員の減少、若手職員の増加など組織の状況も大きく変化しており、その変化に対応しながら人材育成を進めるため、「人を育てる組織への転換」が求められています。					
取組概要	<p>「使命感と熱意を持ち、自ら考え行動できる職員」を育成するため、H30年度に見直した「静岡市新人材育成ビジョン」に基づき、人材育成事業、人事評価制度、人事制度を効果的に連動させて運用していくとともに、「人を育てる場」、「人を育てる意識」「自ら成長する意欲」を柱とした次の6つの取組により「人を育てる組織への転換」を進めます。</p> <p>(1) 職員が活躍できる職場づくり (2) 職員一人一人のOJT推進 (3) 管理監督職のマネジメント能力の発揮 (4) 若手職員の育成強化と教育の早期化 (5) 20年後を見据えた女性職員の育成 (6) 第一線で活躍する再任用職員の育成</p>					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	「人を育てる場」、「人を育てる意識」「自ら成長する意欲」を柱とした6つの取組を含めた新人材育成ビジョンに基づく人材育成事業の実施	①実施	⇒継続	⇒継続	⇒継続 ◎ビジョン見直し	
指標	①人材育成ビジョンを理解し、それに基づく行動ができる職員の割合（H30 93.5%） ②職場におけるOJTが効果的に行われていると回答した職員の割合（H30 68.1%） ③職位が異なる職員の対話の機会の創出	① — ②70.5% ③年4回	① — ②73.0% ③年4回	① — ②75.5% ③年4回	①95% ②78.0% ④年4回	

基本方針Ⅱ「質の高い行政運営の推進」

改革の方向1「人材育成・活用の推進」

施策2「人材育成の推進」

2	技術職員の人材育成	所管課	技術政策課、 環境保健研究所
現状	<p>ベテラン技術職員の退職に伴う技術力の継承、想定される地震災害、集中豪雨等に対する都市整備等の課題にこたえうる技術職員の育成、とりわけ若手技術職員の技術力向上が重要となっています。</p> <p>加えて、人口減少や少子高齢化による社会構造の変化、担い手不足、働き方改革、市民ニーズの複雑化・多様化など、社会情勢も変化しており新たな政策課題に対応できる技術職員が必要とされています。また、老朽化による公共施設の大量更新時代も到来し、技術職員には高度な専門知識や、市民への説明力、コミュニケーション能力等が求められています。より技術力の高い技術職員の育成、また、継続的な技術力の確保に向けた取組みが必要となっています。</p> <p>また、化学分析担当職員についても、鳥インフルエンザなどの新たな感染症の発生、食品への農薬混入など、危機管理に関する新たな問題に、迅速かつ的確に対応するため、高度の検査能力等をもつスペシャリストの育成が求められている一方、人事異動等により個々の技術の蓄積がしにくく、スキルアップに苦慮している状況にあったため、全庁的な化学分析担当職員を対象とした研修制度を創設し、平成28年度から実施してきましたが、今後も継続して実施していく必要があります。</p>		
取組概要	<p>土木、建築等の技術職員を対象とした集合研修、派遣研修及び自己啓発支援を実施します。</p> <p>全庁的な化学分析担当職員を対象とした研修を継続実施し、スペシャリストの育成に努めます。</p>		

技術職員の人材育成

別表

No	項目	内容	実施年度	指標	所管課
2-1	若手技術職員の技術力向上及び確かな基礎技術力と高度な専門知識を持つ技術職員の育成	静岡市技術職員人材育成ビジョン及び技術職員研修計画に基づき、集合研修、派遣研修及び自己啓発支援を実施します。 派遣研修の受講者はナレッジバンクに登録し、庁内講師として登用する職員を増やしていきます。	R1 ～ R4	ナレッジバンク登録者の選択研修講師実施人数 各年度5人以上 (H29 0人) 1年度内の技術職員(課長級未満)の研修受講率各年度50%以上(H30 40%)	技術政策課
2-2	試験検査業務の新任者等に対する研修の継続	環境・衛生検査業務職員：国や研究機関への派遣研修の実施に加え、全庁的な化学分析担当職員を対象とした研修(基礎研修、応用研修)を継続実施し、職員の資質の維持、向上を図り、スペシャリストの育成に努めます。	R1 ～ R4	分析研修実施回数 R1-R4 各年度1回	環境保健研究所

水道技術職員及び下水道技術職員の人材育成については、106頁、111頁に別途掲載しています。

3	保健師の人材育成	所管課	健康づくり推進課		
現状	<p>5大構想の一つである「健康長寿のまち」の推進のためには、各分野の保健師が連携し、健康課題へ包括的に取り組んでいく必要があります。保健師が関わる行政分野が拡大し、複数の局に渡って21課に在籍している現状にあり、専門的見地から各局をつなぐ役割を果たす保健師の能力向上は急務です。平成30年度は、キャリアパス^{*1}やキャリアラダー^{*2}、目標像の設定などを踏まえた保健師人材育成計画を策定します。令和元年度以降は、策定した計画をもとに、キャリアラダーを活用して保健師自身の行動の振り返りや、OJT(面接)研修会、連絡会等の取組を実施する必要があります。 ※1キャリアアップの道筋を示したもの。ラダーの各レベルに応じた能力の取得手段(OJT、ジョブローテーション等)を示している。 ※2職務内容や必要なスキルを明らかにし、はしご段を上るように移行できるキャリア向上の道筋と能力を導き出す機会を作る仕組み。</p>				
取組概要	<p>平成30年度に策定した計画に基づき、キャリアラダーを活用した保健師自身の行動の振り返りや、研修会、部署横断的な連絡会、OJT(面接)を計画的に実施していきます。</p>				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	◎キャリアラダーの活用 ◎研修会の実施 ◎連絡会の開催 ◎OJT(面接)	◎実施	⇒継続	⇒継続	⇒継続
指標	①部署横断的な研修企画検討会 ②部署横断的な全体連絡会議 ③中堅期保健師研修会(R2～R3) ④キャリアラダーを理解し、それに基づく行動ができる保健師の割合(R4～)	①2回 ②1回	①3回 ②1回 ③1回	①4回 ②1回 ③5回	①4回 ②1回 ③— ④95%

基本方針Ⅱ「質の高い行政運営の推進」

改革の方向1「人材育成・活用の推進」

施策2「人材育成の推進」

4	消防職員の人材育成	所管課	関係各課
現状	消防局では時代の変化とともに複雑多様化する災害に対応するため、平成24年度に策定した「消防局人材育成ビジョン」に基づき、各種OJT研修等を展開し、消防職員の能力向上を図っています。また、各種研修により専門的知識及び技術を習得した職員数は指標数以上の実績を上げています。 継続的な人材育成は、市民の生命、身体及び財産を守るために欠かすことのできない重要な取組であり、組織全体の消防力向上及び世代交代による消防力維持を図るため、若年から中堅職員に対し、更なる専門的知識及び技術の向上が必要となります。		
取組概要	市民の安心安全に対する期待に応えるため、消防職の各種分野に応じた専門的知識及び技術の向上に係る研修を実施し、職員を育成することで、高度な消防行政を展開するとともに組織力の向上に努めます。		

消防職員の人材育成

別表

No	項目	内容	実施年度	指標	所管課
4-1	航空救助支援員の育成	ヘリコプターを使用する災害対応は特殊性があることから、救助隊の中から航空隊との連携訓練を修了した者を航空救助支援員として認定し、航空隊人員だけでは不足があるときに応援を依頼しています。救助隊、山岳救助隊等との連携訓練を行い、航空救助支援員の確保を図ります。	R1 ～ R4	航空救助支援員 新規指定者数 各年度 4人 (H29 19人)	警防課
4-2	火災調査体制の充実	火災調査に関する啓発、助言及び指導のできる者「火災調査アドバイザー」を育成し、専門的知識、技術の向上を図ります。また、他都市で開催される調査技術会議等へ積極的に参加させ、職員の知識向上を図ります。	R1 ～ R4	火災調査 アドバイザー 認定数 各年度 34人 (H29 35人)	予防課
4-3	査察に関する専門知識・技術向上	立入検査技術の向上及び違反是正を主とした研修を行うことにより、職員より専門的な知識、技術の向上を図ります。	R1 ～ R4	研修受講者数 各年度 150～200人 (H29 146人)	査察課

5	教職員の人材育成	所管課	教育センター		
現状	前期計画では、経年研修（初任研・2年次研・3年次研・5年研・中堅研）や希望研修を設定し、教職員の人材育成を図ってきました。また教員の資質能力の向上を図るため、平成29年度に教員育成指標を策定しました。平成30年度はその周知・活用を図り、教員自身が自分の置かれたステージ（基礎期・充実期・深化期）を意識し、研修に取り組む姿勢が見られました。今後は、より各自のステージにあった、また、より専門性を高める研修が求められています。特に教員自身が、教職の使命を自覚し、次代を担う世代を育てるための資質や能力を向上させる研修を提供していく必要があります。				
取組概要	教職員課や県内教員養成に関わる大学と連携しながら、教職員のステージに応じた資質能力向上研修計画を策定し、教員の自己管理能力を育成するための研修を提供していきます。				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	①研修体系の見直し （自己管理能力育成研修の実施）	△検討	◎実施	⇒継続	⇒継続
指標	①自己管理能力育成研修受講者が各所属校にて他の教職員へ研修内容を伝達する講習会の開催割合 ②自己管理能力育成研修の受講者満足度	—	①70% ②80%	①75% ②80%	①80% ②80%

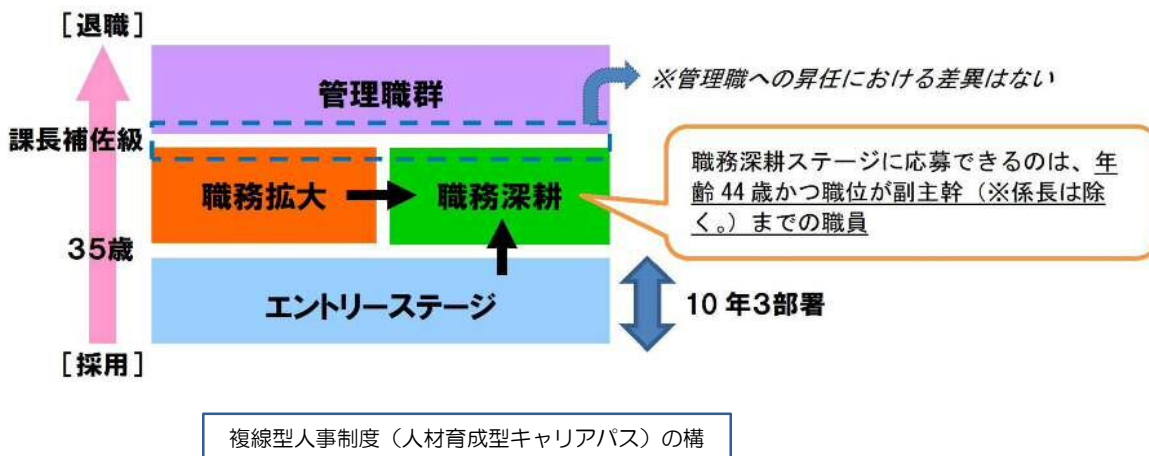
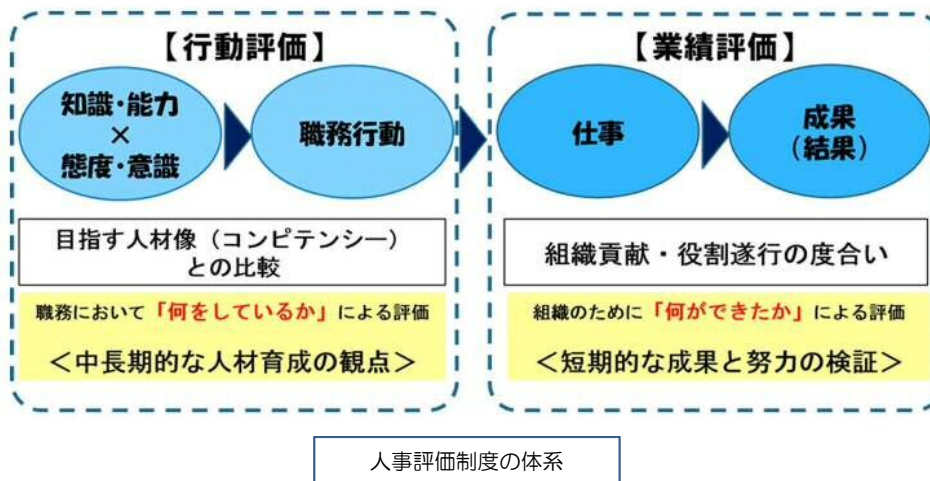
施策3「人事制度の充実」

取組内容

人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として、さらに有効かつ積極的に活用していきます。また、複線型人事制度の効果を最大限に発揮するため、職員自身が適切なキャリアの方向性を選択できる環境、若手職員が自らのキャリア選択をしやすい環境を整えます。

取組項目(2項目)

- 1 人事評価の積極的な活用
- 2 複線型人事制度の実施



基本方針Ⅱ「質の高い行政運営の推進」

改革の方向1「人材育成・活用の推進」

施策3「人事制度の充実」

具体的な取組

1	人事評価の積極的な活用				所管課	人事課
現状	<p>改正地方公務員法の施行により、平成28年4月1日から人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することが義務付けられました。この人事評価の活用に関し、平成26年度に前期実施計画を策定した時点では、勤勉手当の成績率への反映について、管理職しか行っていませんでしたが、平成29年度からは全ての一般行政職員について反映を行ったところです。</p> <p>その他人事評価を昇任昇格・分限の契機としても活用しているところではありますが、改正地方公務員法の趣旨に則り、さらに有効かつ積極的に活用すべく、必要な検討を継続していく必要があります。</p>					
取組概要	改正地方公務員法の趣旨に則り、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として、さらに有効かつ積極的に活用していきます。					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	人事評価の任用、給与、分限等へのさらなる活用	◎実施	⇒継続	⇒継続	⇒継続	

2	複線型人事制度の実施				所管課	人事課
現状	<p>複線型人事制度は、業務領域・行政分野のいずれかにおいて、自身の専門性を高めていくもので、異動・配置上の取扱いを考慮することにより、自らの志向や強みを活かして、より専門性の高い人材として活躍できる職員の育成を目指すものであり、平成26年度からこの制度による人事配置を実施しています。</p> <p>平成26年度に前期実施計画を策定した時点では、職務深耕ステージの選択は35才時のみに限定されていましたが、平成28年度に制度の見直しを行い、35才以上45才未満で、かつ職位が係長級（ただし係長は除く。）までの職員とする等、より多くの職員が適切なキャリアの方向性を選択できるものとなりました。</p> <p>この制度の効果を最大限に発揮させるためには、職員自身が適切なキャリアの方向性を選択できる環境、若手職員が自らのキャリア選択をしやすい環境を整えることが必要です。</p>					
取組概要	<p>複線型人事制度の対象となる前年度に受講する年次研修Ⅰ（34才前に全ての職員が受講）において、制度の周知を図り、職員が自らに適したキャリアの方向性を選択できる環境を整えます。</p> <p>自己申告システムにおいて、「職務深耕ステージ設定分野等概要書」を閲覧可能とし、かつ、採用3年目研修での制度の周知を図ることにより、若手職員が自らのキャリアの方向性を選択しやすい環境を整えます。</p>					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	職員研修等での制度周知	◎⇒実施(継続)	⇒継続	⇒継続	⇒継続	
	複線型人事制度の実施	◎⇒実施(継続)	⇒継続	⇒継続	⇒継続	
指標	選択した業務領域・行政分野において、自身の特性を活かした業務遂行ができた職員の割合（H29 100%）	85%	85%	85%	85%	

施策4「働き方改革の推進」

取組内容

平成28年度から「静岡市職員ワークライフバランス・女性活躍推進会議」を設置し、「静岡市職員のための仕事と子育て両立支援プラン」と「静岡市職員のための女性活躍推進プラン」に基づき、全庁を挙げて職員のワークライフバランスと女性職員の活躍を推進しています。

また、平成30年4月に策定した「静岡市職員テレワーク・ロードマップ」に基づき、職員の多様で柔軟な働き方の確保と、長時間労働を前提としない生産性を重視した働き方を進めるための取組を実施しています。

取組項目(2項目)

- 1 ワークライフバランス・女性活躍の推進
- 2 テレワークの推進



仕事と子育て両立支援プラン



女性活躍推進プラン



局長等と女性職員・若手職員との座談会



フリーアドレス実施後（総務課）



テレビ会議システムを使った打合せ

基本方針Ⅱ「質の高い行政運営の推進」

改革の方向1「人材育成・活用の推進」

施策4「働き方改革の推進」

具体的な取組

1	ワークライフバランス・女性活躍の推進		所管課	人事課	
現状	<p>現在、職員のワークライフバランスについては、「静岡市職員のための仕事と子育て両立支援プラン（職員いきいきプラン）」に基づき、女性活躍の推進については、「静岡市職員のための女性活躍推進プラン（職員きらきらプラン）」に基づき取組を推進しており、これらは働き方改革に寄与するものです。現在の両プランは、ともに令和元年度に計画期間の終期を迎えるため、令和2年度からの次期プランを作成する必要があります。</p>				
取組概要	<p>1 特定事業主行動計画の策定 令和元年度に、現在の「職員いきいきプラン」と「職員きらきらプラン」とが一体となった次期計画（特定事業主行動計画）を策定します。</p> <p>2 年次有給休暇の取得促進 職員がワークライフバランスを実現できるよう、所属長や両立支援アドバイザー等は、所属職員に働きかけやOJT研修等を通じた意識の醸成を図り、年次有給休暇の取得を促進します。</p> <p>3 長時間労働の是正 国は、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）」において、時間外労働の上限を、原則月45時間、年間360時間とする旨を示しました。（医師等は猶予期間あり。） 本市においても、「各局長等の育ボス宣言」のもと、時間外勤務を前提としない生産性を重視した仕事のやり方・仕事の見直し等を、局内組織と職員個々が意識して実行するとともに、継続的な点検を実施することで、長時間労働の是正を図っていきます。</p> <p>4 女性職員のキャリア形成支援及び管理職員への登用 （1）①女性職員のためのキャリア形成に関する研修を充実させます。 ②管理監督者をはじめとした女性活躍推進を支援する職員を対象とした研修を充実させます。 （2）管理職員への女性登用の目標値を設定し、性別にとらわれない管理職員への登用を進めます。</p>				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	<p>1 特定事業主行動計画の策定</p> <p>2 年次有給休暇の取得促進</p> <p>3 長時間労働の是正</p> <p>4 女性職員のキャリア形成支援及び管理職員への登用</p>	<p>△◎検討・策定</p> <p>◎⇒実施（継続）</p> <p>◎⇒実施（継続）</p> <p>◎⇒実施（継続）</p>	<p>◎実施</p> <p>⇒継続</p> <p>⇒継続</p> <p>⇒継続</p>	<p>⇒継続</p> <p>⇒継続</p> <p>⇒継続</p> <p>⇒継続</p>	<p>⇒継続</p> <p>⇒継続</p> <p>⇒継続</p> <p>⇒継続</p>
指標	<p>1 職員1人当たりの年次有給休暇の取得日数</p> <p>2 年間360時間超の時間外勤務者数（前年度比）</p> <p>3 管理職員における女性職員の割合</p>	<p>14日</p> <p>20%減</p> <p>10%</p>	<p>14日</p> <p>前年度比減</p> <p>12%</p>	<p>14日</p> <p>前年度比減</p> <p>12%</p>	<p>14日</p> <p>0人</p> <p>12% (R5.4.1時点)</p>

基本方針Ⅱ「質の高い行政運営の推進」

改革の方向1「人材育成・活用の推進」

施策4「働き方改革の推進」

2	テレワークの推進	所管課	総務課、人事課、デジタル化推進課、システム管理課、管財課		
現状	限られた経営資源の中で、今後も本市が良質な市民サービスを持続的に生み出していくためには、職員の働き方改革を進めることが必要不可欠です。育児や介護などで時間的制約のある職員がますます増える中、職員の多様で柔軟な働き方の確保と、長時間労働を前提としない生産性を重視した働き方を進めていく必要があります。				
取組概要	<p>1 テレワークの推進</p> <p>①在宅勤務（持ち帰り型）の試行・実施：在宅勤務を行う職員が、職場で働いている職員と必ずしも頻繁にコミュニケーションをとらなくても業務を遂行することができる「持ち帰り型の在宅勤務」を行うことができる環境を整備します。</p> <p>②モバイルワーク勤務の実証・実施：職員が外出先や出張先で、モバイルワーク端末を用いて仕事を行うことができる環境を整備します。</p> <p>③サテライトオフィス勤務の実施：静岡庁舎にサテライトオフィスを設置し、職場以外のオフィススペースで仕事を行うことができる環境を整備します。</p> <p>2 必要な環境整備</p> <p>①テレビ会議の推進：テレビ会議システムを導入し、職員が庁舎間を移動することなく日常的な会議、打合せ、業務相談等を行うことができる環境を整備します。</p> <p>②フリーアドレスの推進：庁内LAN無線化等を踏まえ、各所管でのフリーアドレスの導入を推進します。</p> <p>③ペーパーレス会議の推進：市政パソコン等を利用して、電子媒体の資料を共有することでペーパーレス会議を推進します。</p> <p>④ICT環境の整備：L GWAN系ネットワークの十分なセキュリティレベルの確保と働き方改革推進事業の実施の両立を図ります。</p>				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	1 テレワークの推進 ①在宅勤務（持ち帰り型）の試行・実施 ②モバイルワーク勤務の実証・実施 ③サテライトオフィス勤務の実施	①－ ②◎実証 ③◎⇒実施（継続）	①△○試行 ②◎実施 ③⇒継続	①⇒継続 ②⇒継続 ③⇒継続	①◎実施 ②⇒継続 ③⇒継続
	2 必要な環境整備 ①テレビ会議の推進 ②フリーアドレスの推進 ③ペーパーレス会議の推進 ④ICT環境の整備	①◎導入、実施 ②△○実施（2局＋駿河区役所＋先行導入6課） ③◎実施 ④◎ICT環境整備方針の決定	①⇒継続 ②⇒継続（静岡庁舎の4局（先行導入6課除く。）） ③⇒継続 ④◎ICT環境の整備等に向けた準備	①⇒継続 ②⇒継続（庁内LAN無線化導入フロア） ③⇒継続 ④⇒継続	①⇒継続 ②⇒継続（庁内LAN無線化導入フロア） ③⇒継続 ④◎必要なICT環境の整備等
指標	1 テレワークの導入形態	モバイルワーク勤務	在宅勤務（持ち帰り型）試行	在宅勤務（持ち帰り型）試行	在宅勤務（持ち帰り型）実施
	2 ②フリーアドレス導入後の各所管課における実際床面積に対する新たに創出された床面積の割合	実際床面積の9%	実際床面積の9%	－	－
効果額	投資的経費の縮減額 （単位：千円） （2②フリーアドレスの推進）	8,507	29,910	－	－
	削減額 （単位：千円） （2③ペーパーレス会議の推進）	220	220	220	220

施策1「窓口サービスの向上」

取組内容

行政需要の多様化に対応するため、おもてなしコンシェルジュを配置し、職員の意識改革と接遇マナーの向上を図ります。また、各区役所の施設改善や専門職の配置を行いつつ、職員の人材育成を図るとともに、ICTの活用等による効率化も推進し、常に市民目線に立った、満足度の高い窓口サービスを提供します。

取組項目(7項目)

- 1 おもてなしコンシェルジュの配置
- 2 葵区役所の窓口サービスの向上 フリーアドレスの導入、AI・RPAの活用検討 等
- 3 駿河区役所の窓口サービスの向上 「駿河区スマイル・プロジェクト」による効果的な事業の推進
- 4 清水区役所の窓口サービスの向上 区のプロジェクトチームによる改善活動
- 5 メンタルヘルス相談機関との連携強化及び支援体制の構築
- 6 介護保険認定業務の効率化による市民サービスの向上
- 7 タブレット端末活用による窓口サービスの向上



おもてなしコンシェルジュ実施状況



駿河スマイル・プロジェクト（駿河区）

具体的な取組

1 おもてなしコンシェルジュの配置		所管課	広報課		
現状	市民対応に関しては様々な取り組みを行っていますが、行政需要の多様化といったこともあり、職員の市民対応に対する満足度はまだ充分であるとは言えません。 来庁者に、気持ちよく手続きを行い満足して帰っていただくためにも、職員の意識改革と接遇マナーの向上について継続的に強化していく必要があります。				
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡庁舎1階フロアにコンシェルジュを配置し、来庁者への積極的な声かけや案内、相談、付き添いなどを行います。 ・定期的に振り返り会議を実施し、実践で気づいたことや改善すべきことなどを共有します。 ・振り返り会議の様子や内容をまとめ、「コンシェルジュ通信」として全職員へ伝えます。 ・前年度の結果を踏まえ、次年度の実施方法等について検討し進めていきます。 				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	コンシェルジュ事業の実施	⇒継続 △調査・検討	⇒継続 △調査・検討	⇒継続 △調査・検討	⇒継続 △調査・検討
指標	コンシェルジュ経験者延人数 (H30 14人)	30人以上	45人以上	80人以上	100人以上
	市民満足度（コンシェルジュ 対応した市民）	80%以上	90%以上	95%以上	95%以上

基本方針Ⅱ「質の高い行政運営の推進」

改革の方向2「効率的な組織体制の確立」

施策1「窓口サービスの向上」

2	葵区役所の窓口サービスの向上 フリーアドレスの導入、AI・RPAの活用検討 等				所管課	葵区役所 地域総務課、各課
現状	前期実施計画期間では、お客様にわかりやすく快適な窓口を目標に、区役所内の案内表示の改善や接遇研修等に取り組み、窓口アンケートにおける市民満足度は、前期実施計画期間中91.2%から98.9%に7.7ポイント上昇しました。引き続き市民満足度を高めるため、お客様目線に立った検討を基に、窓口環境の改善（ハード）と職員のスキル向上のための研修等（ソフト）を組み合わせ、お客様に満足してお帰りいただく取組を推進する必要があります。					
取組概要	① 窓口の環境整備：フリーアドレスの導入、区役所窓口の配置変更によるワンストップ窓口を検討します。お客様にとっても職員にとっても安全安心な窓口を整備します。 ② 職員の人材育成：ベテラン職員の育成、コンシェルジュと連携した市民対応向上研修等を実施、親しみやすい雰囲気醸成します。 ③ 事務の効率化：待ち時間短縮のためAI・RPAの活用を検討します。					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	①窓口の環境整備 ②職員の人材育成 ③AI・RPA等の活用の検討	△調査・検討 ◎⇒実施（継続） ◎実施	⇒継続 ⇒継続 ⇒継続	○一部実施 ⇒継続 ⇒継続	◎実施 ⇒継続 ⇒継続	
指標	窓口アンケートにおける市民満足度（H29 98.9%）	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	

3	駿河区役所の窓口サービスの向上 「駿河区スマイル・プロジェクト」による効果的な事業の推進				所管課	駿河区役所 地域総務課、各課
現状	H26年度に市民満足度向上を目的として「駿河区スマイル・プロジェクト（SSP）（※）」を立ち上げ、市民の皆さんが笑顔で用事を済ませることができるための調査、検討、改善を進めてきました。区役所での窓口アンケートにおける市民満足度は95.3%～98.4%（H27～H29年度実績）と高水準を維持することができました。日々変化する市民ニーズ及び社会情勢の変化に対応していくことが、市政に対する満足度の向上にも大きく寄与することから、引き続き窓口サービスの向上に努める必要があります。					
取組概要	① 施設利用の改善：施設の安全管理・環境整備を検討します。 安心・安全な窓口：救命講習を受講するほか、来庁者避難誘導訓練や危機管理研修等を実施します。 施設改善・環境整備：月1回の巡視を行い、来庁者に気持ち良く利用していただくために、施設の利用状況を常に考え、改善に努めます。 ② 職員意識・能力向上：各種研修を実施するほか、各課共通の業務リストを作成し活用することや各課の業務内容を共有し知識を深め、窓口サービスの向上に努めます。					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	窓口サービス向上のための施設策、SSPの推進 ①施設の安全管理、巡視の実施、施設改善 ②人材育成（各課窓口の連携強化、駿河区スタッフセミナー）	◎⇒実施（継続） ◎⇒実施（継続） ◎⇒実施（継続）	⇒継続 ⇒継続 ⇒継続	⇒継続 ⇒継続 ⇒継続	⇒継続 ⇒継続 ⇒継続	
指標	窓口アンケートにおける市民満足度（H29：98.4%）	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	

※ 駿河区スマイル・プロジェクト：駿河区における駿河区職員で構成する窓口サービス改善運動組織のこと。

基本方針Ⅱ「質の高い行政運営の推進」

改革の方向2「効率的な組織体制の確立」

施策1「窓口サービスの向上」

4	清水区役所の窓口サービスの向上 区のプロジェクトチームによる改善活動				所管課	清水区役所 地域総務課、各課
現状	清水区では、H25年度から「市民窓口の改善」をテーマに、区のプロジェクトチームによる改善活動（フィールド・イノベーション）に取り組んでいます。H27年度以降、窓口アンケートでは満足度90%以上という結果を得ていますが、同改善活動を継続的に推進し、さらに満足度の高いサービスする必要があります。					
取組概要	フィールド・イノベーション活動を通して、1階フロアを中心に分かりやすく快適に過ごせる空間をつくるために、ハード面の整備や各種接遇研修を職員向けに継続的に実施し、来庁されたお客様に満足いただける窓口対応を提供していきます。					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	①案内表示等の整備 (ハード) ②各種接遇研修の実施 (ソフト)	◎⇒実施（継続） ◎⇒実施（継続）	⇒継続 ⇒継続	⇒継続 ⇒継続	⇒継続 ⇒継続	
指標	窓口アンケートにおける満足度（H29 98.0%）	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	

5	メンタルヘルス相談機関との連携強化及び 支援体制の構築				所管課	こころの健康センター
現状	区役所、保健福祉センター、地域包括支援センター、子ども若者相談センター、ひきこもり地域支援センター、社会福祉協議会などの相談窓口職員がメンタルヘルス課題を要因とする困難事例への対応に苦慮しています。 原因として、精神疾患や精神障害者に係る正しい知識や疾患別の特性に応じた対応への理解が不足していることや、精神科医等の専門家から直接アドバイスを聞く機会が無いことがあげられます。					
取組概要	①多職種チーム（精神科医師、保健師、心理士、精神保健福祉士）を構成します。 ②当センターに要請のあった各相談機関をチームで訪問し、困難事例に対する事例検討会及び意見交換会を実施し、対応方法について具体的に助言・指導を行います。 ③一定期間経過後（1～2カ月）、調査を行うことで事例の進捗状況を確認し、必要に応じてアフターフォローを行い、改善につなげます。					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	各相談機関との事例検討会等の実施	◎ 実施	⇒ 継続	⇒ 継続	⇒ 継続	
指標	事例検討会等の実施回数	24回	24回	24回	24回	

基本方針Ⅱ「質の高い行政運営の推進」

改革の方向2「効率的な組織体制の確立」

施策1「窓口サービスの向上」

6	介護保険認定業務の効率化による市民サービスの向上				所管課	介護保険課、各区 高齢介護課
現状	介護保険サービスは、要介護認定申請を行い認定結果が出ることで利用することができます。要介護認定の申請から認定結果が出るまでの期間は法定で30日とされていますが、政令市での平均日数は40.54日（平成28年度）で、本市においても43日程度かかっており、期間の短縮が全国的な課題となっています。平成28年度に介護保険課と3区の高齢介護課の4課で介護認定業務改善活動のプロジェクトを立ち上げ、組織横断的なワーキンググループを作り解決策を検討した結果、徐々に短縮しています。今後は更なる短縮に向け課題改善を行い、市民サービスの向上につなげていきます。					
取組概要	要介護認定の申請から認定結果が出るまでの期間の短縮に向け、4つの課題に取り組みます。 ①点検業務の効率化 ②調査の質の向上 ③認定プロセスの見直し ④適正な認定					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	①点検業務の効率化 ②調査の質の向上 ③認定プロセスの見直し ④適正な認定	◎⇒実施（継続） ◎⇒実施（継続） ◎⇒実施（継続） ◎⇒実施（継続）	⇒継続 ⇒継続 ⇒継続 ⇒継続	⇒継続 ⇒継続 ⇒継続 ⇒継続	⇒継続 ⇒継続 ⇒継続 ⇒継続	
指標	要介護認定申請から認定結果までの日数（H30.1月時点平均日数43日）	39日	38日	37日	36日	

7	タブレット端末活用による窓口サービスの向上				所管課	土木管理課
現状	現在、道路占用申請や法定外公共物の用途廃止等の各種窓口申請・相談時の対応として、職員がWeb上の地図検索システム等を利用して現場の状況を確認することがあります。しかし、自席にあるパソコンを窓口に移動させることができないため、市民との情報共有ができず、説明・案内に時間がかかるなど苦慮しています。このため、窓口でのWeb閲覧の環境を整え、適切な説明や的確な案内を推進し、市民サービスの向上を図る必要があります。					
取組概要	①タブレット端末の窓口利用における職員研修の実施 ②タブレット端末の窓口利用実施					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	①職員研修実施 ②窓口での利用	◎実施 ◎実施	⇒継続 ⇒継続	⇒継続 ⇒継続	⇒継続 ⇒継続	
指標	窓口アンケートによる市民満足度（H30：80.0%）	80.0%以上	80.0%以上	80.0%以上	80.0%以上	
	タブレット端末利用件数（H30：1か月平均20件）	240件	240件	240件	240件	

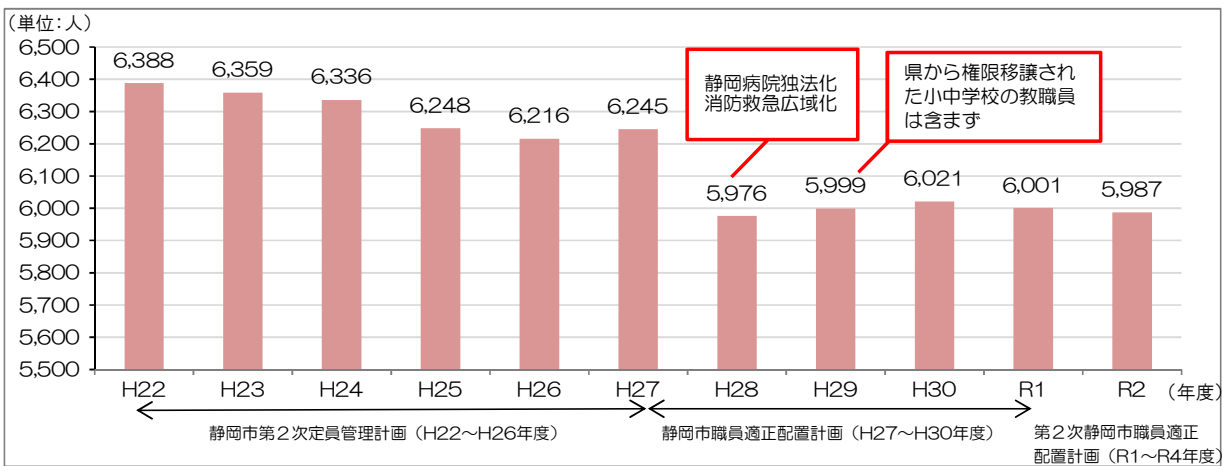
施策2「組織・機構の見直し及び職員の適正配置」

取組内容

5大構想等の重要政策の推進や、社会情勢の変化等による新たな行政需要に対応するため、最適な組織体制の整備や職員の適正な配置に取り組みます。

取組項目(2項目)

- 1 政策を推進するための組織体制の整備
- 2 最適な職員規模（職員数）による行政経営の推進



具体的な取組

1	政策を推進するための組織体制の整備	所管課	総務課		
現状	これまでも最適な組織のあり方を検討した上で、第3次総合計画の推進体制強化のための組織機構改正を進めるとともに、平成27年度には局長の補佐及び局間連携の調整を担う局次長を配置するなど、各局内の意思決定の迅速化や全庁的な局間連携の強化を進めてきました。 一方で、市民生活に密着した新たな問題の増加等、行政課題は常に変化しており、社会情勢の変化に対応した最適な組織機構体制の整備が常に求められています。 また、課題の複雑化、高度化により、複数の局が連携して取り組まなければならないケースも増加しており、さらなる局間連携の強化が必要です。				
取組概要	①政策推進や社会情勢の変化への対応に向けた組織機構改正：5大構想や第3次総合計画等の重要政策の進展に伴う推進体制の強化や、市民生活に直結した新たな行政課題への対応など、課題の変化に応じた最適な組織機構の整備を進めます。 ②局間連携の強化：さらなる局間連携の推進のため、各局の調整機能の強化に向けた体制強化を行います。				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	①政策推進や社会情勢の変化への対応に向けた組織機構改正	◎実施	◎実施	◎実施	◎実施
	②局間連携の強化	△調査・検討	◎実施	⇒継続	⇒継続
指標	社会情勢に応じた組織機構改正の実施	実施	実施	実施	実施

基本方針Ⅱ「質の高い行政運営の推進」

改革の方向2「効率的な組織体制の確立」

施策2「組織機構の見直し及び職員の適正配置」

2 最適な職員規模（職員数）による行政経営の推進		所管課	総務課			
現状	<p>前期実施計画においては、H27～H30年度の4か年を計画期間とする「静岡市職員適正配置計画」に基づき、正規職員▲50人を目標に、最適な職員配置に取り組んできました。</p> <p>今後、5大構想の推進や社会経済情勢の変化による行政需要の増加といった更なる増員要素が見込まれる中、働き方改革の推進、職員の時間外労働の上限規制や定年延長といった職員を取り巻く環境も変化するため、職員の適正配置による最適な職員規模（職員数）により業務を進めていく必要があります。</p>					
取組概要	<p>職員の適正配置の実施：令和元年度に策定した「第2次静岡市職員適正配置計画（令和元年度～令和4年度）」に基づき、業務の終了や事務の効率化による減員を確実に実施し、新たな行政需要に対応するための人員を確保するため、最適な職員配置に取り組んでいきます。</p> <p>なお、定年延長が実施された場合は、現在想定している定年による退職がないことが予想されるため、計画の見直しにより正規職員数の目標値が変更する可能性があり、また、これに伴い会計年度任用職員数の目標値が変更になる可能性があります。</p>					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度（参考）
工程	職員の適正配置の実施	◎ 実施	⇒ 継続	⇒ 継続	⇒ 継続	⇒ 継続
指標	（計画に基づく減員数） 正規職員 会計年度任用職員※ （※R1は非常勤職員）	5人 ▲31人 （前計画最終年度の目標）	4人 ▲26人	4人 ▲27人	29人 ▲36人	4人 ▲16人
	計画の区分	前計画分	新計画分（正規職員41人減員・会計年度任用職員105人増員）			
効果額	削減額（単位：千円）	▲53,000	▲101,600	▲153,300	▲32,900	—
	削減額（単位：千円） ※新計画分	—	▲48,600	▲100,300	20,100	2,500

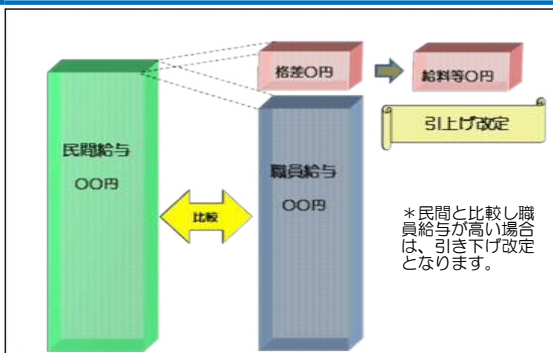
施策3「適正な職員給与制度」

取組内容

職員給与については、引き続き適正な制度・水準を確保するため、人事委員会勧告に基づく給与改定など、継続的に必要な見直しを行います。

取組項目(1項目)

1 適正な給与水準への取組



民間との給与較差に基づく給与改定



職員給与の推移

具体的な取組

1 適正な給与水準への取組		所管課	人事課		
現状	職員給与は、毎年、人事委員会勧告に基づき給与改定を行うなど、市内民間企業従業員の給与水準との均衡を確保することで、適正な給与水準を確保しています。				
取組概要	毎年、適正な給与水準・適正な給与制度を確保するため、国に提出する給与実態調査、国の人事院勧告及びブラスパイレス指数（国家公務員と地方公務員との給料を全国的に比較するひとつの指標）を基に、本市、国及び他政令市の給与状況を比較・分析することで給与制度を点検するとともに、本市人事委員会勧告に基づく給与改定を着実に実施します。				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	人事委員会勧告に基づく給与改定の実施	◎⇒実施(継続)	⇒継続	⇒継続	⇒継続
指標	人事委員会勧告に基づく給与改定等の実施率	100%	100%	100%	100%

施策 「ICTの積極的な活用」

取組内容

「静岡市デジタル化推進プラン」に基づき、現行業務における更なる事務効率化、生産性向上を目指します。また、オープンデータの推進に継続して取り組みます。
 特に、AI・RPA等のICT先進技術を活用することで、効率化、正確性向上などが見込まれる業務を選定・検討し、順次実用化を進めます。また、オープンデータである「しずみちinfo」をより多くの方に利用してもらえようホームページ改修などの環境整備を行うなど、導入済みのシステムの利活用を進めます。

取組項目(11項目)

- 1 静岡市デジタル化推進プランに基づく事業実施
- 2 オープンデータの推進
- 3 ICT先進技術（AI、RPA等）を活用した業務改善
- 4 行政手続オンライン化の推進
- 5 窓口支援サービスの実施 行政手続ガイド（オンラインサービス）の導入
- 6 市民の情報リテラシー向上事業
- 7 静岡型MaaS基幹事業実証プロジェクト
- 8 道路情報提供システム『しずみちinfo』の利用促進
- 9 小・中学校校務支援システムの活用
- 10 スマート区役所の推進
- 11 窓口におけるキャッシュレス決済の導入

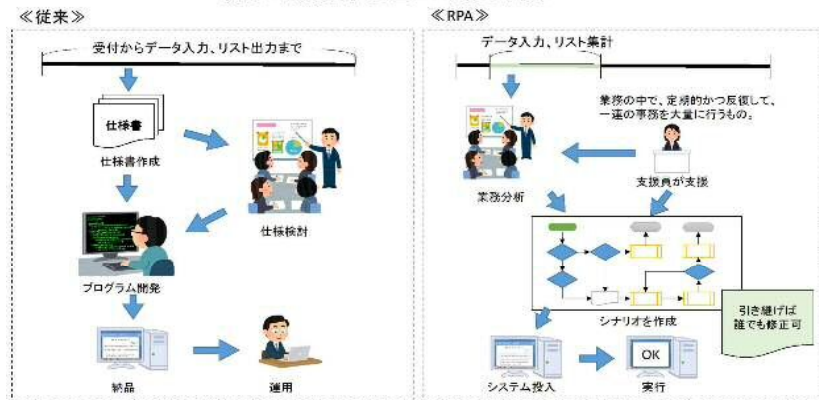
静岡市デジタル化推進プラン 2030年の目指す姿



静岡市デジタル化推進プランのイメージ図

従来の開発手法とRPA開発の違い

ICT先進技術（AI、RPA等）を活用した業務改善



基本方針Ⅱ「質の高い行政運営の推進」

改革の方向3「ICTの高度利用による情報化の推進」

施策「ICTの積極的な活用」

具体的な取組

1	静岡市デジタル化推進プランに基づく事業実施				所管課	デジタル化推進課
現状	<p>国のデジタル化推進については、コロナ禍を受け更にスピード感をもって進められているが、自治体においても同様に対応を求められている。</p> <p>本市においては、令和3年度に向けて、情報化推進計画の見直しを進めていたものの、国の行政デジタル化に向けた取組に対応すべく、静岡市デジタル化推進プランを策定し、施策に取り組むこととした。</p>					
取組概要	<p>静岡市デジタル化推進プランでは、基本施策体系「市民生活の利便性の向上」「行政運営の効率化と生産性の向上」「地域課題の解決、民間の情報化推進への支援」の3つの柱とし、施策の工程表を作成するとともに、推進体制の強化を図り、計画の着実な実行を進めていく。これにより、市民、行政、地域の誰もがデジタル化の恩恵を享受できる地域社会の実現を目指していく。</p>					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	静岡市デジタル化推進プランの策定及び見直し	—	○計画策定	◎計画策定 ⇒随時改訂	⇒随時改訂	
指標	静岡市デジタル化推進プランに基づく事業の実施	—	—	実施	実施	

2	オープンデータの推進				所管課	デジタル化推進課
現状	<p>行政が保有するデータをオープンデータ化し積極的に提供することで、「行政の透明性・信頼性の向上」や「官民連携による公共サービスの実現・経済の活性化・行政の効率化」、「市民の利便性の向上・行政への市民参画の促進」などの効果が期待できます。また、平成28年12月に施行された官民データ活用推進基本法においては、同法第11条に明文化されるなど政府をはじめ各自治体においても必要な措置を講ずるものとされました。</p>					
取組概要	<p>①オープンデータの提供：庁内で保有するデータを精査し、随時オープンデータ化して積極的に提供していきます。</p> <p>②オープンデータの活用：データを広く活用してもらうよう、政府が推奨するデータセット一覧を関係部署に周知し、対応を促します。また、民間企業等と協働した取り組みを実施し、アプリケーションソフト等を市民に広く活用してもらうよう周知します。「しずおかオープンデータ推進協議会」とも連携して、事業全体の推進に取り組めます。</p>					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	①データの収集公開 ②オープンデータの活用	◎⇒実施（継続） ◎⇒実施（継続）	⇒継続 ⇒継続	⇒継続 ⇒継続	⇒継続 ⇒継続	
指標	機械判読に適したデータ提供形式の割合	5%	7%	9%	19%	
	政府推奨データセットの対応数	1件	3件	6件	9件	

※オープンデータ：国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データであり、活用のため機械での判読に適したデータで、二次利用が可能な利用ルールで公開され、無償で利用できるデータのこと。

基本方針Ⅱ「質の高い行政運営の推進」

改革の方向3「ICTの高度利用による情報化の推進」

施策「ICTの積極的な活用」

3	ICT先進技術（AI、RPA等）を活用した業務改善	所管課	デジタル化推進課		
現状	<p>現在、新たな情報化技術として注目を集めるAI技術を含めたRPAなどICT先進技術は、国の「働き方改革」とも連動し、自治体固有事務において人的作業の高度化・効率化を補完するものとして期待されており、各自治体においても同技術を利用した実証実験や検討作業が始まっています。</p>				
取組概要	<p>本市において、主に人的作業による業務群から、ICTの適用による効率化、正確性向上などが見込まれる事務の選定・検討を進め、AIやRPAの実証実験を通じて順次実用化に向けた取組を行います。 また、実用化したRPAを紹介するなど、改めてICT技術の効果や影響について全庁的に周知を図り、導入機運を高めていきます。</p>				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	ICT先進技術の適用業務の選定、実証実験を通じた実用化	△検証・検討（実証実験）	◎実施	⇒継続	⇒継続
指標	実用化されたICT先進技術の数（累計）	2件（試行）	1件	2件	3件

R.3.3改訂 新規追加

4	行政手続オンライン化の推進	所管課	デジタル化推進課 総務課		
現状	<p>本市の行政手続オンライン化については、平成19年度から開始した電子申請システムをはじめとする各種業務で導入しているが、コロナ禍を受け、新しい生活様式への対応が求められることとなり、自宅等から手続が完結するオンラインでの行政手続の導入が求められることとなった。</p>				
取組概要	<p>窓口等での行政手続を含めたオンライン化を進めるため、新たな電子申請サービスを提供するための基盤整備を進め、電子申請で一連の手続が完結できるよう、公的個人認証やキャッシュレス決済機能などの機能を追加し、現行の電子申請に加え、新たな手続を順次追加していく。 並行して、申請書類の押印や添付文書の見直しを行いながら、指針等の策定を進めつつ、電子申請へ移行可能な手続の精査を行う。また、電子申請導入に伴う受付後の事務処理効率化も進めていく。</p>				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	①電子申請システムの構築 ②電子申請可能業務の抽出・検討・導入	—	①◎導入 ②△可能業務の抽出	①⇒継続 ②◎可能業務の検討・導入	①⇒継続 ②⇒継続
指標	押印及び添付文書等の見直し割合	—	—	80%	95%
	電子申請サービス提供数	—	—	調整中	調整中

基本方針Ⅱ「質の高い行政運営の推進」

改革の方向3「ICTの高度利用による情報化の推進」

施策「ICTの積極的な活用」

R.3.3改訂 新規追加

5	窓口支援サービスの実施 行政手続きガイド（オンラインサービス）の導入		所管課	デジタル化推進課		
	現状	窓口で行う各種手続きについては、現在も市ホームページに掲載しているものの、市民が必要な手続きをすぐに探せないこともあり、市役所への電話での問い合わせや、来庁して直接窓口で確認するなど市民の負担が大きく、また、窓口の職員はこのような問い合わせ対応に時間を費やすこともあり、繁忙期には手続きを行う市民で混雑している。				
取組概要	窓口業務のデジタル化を図り、迅速な市民サービスを提供するため、パソコンやスマートフォンから簡単な質問に回答することで、個々に必要な手続きが一覧で把握できる新しいサービスである「行政手続きガイド」を導入する。 ライフイベントに関する8項目（転入、転居、転出、結婚、出生、氏名変更、離婚、死亡）からサービスを開始し、今後は多言語対応などサービスの充実を図りつつ、オンライン化に移行できる手続きについてリンク等で電子申請へ促すなど連携を図っていく。					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	手続きオンラインサービスの進捗	—	◎導入	⇒拡充	⇒継続	
指標	手続きガイドオンラインサービス実施件数（累計）	—	8項目	12項目	14項目	

R.3.3改訂 新規追加

6	市民の情報リテラシー向上事業		所管課	デジタル化推進課		
	現状	行政手続きのデジタル化を進めていくため、各種サービスの提供を充実させていくことで、将来的には市民が来庁せず手続き可能な社会を目指していくが、一方でこれらデジタル化のサービスの恩恵を享受できない市民もいるため、全ての市民が等しくサービスを利用できるよう支援体制も必要である。特に、高齢者層など、情報通信機器の操作に不慣れな方に対する支援が求められる。				
取組概要	今後、デジタル化が進む社会において、情報通信機器の操作に不安がある市民の皆様に対する支援として、スマートフォンなどの情報通信機器に触れる機会を設け、使い方を楽しく学べる場とすることで、自身の利用につなげるきっかけづくりを行う。 まず、S型デイサービスなど高齢者層が参加する地域コミュニティなどに出向き、体験会や講習会を開催する。					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	体験会・講習会の開催	—	—	S型デイサービス、生涯学習施設などでの体験会・講習会開催、及び講座実施に向けた体制づくり	S型デイサービス、生涯学習施設などでの体験会・講習会開催	
指標	体験会・講習会の開催回数	—	—	年間10回程度	年間15回程度	

基本方針Ⅱ「質の高い行政運営の推進」

改革の方向3「ICTの高度利用による情報化の推進」

施策「ICTの積極的な活用」

R.3.3改訂 新規追加

7	静岡型MaaS基幹事業実証プロジェクト				所管課	交通政策課
現状	<p>人口減少・少子高齢社会の到来、生活スタイルの変化などにより、路線バスの利用者が減少し、バス運転士が不足する中、公共交通のサービス水準が低下する一方で、高齢者が運転する自家用車の事故の増加などで、公共交通の必要性は増大し、安全安心で持続可能な移動手段の確保が喫緊の課題となっています。これに対し、平成31年3月に官民連携で公共交通網の再編と利便性の向上を柱とする「静岡市地域公共交通網形成計画」を策定し、令和元年5月に官民連携コンソーシアム「静岡型MaaS基幹事業実証プロジェクト」を立ち上げ、ICTを活用した移動サービスの高度化などに着手しています。</p> <p>R1： 葵区の市街地における一部エリアで、運転士不足に対峙したタクシーの有効活用、利用者の利便性向上（乗車機会向上、料金低廉化など）などの視点から、スマートフォンで配車サービスするAI相乗りタクシーの導入に向けた実証実験を行い、利用者の約87%において満足度が高く、継続利用の意向が確認できました。</p>					
取組概要	<p>静岡市地域公共交通網形成計画を推進するため、昨今のAIやIoTなどのICTを活用したMaaSシステムにより、多様な移動サービスを拡充・統合し、移動と活動（移動目的）をつなぎ、自家用車に代わり得る移動サービスの導入に取り組みます。</p> <p>MaaSの導入にあたっては、コンソーシアム「静岡型MaaS基幹事業実証プロジェクト」のもと、官民連携にて実証実験により社会受容性、有効性などの検証、課題に対する方策の検討や分析を行いながら、市民にとって利用しやすい移動サービスを目指していきます。</p> <p>※MaaS（=Mobility as a Service）とは、「出発地から目的地までの移動ニーズに対して最適な移動手段をシームレスに提供するなど、モビリティ全体を1つのサービスとして捉え、利用者にとっての一元的なサービスとして提供する概念・考え方」のこと。</p>					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	◎実証実験実施	—	◎ 実施	⇒継続	⇒継続	

8	道路情報提供システム『しずみちinfo』の利用促進				所管課	道路保全課
現状	<p>本市が管理する道路において、利用者が安全・円滑に通行できるように、災害時の通行可能状況や日常時の工事規制状況などリアルタイムの情報を地図上で表示し、視覚的に道路情報を提供する『しずみちinfo』を構築し、市ホームページで配信しています。今後、利用者の目線から、より多くの道路利用者に活用してもらえらるための取り組みを進める必要があります。</p>					
取組概要	<p>『しずみちinfo』のアクセス数を増加させるよう、より多くの道路利用者が活用するための環境づくり（ホームページ改修や機能の追加、関係機関等のホームページヘルリンクを掲載するなど）を進めます。</p>					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	利用者向上の環境整備	◎実施	⇒継続	⇒継続	⇒継続	
指標	『しずみちinfo』ホームページアクセス数 (平成29年度：32万回/年)	35万回	38万回	14万回	14万回	

基本方針Ⅱ「質の高い行政運営の推進」

改革の方向3「ICTの高度利用による情報化の推進」

施策「ICTの積極的な活用」

9	小・中学校校務支援システムの活用				所管課	教育センター
現状	通知表や出席簿、指導要領など、これまで紙ベースで作成し保存していた様式を電子化することで、教員の校務に係る負担を軽減し、児童生徒に向き合う時間を創出することを目的に、前期実施計画にてシステム構築を進め、平成29年度にシステム整備が完了しました。稼働後は、支援員による学校訪問型の支援や研修会を開催することで、システムの効果的な活用を推進していきます。					
取組概要	校務支援システムを効果的に活用し、校務処理の効率化を図ることで、今まで校務に割いてきた時間を削減します。支援員による学校訪問型の支援や研修会を開催することで、システムの効果的な活用を推進していきます。					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	校務支援システムの運用	◎⇒実施（継続）	⇒継続	⇒継続	⇒継続	
指標	小・中学校教員（一人当たり）の校務処理に要する時間の削減（H29 1,072時間/年）	平成29年度比 150時間削減	平成29年度比 150時間削減	平成29年度比 150時間削減	平成29年度比 150時間削減	

R.4.3改訂 新規追加

10	スマート区役所の推進				所管課	各区役所地域総務課ほか全課、デジタル化推進課ほか本庁各関係課
現状	総務省が令和2年12月に「自治体DX推進計画」を策定し、基幹系システム（主要17業務）の標準化・共通化（令和7年度目標）や国民の利便性向上に繋がる31手続のオンライン化（令和4年度末目標）等を推進している。市では「静岡市デジタル化推進プラン」を策定し、区役所としてもDXの大きな動きに対応できるよう準備を進める必要があることから、「市民の利便性向上」と「区役所業務の効率化」を両立する「スマート区役所」の実現に向けて、3区合同のプロジェクトチーム（3区役所28課と本庁9課の計37課、40人で構成。以下「PT」という。）を編成し、検討を進めている。					
取組概要	令和3年度は、令和12年度（2030年度）におけるスマート区役所の目指す姿、施策の方向性、施策体系等を整理するとともに、PT内に設置した各分科会において、電子申請の拡充等による市民の利便性向上やAI・RPA等の新技術活用による区役所業務の効率化など各種業務の変革について検討・整理する。令和4年度以降は、令和3年度の検討結果に基づき、各分科会を中心に実現可能なものから順次取組を推進していく。なお、国や先進自治体の動向等を踏まえ、毎年度、取組内容の検証や計画の見直しを行うこととする。 ① 市民の利便性向上のための取組 電子申請の拡大、相談予約・窓口受取予約のオンライン化、多様な支払方法の設定等 ② 区役所業務の効率化のための取組 電子申請データの自動取込、AIを活用した会議録等の自動作成、タブレット端末による現場でのデータ入力等					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	市民の利便性向上や区役所業務の効率化に繋がる各種取組	—	—	△調査・検討	○一部実施	

基本方針Ⅱ「質の高い行政運営の推進」

改革の方向3「ICTの高度利用による情報化の推進」

施策「ICTの積極的な活用」

R.4.3改訂 新規追加

11	窓口におけるキャッシュレス決済の導入				所管課	会計室
現状	キャッシュレス決済は急速に市民生活に浸透しており、今や身近な決済手段となっています。行政のデジタル化の一環として、市民の利便性向上、国内外からの観光客等への対応、コロナ禍における感染症対策として、キャッシュレス決済を早期に導入する必要があります。					
取組概要	令和4年度から窓口におけるキャッシュレス決済を導入します。令和4年度は、3区役所での戸籍・税証明の発行窓口や、音楽館・美術館をはじめとする観光文化施設など31の窓口・施設に導入し、令和6年度までに約130の窓口・施設への導入を目指します。					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	窓口におけるキャッシュレス決済の導入	—	—	△調査・検討	◎実施	
指標	キャッシュレス決済導入窓口・施設数	—	—	—	31窓口・施設	

施策1「健全な財政運営」

取組内容

財政の健全性を確保するため、臨時財政対策債以外の市債の発行を抑制し、市債残高（ストック）を縮減するとともに、財政の中期見通しを作成し、計画的な財源対策等を講じます。また、毎年度の予算編成作業において事業の重点化等を精査し、財源不足額を圧縮します。

取組項目(5項目)

- 1 フローとストックに留意した財政運営
- 2 財政の中期見通しの作成と公表
- 3 予算編成作業を通じての財源不足額の圧縮
- 4 新公会計制度の活用
- 5 普通建設事業における予算の適正管理



市の歳出を市民一人あたりに換算した額

具体的な取組

1	フローとストックに留意した財政運営	所管課	財政課		
現状	H29年度決算における、「財政指標・健全化判断比率（フロー指標）」（実質赤字比率・連結実質赤字比率なし、実質公債費比率7.3%）では、財政の健全性は確保されていますが、H29年度末における一般会計の市債残高は、4,270億円（うち臨時財政対策債を除く市債残高 2,623億円）であり、今後も持続可能な財政運営を推進するためには、長期的にフローとストックをコントロールする必要があります。 （臨時財政対策債は、地方交付税の振替として、国の地方財政計画等により発行可能額が示されるものであるため、除きます。）				
取組概要	臨時財政対策債以外の市債の抑制：第3次総合計画期間（H27～R4年度：8年間）における投資的経費を適正規模に保ち、臨時財政対策債以外の新規の市債発行をコントロールすることで、臨時財政対策債以外の市債残高を2,900億円未満に維持します。（臨時財政対策債は、地方交付税の振替として、国の地方財政計画等により発行可能額が示されるものであるため、除きます。）				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	臨時財政対策債以外の市債発行の抑制	◎⇒ 実施（継続）	⇒ 継続	⇒ 継続	⇒ 継続
指標	実質公債費比率が改正前の国協議の必要のない16%未満を維持（H29:7.3%）	16%未満維持	16%未満維持	16%未満維持	16%未満維持
	臨時財政対策債を除く市債残高（H29末2,623億円）	2,900億円未満	2,900億円未満	2,900億円未満	2,900億円未満

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向1「健全な財政運営の推進」

施策1「健全な財政運営」

2 財政の中期見通しの作成と公表		所管課	財政課		
現状	毎年、新年度当初予算編成時に当該予算を含む向こう4年間の財政指標（経常収支比率と実質公債費比率）の推移を見込んだ「財政の中期見通し」を作成し、公表しています。今後も、計画的に財源対策等を講じるため、同取組みを継続的に実施する必要があります。				
取組概要	財政の中期見通しの作成と公表：効果的な財政運営を確保するため、第3次総合計画後期実施計画及び第3次行革後期実施計画の期間（4年間）と合わせた中期的な財政の収支見通しを立て、公表します。				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	財政の中期見通しの作成・公表、予算編成への活用	◎⇒ 実施（継続）	⇒ 継続	⇒ 継続	⇒ 継続

3 予算編成作業を通じたの財源不足額の圧縮		所管課	財政課		
現状	毎年、新年度当初予算編成時に当該予算を含む向こう4年間の財政指標及び財源不足額の推移を見込んだ「財政の中期見通し」を作成し、公表しています。平成30年度当初予算については、予算要求時点では約112億円の財源不足が生じていましたが、予算編成作業の中で、この財源不足額を基金対応が可能となる50億円まで圧縮し、財政の健全性を確保しました。今後も、予算編成作業による事業の重点化、事業の精査を行い、第3次総合計画を着実に遂行することが求められています。				
取組概要	①財源不足額の圧縮：毎年の予算編成において、事業の重点化や事業内容の精査などにより予算要求時の財源不足額を圧縮し、財政の健全性を確保します。				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	①予算編成作業を通じたの財源不足額の圧縮	◎⇒ 実施（継続）	⇒ 継続	⇒ 継続	⇒ 継続
指標	①財源不足額（H30予算編成 財源不足額50億円）	69億円以下（H30.2財政の中期見通し作成時点）	70億円以下（H31.2財政の中期見通し作成時点）	72億円以下（R2.2財政の中期見通し作成時点）	76億円以下（R3.2財政の中期見通し作成時点）

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向1「健全な財政運営の推進」

施策1「健全な財政運営」

4 新公会計制度の活用		所管課	財政課		
現状	<p>本市では、平成20年度決算から「総務省方式改訂モデル」による財務書類の作成、公表を行ってまいりましたが、総務省の要請を受け、平成28年度決算から「統一的な基準」に基づく財務書類を作成・公表しています。</p> <p>この「統一的な基準」による財務書類等が作成されることで、他都市間との比較・分析が可能となるほか、各自治体における財政状況が明らかになるため、行財政改革や行政評価、公共施設等の老朽化対策などに活用することが期待されています。</p>				
取組概要	<p><行財政改革への活用></p> <p>①行政コストの検証・活用 公会計制度の各データを検証し、行政サービスに係るコストを市民に分かりやすく示すとともに、コストの経年比較などを行い、今後の財政運営に活用していきます。</p> <p><アセットマネジメントへの活用></p> <p>②固定資産データの活用 減価償却費や人件費等を各施設のカルテに反映、統一させることで、より実態に即した施設の現状把握・分析に活用するほか、適切な施設管理運営に繋がります。</p> <p><積極的な情報公開></p> <p>③財務書類の作成・公表 市の現状把握・課題を明示し、分かりやすく公表することで、市民の市政への関心と理解を拡大するほか、分析結果に基づく施策への反映結果を分かりやすく公表します。</p>				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	①行政コストの検証・見直し ②固定資産データの活用 ③財務書類の作成・公表	△調査・検討 ◎実施 ◎⇒実施（継続）	◎実施 ⇒継続 ⇒継続	⇒継続 ⇒継続 ⇒継続	⇒継続 ⇒継続 ⇒継続

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向1「健全な財政運営の推進」

施策1「健全な財政運営」

5 普通建設事業における予算の適正管理		所管課	財政課		
現状	<p>建設事業においては、予算の適正管理及び経済対策の観点から、平成26年度から目標値を設定し、早期執行を図るなど繰越事業費縮減対策に取り組んでいますが、平成29年度一般会計繰越額は約143億円で依然高止まりしている状況です。</p> <p>また、発注時期等が9月に集中する傾向にあり、計画的な工事の実施による建設事業発注の平準化等を図るなど、総合的な見直しや対策が必要となっています。</p> <p>(1) 繰越額 平成29年度（一般会計）：①全体額 14,299,879千円 ：②通次・事故・経済対策・災害除く 12,815,208千円</p> <p>(2) 普通建設事業契約率 平成29年度（一般会計）：平成29年9月時点 目標値（現年＋繰越）80% 実績77.1%</p>				
取組概要	<p>①庁内マネジメントの徹底 ・毎月の「公共事業執行状況調査」により、各課の執行状況を把握し執行の遅れが生じている場合は、ヒアリングを実施し、早期着手を促すほか、分析・課題整理を行い、改善策を検討・実施します。</p> <p>②債務負担行為の有効活用 ・計画的な工事の実施、適正工期の確保、次年度工事への早期着手を図るため、予算編成作業において、債務負担行為の有効活用・実施します。</p> <p>③繰越明許費の有効活用（令和2年度より実施） ・発注時期の平準化により入札不調を抑制するとともに、前金払、中間払により繰越額を縮減するため、繰越明許費の有効活用を実施します。</p>				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	①庁内マネジメントの徹底 ②債務負担行為の有効活用 ③繰越明許費の有効活用	◎実施 ◎実施	⇒継続 ⇒継続 ◎実施	⇒継続 ⇒継続 ⇒継続	⇒継続 ⇒継続 ⇒継続
指標	9月時点の普通建設事業の契約率（現年＋繰越）（一般会計）H29：77.1%	80%	80%	80%	80%

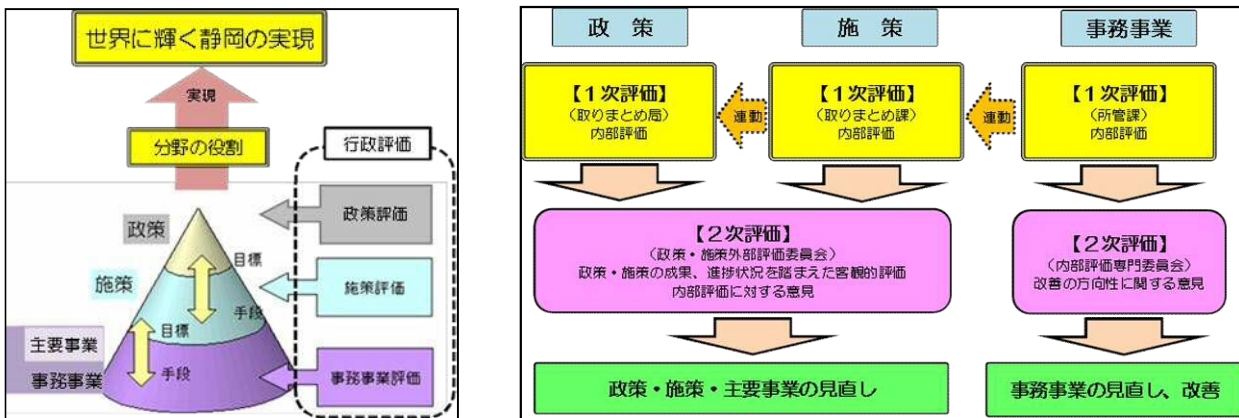
施策2「歳出の見直し」

取組内容

不断の事務事業の見直し・改善、または統廃合を推進し、無駄の削減を図るとともに、毎年度の予算編成作業においては見直し項目を定め、再点検を行い予算の棚卸しを行います。また、静岡型行政評価制度を実施し、PDCAサイクルによる評価結果を計画や予算に反映させることで、成果志向の行政運営に取組み、市民満足度の高い行政サービスの提供に努めます。

取組項目(3項目)

- 1 見直し項目設定による予算の定期点検の実施
- 2 静岡型行政評価制度の活用
- 3 事務事業の見直しによる合理化・効率化



静岡型行政評価制度のイメージ図

具体的な取組

1	見直し項目設定による予算の定期点検の実施	所管課	財政課		
現状	財政規律を堅持しながら第3次総合計画の着実な推進を図るため、財源不足額への計画的な対策が必要であり、前期計画においては定期的な点検ということで枠配分事業、補助金、繰出金などの見直しについて実施してきました。後期計画も継続して実施し、適正な予算を維持する必要があります。				
取組概要	予算の定期点検：予算編成方針において、枠配分事業、補助金、繰出金などの見直し項目を定め、定期的に点検を実施することにより、予算の棚卸しを行います。				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	①定期点検による当初予算への反映 ②見直し項目の設定による定期的な点検の実施（枠配分事業、補助金、繰出金など）	◎ R1当初予算への反映 ◎ R2当初予算の点検	◎ R2当初予算への反映 ◎ R3当初予算の点検	◎ R3当初予算への反映 ◎ R4当初予算の点検	◎ R4当初予算への反映 ◎ R5当初予算の点検
効果額	削減額（単位：千円）	345,099	345,099+R2予算編成実績報告	836,807+R3予算編成実績報告	836,807+R3.4予算編成実績報告

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向1「健全な財政運営の推進」

施策2「歳出の見直し」

2	静岡型行政評価制度の活用				所管課	総務課、企画課、 財政課 ほか
現状	行政評価制度のうち、事務事業評価は、H23年度から「事務事業総点検（1次評価）」と「市民評価会議（外部評価）」、H25年度から他局職員による「事務事業総点検（2次評価）」を実施してきました（市民評価会議はH25終了）。今後は、事務事業総点検における結果を確実に事務事業の見直しにつなげることが課題となっています。 また、政策・施策評価はH28年度から実施している政策・施策評価を踏まえ、第3次総合計画における政策・施策評価をより効果的に実施する必要があります。					
取組概要	①政策・施策評価の実施：H28・29年度の施策評価、H30の政策評価の結果等を踏まえ、R1年度に評価体制等の見直しを実施。より効果的な取り組みへと改善を図ります。 ②事務事業評価結果の次年度への反映：事務事業評価の結果を次年度の事務事業の見直しに反映させる仕組みづくりを行います。					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	①政策・施策評価	◎評価体制等の見直し、評価の実施	⇒ 継続	⇒ 継続	⇒ 継続	
	②事務事業評価の実施・予算への反映	◎実施・一部見直し（2次評価）	⇒ 継続・一部見直し（2次評価）	⇒ 継続・一部見直し（2次評価）	⇒ 継続・一部見直し（2次評価）	
指標	②-1 事務事業評価の1次評価結果がAの割合	90%	90%	90%	90%	
	②-2 事務事業評価の2次評価による事業の見直し率	100%	100%	100%	100%	
効果額	削減額（単位：千円）	10,000	20,000	30,000	40,000	

3	事務事業の見直しによる合理化・効率化				所管課	関係各課
現状	これまでも、事務事業の見直しによる市民サービスの向上やコスト削減に取り組んできましたが、今後、人口減少や少子高齢化の進行により、厳しい財政状況が見込まれる中、より市民満足度の高い行政サービスを提供しつづけるには、常に事務事業の見直しに努める必要があります。					
取組概要	不断の事務事業の見直しにより、事務の合理化・効率化に取り組めます。 （各事務事業の取組内容は、別表のとおり）					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
効果額	削減額（単位：千円）	35,361	40,918	44,793	47,662	
	投資的経費の縮減額（単位：千円）	18,975	17,951	24,051	9,309	

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向1「健全な財政運営の推進」

施策2「歳出の見直し」

事務事業の見直しによる合理化・効率化

別表

No	項目	内容	実施年度	効果額（単位：千円） （R1～R4）	所管課
				指標	
3-1	防犯灯のLED化による維持費補助金の削減	令和4年度末までに市内の防犯灯の9割のLED化を目指します。	R1 ～ R4	160,265 （削減額） LED化計画灯数 11,350灯 LED化率 R4まで93.3%	市民自治推進課
3-2	小型自動車（乗用・貨物）から軽自動車への切り替え	車両の更新（年数または走行距離が基準に達した時点での車両の買い替え）時期に合わせて、1年に1台、小型自動車（乗用・貨物）から軽自動車への切り替えを行います。	R1 ～ R4	1,912 （投資的経費の節減） 軽自動車への切替台数 各年度 1台	管財課
3-3	市営温泉浴場の利用向上・経営改善	オクシズ市営温泉等活性化サポート事業を中心に新規利用者の獲得や各施設スタッフの接遇研修等を実施することにより、各施設の利用者数の増加を図るとともに、さらに経費の節約意識を増進させるなど、各施設が利用向上・経営改善の取組みを実践することにより、全ての温泉施設において経営状態が改善されている状態を目指します。	R1 ～ R4	— 利用者数 （5施設合計） R4まで134千人 （H29 130千人）	中山間地振興課
3-4	再開発事業の推進	再開発事業等審査委員会の活用等により、質の高い再開発事業を官民連携で進めます。	R1 ～ R4	— 採択基準に基づく新規再開発事業等立ち上げ数 R1,R3各年度 1事業	市街地整備課
3-5	無償借地公園制度の実施	「無償借地公園制度」を導入することで、従来の用地買収による公園整備を補完し、公園整備箇所数の増加を図ります。	R1 ～ R4	実績報告 無償借地公園制度による公園整備箇所数 各年度 1箇所以上	緑地政策課、公園整備課
3-6	日の出センターの利活用向上等	利用者などの意見や日の出地区の再開発の状況（海洋産業振興やまちづくりを推進する組織の配置など）を踏まえ、施設の利用方法について再検討し、利活用の向上を図ります。また、令和元年度の指定管理更新時より「利用料金制（併用）」を実施しています。	R1 ～ R4	12,712 （削減額） 利用者満足度 90% （H29 69.1%）	海洋文化都市推進本部
3-7	大気汚染自動測定機器のペーパーレス化	測定機器の更新の際、デジタル化対応機器へ更新し、ペーパーレス化することによりコスト削減を図ります。	R1 ～ R4	755 （削減額） デジタル化対応機器更新台数 R4まで 18台	環境保全課

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向1「健全な財政運営の推進」

施策2「歳出の見直し」

No	項目	内容	実施年度	効果額（単位：千円） （R1～R4）	所管課
				指標	
3-8	消防車両の小型化	狭隘道路対策のため、消防車両の更新に併せて車両の小型化を実施します。	R1 ～ R4	68,374 （投資的経費の縮減） 小型化する 消防車両台数 R4まで 6台	財産管理課
3-9	古紙・機密文書等の売払いの活用	事業者との協議、仕様書の見直し等により、機密文書についてもセキュリティ対策はそのままに売却するよう変更し、契約を古紙売買契約と1本化します。	R1 ～ R4	実績報告 —	管財課
3-10	子ども・若者施策に関する計画の見直し（一体化）	「静岡市子ども・子育て支援プラン」と「静岡市子ども・若者育成プラン」を統合するとともに、関係する附属機関の所掌事務を見直し、計画の進捗管理を一元化することで、子どもから大人へ成長していく過程における様々な施策を、体系的かつ総合的に切れ目なく実行することが可能となるとともに、成果や達成度の把握がしやすい計画となります。	R1 ～ R4	—	子ども未来課、青少年育成課

施策3「歳入の確保」

取組内容

自主財源を確保し、安定した財政基盤を確立するため、市税等の収納率の向上、債権管理の強化、未利用地等の資産の売却、広告事業の推進などに取り組みます。

取組項目(17項目)

- 1 市税等の収納率の向上と適正な債権管理の推進
- 2 ふるさと寄附金制度の推進
- 3 課税客体の的確な把握による税収確保
- 4 印刷・広報物・公共施設等への広告事業の推進
- 5 未利用地等の売却の推進及び貸出の実施
- 6 市営住宅跡地の子育て世帯等への宅地分譲
- 7 自動販売機の新規設置の推進
- 8 公の施設使用料の見直し
- 9 競輪事業による一般会計への安定的な繰出
- 10 庁舎の有効活用
- 11 公共施設の民間開放
- 12 企業立地の推進
- 13 効率的な資金運用による財源確保
- 14 基金運用による利子負担の軽減
- 15 奨学金貸付金元利収入の収納率の向上
- 16 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金元利収入の収納率の向上
- 17 企業版ふるさと納税制度の推進



軽自動車税・自動車税の納期内納付街頭キャンペーン
(市税の収納率の向上)



清水のみかん はるみ



由比港紅白セット
(桜えびとしらす)

ふるさと寄附金返礼品の例



ふるさと寄附金クラウドファンディング
ピューマ オス・メス

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向1「健全な財政運営の推進」

施策3「歳入の確保」

具体的な取組

1	市税等の収納率の向上と適正な債権管理の推進				所管課	滞納対策課、税制課、福祉債権収納対策課 ほか
現状	<p>平成19年度に債権管理委員会を設置し、全庁的に債権管理に向けた取組に着手したものの、経済状況の影響もあり、平成21年度決算時には、市債権全体の収入未済額が約171億円に達しました。その後、「静岡市債権の管理に関する条例（平成23年2月施行）」に則った適正な債権管理事務を推進した結果、年々、収入未済額が圧縮され、平成29年度決算時では約80億円と半減しました。</p> <p>また、主要8債権の収入未済額が大幅に圧縮される一方で、他の債権の中には増加するものもあるなど各債権の状況が大きく変化しています。</p> <p>このような中、今後も適正な債権管理を推進するため、さらなる収入未済額の圧縮と収入率の向上を図る必要があります。</p>					
取組概要	<p>債権管理の取組：債権管理委員会における総括管理のもと、債権管理に関する事務処理状況の進行管理や債権管理事務に従事する職員への研修の実施等により徴収体制を強化し、引き続き収納率の向上に努めます。</p> <p>また、これまで主要8債権を中心に管理を進めてきましたが、8債権の収入未済額の圧縮が進む中、他の債権についても適切な対応を行っていきます。</p>					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	債権管理の取組 ・債権管理の総括、債権管理委員会の運営 ・債権所管課への指導・相談対応 ・債権管理研修の実施	◎ ⇒実施（継続） ◎ ⇒実施（継続） ◎ ⇒実施（継続）	⇒継続 ⇒継続 ⇒継続	⇒継続 ⇒継続 ⇒継続	⇒継続 ⇒継続 ⇒継続	
指標	H29実績値 収納率（現年）（滞繰） ①市税 99.44% 41.27% ②国保 92.18% 21.03% ③介護 99.03% 18.02% ④保育 98.89% 16.55% ⑤住宅 99.56% 18.75% ⑥水道 98.96% 27.38% ⑦下水 98.90% 36.20% ⑧清病 99.28% 8.67%	（現年）（滞繰） ①99.41% 42.64% ②92.67% 21.61% ③99.11% 18.25% ④98.98% 17.94% ⑤99.62% 21.15% ⑥99.06% 27.42% ⑦99.00% 36.60% ⑧99.28% 8.67%	（現年）（滞繰） ①99.46% 43.01% ②92.98% 23.49% ③99.35% 22.29% ④99.09% 23.51% ⑤99.65% 22.35% ⑥99.11% 27.44% ⑦99.05% 36.80% ⑧99.28% 8.67%	（現年）（滞繰） ①99.50% 44.02% ②93.41% 24.46% ③99.38% 24.05% ④99.28% 33.53% ⑤99.68% 23.55% ⑥99.16% 27.46% ⑦99.10% 37.00% ⑧99.28% 8.67%	（現年）（滞繰） ①99.52% 45.02% ②93.41% 24.89% ③99.41% 24.28% ④99.54% 37.91% ⑤99.71% 24.75% ⑥99.21% 27.48% ⑦99.15% 37.20% ⑧99.28% 8.67%	
効果額	収入増額（単位：千円） （⑥～⑧除く）	566,550	759,798	927,844	1,048,825	

* 公営企業の債権（市立病院診療収入等、水道料金、下水道使用料）についても、当該年度に発生した債権が翌年度の5月31日までに収入した場合は、当該年度に収入があったものとして算出しています。
 * 表中の「滞繰」とは、滞納繰越を示しています。

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向1「健全な財政運営の推進」

施策3「歳入の確保」

2 ふるさと寄附金制度の推進		所管課	財政課		
現状	平成27年11月より寄附者への返礼品贈呈を開始し、28年度の寄附金収入は増加しましたが、29年度は減少し、その後は大きな伸びが見られない現状です。新たな財源の確保の観点から、寄附金収入増加のための更なる取組が必要です。				
取組概要	①寄附金使用メニューの充実：クラウドファンディング方式（※）を含め、より寄附をしたいと思える使用メニューの選定 ②シティブロモーション及び交流人口増加に繋がるお礼品の充実：地元特産品や来訪型お礼品の一層の充実 ③事業PR：様々な媒体を活用した事業PRの実施による認知度UP				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	寄附金収入増加策の実施	△調査・検討 ◎実施	◎実施	⇒継続	⇒継続
指標	寄附金収入額	195,000	300,000	345,000	500,000
効果額	収入増額（単位：千円）	78,022	173,055	204,441	251,601

※クラウドファンディング：群衆を意味する「croud」と資金調達を意味する「funding」を組み合わせた言葉。明確な定義はないが、通常インターネットを介して不特定多数の人から資金調達する仕組み。

3 課税客体の的確な把握による税収確保		所管課	市民税課、 固定資産税課 ほか		
現状	固定資産税、個人・法人市民税等については、法定期限内に申告しない者に対し、申告指導、調査を行っていますが、更なる指導、調査により課税客体を的確に把握し、公平性の確保及び税収増加を図る必要があります。				
取組概要	①個人市民税：未申告等調査（未申告者の呼び出し、給与支払報告書未提出事業所に対する催告、扶養調査、課税資料の活用等）を実施します。 ②法人市民税・事業所税：法人市民税の未申告法人に対する申告指導及び決定課税を実施します。また、事業所税の未申告調査を実施します。 ③固定資産税：「未申告者に対する申告指導」「税務署資料の調査による未申告償却資産の把握及び申告指導」「各種資料の調査による新規事業者の把握及び申告指導」「現地調査、帳簿調査による未申告償却資産の把握及び申告指導」「申告指導に応じない者に対する、決定課税の実施」に取り組みます。				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	①②個人市民税の未申告等調査の実施、法人市民税の未申告法人に対する申告指導及び決定課税並びに事業所税の未申告調査の実施	◎⇒実施（継続）	⇒継続	⇒継続	⇒継続
	③申告指導、各種調査による課税	◎⇒実施（継続）	⇒継続	⇒継続	⇒継続
指標	①②調査件数	23,000件	23,000件	23,000件	23,000件
	③調査件数	2,400件	2,700件	2,700件	2,700件
効果額	①②収入増額（単位：千円）	164,200	158,500	152,900	159,400
	③収入増額（単位：千円）	50,000	50,000	50,000	50,000

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向1「健全な財政運営の推進」

施策3「歳入の確保」

4 印刷・広報物・公共施設等への広告事業の活用		所管課	総務課、 関係各課		
現状	本市では、H18年度から広告事業を導入し、印刷物、公共施設、ホームページ等に広告を掲載したり、公共施設にネーミングライツを導入するなど取組を進め、新規媒体の確保に努め、年々実施件数を増やしてきました。今後も広告事業を活用し、現在の広告料収入を確保するとともに、更なる新規媒体の募集を行い、広告料収入の拡大や広告掲載によるコスト削減を図る必要があります。				
取組概要	①既存の広告事業の更新：バナー・パンフレット・封筒・雑誌カバー等の広告やネーミングライツなど、現在実施する広告事業（23件）を広告カタログにより周知し、収入確保やコスト削減を継続します。 ②新たな媒体の導入検討：広告主からの提案を随時募集し、新たな広告媒体による収入確保やコスト削減に努めます。				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	①既存広告物の更新 ②新規媒体の募集	◎実施 ◎実施	⇒継続 ⇒継続	⇒継続 ⇒継続	⇒継続 ⇒継続
指標	取組実績数 (H29：23件)	25件	26件	27件	28件
効果額	収入増額（単位：千円）	23,957	24,525	25,093	25,661
	削減額（単位：千円）	18,304	18,304	18,304	18,304

5 未利用地等の売却の推進及び貸出の実施		所管課	管財課、 関係各課		
現状	利用目的が明確でない、未利用地等（建物含む）について、売却処分を含めた利活用手法を検討する必要があります。従前より毎年10月と2月に一般競争入札により売却しているほか、法定外公共物等入札に付することが適当ではない普通財産については、随時売却を進めていますが、市場性の高い未利用地の多くが売却済となっています。 今後は、平成26年度に策定された「静岡市アセットマネジメント基本方針」において示されている利活用手法との整合を図りながら、売却対象となった未利用地等をより効率的かつ効果的に売却する必要があります。なお、売却に至っていない未利用地については、工事ヤード等として使用依頼があった場合は貸出を行っています。				
取組概要	①普通財産の調査・入札の実施：普通財産の現状調査を実施して売却可能な物件の掘り起しを行うことで、入札物件を増やすなど、未利用地等の積極的な売却を進めます。（継続取組） ②市有地売払情報 の 広 報 ・ 周 知 方 法 の 拡 充 （ SNS の 活 用 、 応 募 要 領 の 改 善 、 ポ ス タ ー ・ チ ラ シ 配 布 の 強 化 ） 及 び 市 有 地 売 払 事 務 に お け る 民 間 委 託 手 法 の 活 用 に つ い て 調 査 ・ 研 究 を 行 い 、 よ り 効 率 的 かつ 効 果 的 な 売 却 促 進 手 法 の 導 入 を 検 討 し ます。（追加取組） ③売却に至っていない未利用地について、各所管課の実施する一時的な貸出結果の取りまとめを行います。（追加取組）				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	①普通財産現状調査 入札実施（2回/年） ②入札事務委託の導入検討 ③未利用地の貸出	◎⇒調査（継続） ◎⇒実施（継続） △調査・検討 ◎実施（継続）	○更新 ⇒継続 ⇒継続	⇒継続 ⇒継続 ○一部導入 ⇒継続	⇒継続 ⇒継続 ◎導入 ⇒継続
効果額	①売却額（単位：千円） ②貸出に係る収入 （単位：千円）	①200,000 ②実績報告	①200,000 ②実績報告	①200,000 ②実績報告	①200,000 ②実績報告

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向1「健全な財政運営の推進」

施策3「歳入の確保」

6 市営住宅跡地の子育て世帯等への宅地分譲		所管課	住宅政策課		
現状	木造市営住宅の用途廃止に伴う解体後の跡地を、子育て世帯へ分譲していますが、一部売却できずに未利用地として残っています。				
取組概要	解体後の跡地を、スケジュールに沿って子育て世帯へ分譲していきます。なお、子育て世帯向けの売払いを2回行っても売却できない場合は、売払い相手の制限をなくして売払いを行い、その売却件数も実績に含めます。				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	子育て世帯宅地提供事業スケジュールにより、子育て世帯へ宅地分譲する	○スケジュールに基づく事業実施	⇒継続	⇒継続	⇒継続
指標	分譲件数	2	2	2	2
効果額	収入増額（単位：千円）	29,380	32,349	34,700	32,312

7 自動販売機の新規設置の推進		所管課	管財課、関係各課		
現状	平成22年度から、従来の目的外使用許可による設置から賃貸借契約による貸付へ変更することで、収入増を図ってまいりました。取り組みから8年が経過し、可能な物件は貸付契約に変更したため、今後は、新規設置場所を開拓し、収入増を図っていきます。				
取組概要	管財課が設置業者に市施設で設置ニーズが高い場所を聞き取り、ニーズがある施設管理者に新規設置を促します。				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	①設置可能性が高い施設の調査 ②入札の実施、設置	△調査・検討 ◎⇒実施（継続）	⇒継続 ⇒継続	⇒継続 ⇒継続	⇒継続 ⇒継続
指標	新規設置した貸付台数	5台	5台	5台	5台
効果額	収入増額（単位：千円）	1,150	2,300	5,060	6,210

8 公の施設使用料の見直し		所管課	総務課、財政課、関係各課		
現状	公の施設使用料は、受益者負担の原則に基づき、行政サービスの「公平性・公正性」を確保するため、「公の施設に関する使用料の設定基準（H24年10月）」を策定し、H25年度から段階的に見直しを進めています。今後も、定期的、継続的な見直しは必要ですが、使用料の設定基準の策定から5年以上が経過していることから、社会情勢等を踏まえた基準の検証も必要となっています。				
取組概要	①使用料の定期的な見直し：施設使用料を定期的に見直し・検証することで、行政サービスに対する「公平性・公正性」を確保します。 ②定期的な見直しに基づく使用料の改定 ③公の施設に関する使用料の設定基準の検証				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	①使用料見直し ②使用料改定 ③設定基準の検証	◎実施 ○一部実施 △調査・検討	— ○一部実施 ⇒継続	◎実施 ○一部実施 ◎完了	— ○一部実施 —
指標	使用料の基準に対応している施設数（H30対象施設総数：283）	283	283	283	283
効果額	収入増額（単位：千円）	0	56,224	56,313	56,313

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向1「健全な財政運営の推進」

施策3「歳入の確保」

9 競輪事業による一般会計への安定的な繰出		所管課	公営競技事務所		
現状	<p>競輪事業の収益を安定的に一般会計へ繰出すことで、市政への貢献を図っています。 平成20年度からは、競輪開催業務等を一括委託し、民間活力を活用した事務事業の効率化と売上向上、新規ファンの獲得、ファンサービスの充実に関する各事業を実施しています。 前期実施計画中の平成27年度に競輪開催業務等の仕様書の検討、プロポーザルによる業者選定を行い、平成28年度に契約更新しました。 特別競輪（平成28年度 日本選手権競輪、平成30年度 KEIRINグランプリ2018）の誘致に成功し、一般会計への繰出しも安定的に実施しています。</p>				
取組概要	<p>①次期競輪開催業務等の一括委託：仕様書等の検討、プロポーザル方式による業者選定・決定・契約更新を実施します。 ②ファンサービスの充実：競輪事業会計の主要目的である一般会計への繰出金を継続するため、売上向上、ファンサービスの充実に関する各種事業を展開します。 ③定期的な特別競輪開催に向けて誘致に取り組みます。</p>				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	<p>①次期一括委託の仕様書等の検討、プロポーザル方式による業者選定・決定・契約更新 ②売上向上、ファンサービスの充実に関する各事業の実施 ③特別競輪の誘致活動</p>	<p>△検討 ◎ ⇒ 実施(継続) ◎ ⇒ 実施(継続)</p>	<p>△◎ 検討、業者選定 ⇒ 継続 ⇒ 継続</p>	<p>◎ 実施 ⇒ 継続 ⇒ 継続</p>	<p>⇒ 継続 ⇒ 継続 ⇒ 継続</p>
指標	一般会計への繰出金 (150,000千円)	150,000千円	150,000千円	150,000千円	150,000千円
効果額	収入増額（単位：千円）	150,000	150,000	150,000	150,000

10 庁舎の有効活用		所管課	管財課、職員厚生課 ほか		
現状	<p>静岡庁舎の食堂及び売店は、職員の福利厚生を主な理由として、互助会に対し行政財産の目的外使用許可（運営は業者）を行い、使用料を全額免除してきました。しかし、資産の有効活用の観点から、使用料等の徴収を検討するとともに、来庁者駐車場や壁面広告のほか、閉庁日等の庁舎施設（会議室等）の有効活用について、方針決定する必要があります。</p>				
取組概要	<p>庁舎の中に設置されている福利厚生施設（食堂・売店）や来庁者のための駐車場、その他閉庁日等の庁舎施設（会議室等）の民間開放について、新清水庁舎建設やそれに伴う機構改正等を考慮し、これからの在り方を検討し、方針を示すなど、庁舎の有効活用を推進します。（静岡庁舎、清水庁舎、駿河区役所）</p>				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	空きスペースの有効活用 方針決定、目的外使用料徴収	△○検討・活用	⇒継続	◎方針決定	⇒方針に基づく見直し
指標	有効活用箇所数 (H30現在 4箇所)	5箇所	5箇所	—	—
効果額	収入増額（単位：千円）	実績報告	実績報告	実績報告	実績報告

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向1「健全な財政運営の推進」

施策3「歳入の確保」

11 公共施設の民間開放		所管課	関係各課		
現状	<p>これまで、公の施設は、設置条例上で定められた目的での使用を原則とし、目的外での使用は電柱・アンテナの設置、自動販売機の設置、市主催行事（公共目的）でのスペース使用などに限られてきましたが、公の施設は、次の観点から、民間利用のニーズがあると考えられています。</p> <p>①公の施設の中には、中心市街地に位置するものもあり、交通が便利・通行者が多いといったことから、誘客効果が高いにもかかわらず、現状では設置条例上の目的のみに使用をほぼ限定しているため、効果を十分に活かしていません。</p> <p>②施設の開館時間が平日・昼間のみといった場合もあり、イベント等に使えるスペースが土日・夜間に空いたままになっており、十分に活用されていません。</p> <p>③文化財施設・動物園は、施設そのものが魅力・価値を有しており、そのような場所でパーティーなどのイベントを行いたい、などの声が寄せられています。</p>				
取組概要	<p>①公共施設の民間開放の検討：公の施設のうち、現在、貸館（貸出）を目的としていない次の施設について、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、スペースをイベント等に使用したい民間事業者（施設によっては個人を含む。）に貸出することを検討します。この際、施設の場所・形態などを勘案するとともに、全庁的な貸出方針・基準の下に、施設ごとの課題を踏まえ検討することとします。</p> <p>[施設名] 市有文化財施設、駿府城公園内施設（東御門・巽櫓、坤櫓、紅葉山庭園及び茶室）、登呂博物館、登呂遺跡、みほしるべ、中勤助文学記念館、静岡市美術館、静岡音楽館（ホール・会議室以外）、静岡科学館、芹沢銈介美術館、日本平動物園（展望広場など）、東海道広重美術館、由比本陣記念館、清水港船宿記念館 ほか</p> <p>[利用形態] レセプション、結婚式、テレビ・映画撮影、演奏会など</p> <p>[課題]</p> <p>①実施（貸出）の是非・具体的なニーズ、②施設の本来目的（条例上の目的）との兼ね合い、③民業圧迫への配慮、④施設ごとの貸出基準・貸出量・利用調整方法、⑤使用料及び貸出のためのコスト、⑥感染対策等に対応した貸出方法等の検討</p>				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	<ul style="list-style-type: none"> 実施施設等の検討・検証 検証結果を踏まえた方針決定・対応 	◎実施 必要に応じて実施	⇒継続 必要に応じて実施	⇒継続 必要に応じて実施	⇒継続 必要に応じて実施
12 企業立地の推進		所管課	産業振興課		
現状	<p>H19年6月に「企業立地戦略推進本部」を設置して以降、全庁をあげて企業立地を推進する体制を構築しており、H30年3月には地域未来投資促進法に基づく「静岡市地域基本計画」を策定し、企業立地に取組んでいるところですが、税収増加や雇用創出を図るため、今後もより一層事業を推進していく必要があります。（新規立地件数実績：H26年度：17件、H27年度：17件、H28年度：43件、H29年度：26件）</p>				
取組概要	<p>企業立地の推進：「静岡市地域基本計画（計画期間：H30年度～R4年度）」に基づき、企業訪問等の誘致活動や立地費用に対する助成等により、市内への企業立地を推進します。</p>				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	企業立地の推進	⇒ 企業立地の推進	⇒ 継続	⇒ 継続	⇒ 継続
指標	新規立地件数 (H29年度 26件)	17件	17件	17件	17件
	雇用創出人数 (H29年度 208人)	139人	139人	139人	139人

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向1「健全な財政運営の推進」

施策3「歳入の確保」

13 効率的な資金運用による財源確保		所管課	会計室		
現状	各所管からの歳出及び歳入の予定をもとに資金計画を作成し、支払資金を確保しつつ、歳計現金等を運用しています。1週間以上1ヶ月未満の短期運用は指定金融機関へ預け、1ヶ月から3ヶ月程度の運用は引合いにより行っています。 平成28年1月末から導入された日本銀行のマイナス金利政策の影響により預金利率は低下し、引合い成立件数も減少しており、非常に厳しい状況の中、より効率的な資金運用による財源確保を行うために、引合い成立機会の確保が必要となっています。				
取組概要	①引合い件数の増加：引合い件数を年127件から3件増やし、年130件とすることで引合い成立機会を確保し、預金利子収入の増加を図ります。 ※年127件：マイナス金利政策導入後の、平成28年度及び平成29年度の平均件数				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	①引合いの実施	◎⇒実施（継続）	⇒継続	⇒継続	⇒継続
指標	①引合い件数の増加 (H28、H29平均 127件)	130件	130件	130件	130件
効果額	収入増額（単位：千円）	8	8	154	154

14 基金運用による利子負担の軽減		所管課	財政課		
現状	満期一括償還のため市債管理基金に積み立てた資金を、確実かつ有効な債券等により運用し、その運用収入を公債利子に充てることで、一般財源負担の抑制を図っていますが、今後、更なる効率的な運用を図ることで、利子負担の軽減に努める必要があります。				
取組概要	債券の運用：基金の積立金が増加していく中、より効率的に資金運用を行い、運用収入を確保することで、一般財源負担額の軽減を図ります。				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	積み立て資金の債券運用	◎⇒実施（継続）	⇒継続	⇒継続	⇒継続
指標	債券購入運用額	22.1億円	30.3億円	38.5億円	46.7億円
効果額	収入増額（単位：千円）	37,561	43,621	51,321	60,661

15 奨学金貸付金元利収入の収納率の向上		所管課	児童生徒支援課		
現状	前期に口座振替の導入や滞納者への督促強化を実施し、収納率が向上傾向にあるため今後も継続して取り組みます。				
取組概要	平成29年度の途中から口座振替を開始し、平成30年度の新規返還者からは原則口座振替としました。 平成29年度以前からの返還者に対しても口座振替の利用を促し、納付機会を拡大することで毎年度徴収率を0.1%ずつ向上させていきます。 過年度の滞納者は、滞納整理強化期間に夜間電話催告や夜間臨戸等を実施します。 過年度収納率は年度ごとに差が大きいため、平成27年度～29年度までの3カ年平均を使用します。 ・現年度収納率 H29：96.09%（前期：93.4%） ・過年度収納率 H27：16.81% H28：21.10% H29：18.48%→18.7%（前期：9.7%）				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	収納率の向上	◎⇒実施（継続）	⇒継続	⇒継続	⇒継続
指標	①現年度分収納率 ②過年度分収納率	96.1% 18.8%	96.2% 18.9%	96.3% 19.0%	96.4% 19.1%
効果額	収入増額（単位：千円）	46	92	138	185
	①現年度分	46	92	138	185
	②過年度分	25	50	75	100

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向1「健全な財政運営の推進」

施策3「歳入の確保」

16	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金元利収入の収納率の向上	所管課	子ども家庭課		
現状	<p>母子・父子・寡婦福祉資金貸付金元金・利子は、H29から債権回収会社へ収納業務の委託を開始し、長期滞納者に対する催告を強化した結果、滞納繰越分の収納率が3.53%から7.46%へ向上しました。H30も継続的に債権回収会社への委託及び各区子育て支援課の担当職員による電話・文書催告等を行い、収納率の向上に努めていますが、負担の公平性の実現と安定収入を図るため、一層の収納率の向上を目指す必要があります。</p> <p>【過去実績】 H27 H28 H29 滞納繰越分(%) 3.50% 3.53% 7.46%</p>				
取組概要	<p>長期滞納者への催告業務を債権回収会社へ委託し、電話及び文書催告を実施します。 初期滞納者に対し、市から集中的に電話及び文書催告を実施します。 時効期間が経過した債務者に対しては時効の援用の案内を行う等、適正な債権管理を実施します。</p>				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	債権回収会社への委託の実施及び各区子育て支援課からの催告の実施	◎実施	⇒継続	⇒継続	⇒継続
指標	滞納繰越分収納率 (H29年度 7.46%)	7.56%	7.66%	9.66%	10.21%
効果額	収入増額(単位:千円)	445	921	9,749	12,354

R3.3改訂 新規追加

17	企業版ふるさと納税制度の推進	所管課	企画課、関係各課		
現状	<p>・企業版ふるさと納税制度は、国が認定した地方公共団体の地方創生に資する事業に対して、企業（本社が本市以外に所在する企業に限る）が寄附を行った場合に、法人関係税（法人住民税、法人事業税、法人税）から税額控除する仕組みです。 ・本市では令和2年11月から制度活用が可能となりました。</p>				
取組概要	<p>・企業から地方創生に資する事業に対して寄附を受けることで、さらなる地方創生の推進を図ります。 ・所管課による本制度の活用を支援するため、庁内各局に対して研修会等を開催します。 ・所管課は、制度の活用を促すため企業に対し機会を捉えて制度周知を行います。</p>				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	①庁内研修 ②制度の周知	—	◎実施 ◎実施	⇒継続 ⇒継続	⇒継続 ⇒継続
効果額	収入増額(単位:千円)	—	—	実績報告	実績報告

施策「アセットマネジメント基本方針の推進」

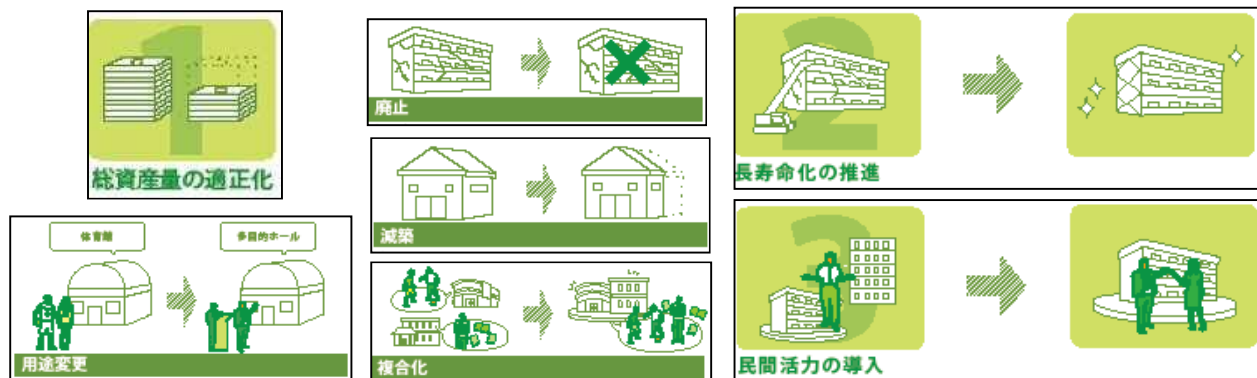
取組内容

公共施設のあり方や必要性を、市民ニーズや政策適合性、費用対効果などから総合的に評価し、適正な施設保有量を実現します。
 公共建築物は、人口減少や財政状況を踏まえ、必要なサービス水準を確保しつつ、施設総量を縮減します。
 インフラ資産は、市民生活における重要性や道路や河川、公園などの施設種別ごとの特性を考慮し、中長期的な視点により総量の適正化を図ります。さらに、施設の長寿命化を図り、安心・安全なサービス提供に努めるほか、民間活力を導入し、財政負担の軽減と平準化を図ります。

取組項目(15項目)

- 1 アセットマネジメント基本方針の推進
 - 2 公共建築物の総資産量の適正化
 - 3 公共建築物の長寿命化
 - 4 既存市有施設の有効活用
 - 5 小中学校校舎等の改築・大規模改修等による長寿命化対策
 - 6 市営住宅の長寿命化、管理戸数削減の実施
 - 7 省エネ・長寿命器具の推進
 - 8 道路照明灯のLED化
 - 9 都市計画道路の見直し
 - 10 道路舗装の適切な維持管理
 - 11 道路橋の長寿命化の推進
 - 12 浜川水門の適正な維持管理
 - 13 公園施設の長寿命化の実施
 - 14 PPP/PFI事業の導入の推進
 - 15 Park-PFI制度を活用した公園の整備及び維持管理
- 「上水道の管路・施設の効率的な運用」、「下水道管のアセットマネジメント」の取組については、106頁、110頁に掲載しています。

静岡市のアセットマネジメント3つの方針



アセットマネジメント基本方針のイメージ図



市営住宅の長寿命化（施工前・後）

道路橋の長寿命化（施工前・後）

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向2「効果的なアセットマネジメントの推進」

施策「アセットマネジメント基本方針の推進」

具体的な取組

1	アセットマネジメント基本方針の推進				所管課	アセットマネジメント推進課
現状	学校、市営住宅等の公共建築物について、建物の基本情報、コスト情報、利用状況の他、民間マーケット等を分析した施設経営の視点での施設マネジメントに取り組む必要があります。 また、道路舗装、道路橋、トンネル、河川などのインフラ資産については、推進体制（体系）を把握した上で全庁を俯瞰したアセットマネジメントに取り組む必要があります。					
取組概要	①個別施設評価・②計画策定支援・③進捗管理：概ね、100㎡以上の建物（約800施設）の施設カルテを作成し、施設の基本情報、利用状況、財務状況を明らかにした上で、施設の類型（施設群）ごとに今後のマネジメントの方向性を示し、建築物劣化調査等を踏まえた個別施設計画を策定し実行します。また、個別施設計画は総合計画や予算編成と連動した改定を行った上で、「アクションプラン」に反映し計画全体の進捗状況を管理します。 ④推進体制等整理：道路舗装、道路橋、トンネル、河川などのインフラ資産については、所管課（局）との連携を密にすることで、推進体制（体系）を一元的に整理し、取り組み状況を把握します。 ⑤基本方針改定：平成26年度に策定した基本方針について、①～④の取り組みなどを踏まえ、本市のアセットマネジメントの体系や将来見通し等を反映した改定を行います。					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	①個別施設評価支援 ②個別施設計画策定支援 ③全体進捗管理 ④推進体制等整理(インフラ) ⑤基本方針改定	◎⇒実施(継続) ◎⇒実施(継続) ◎⇒実施(継続) △調査 △調査・検討	⇒継続 ⇒継続 ⇒継続 ○一部実施 ⇒継続	⇒継続 ⇒継続 ⇒継続 ◎実施 ◎実施	⇒継続 ⇒継続 ⇒継続 — —	
指標	公共建築物 延床面積縮減率（累積） ※1	2.1% (47,489㎡)	2.5% (57,658㎡)	2.6% (59,319㎡)	3.2% (74,488㎡)	
2	公共建築物の総資産量の適正化				所管課	アセットマネジメント推進課
現状	今後、多くの施設が一斉に改修・更新時期を迎え、多額の維持更新費用を要する見通しです。人口減少や厳しい財政状況を踏まえ、必要なサービス水準は確保しつつ、施設総量の縮減を推進する必要があります。					
取組概要	公共建築物の総資産量の適正化：基本方針に基づき、公共サービスのあり方や必要性について、市民ニーズや政策適合性、費用対効果などの面から総合的に評価を行い、適正な施設保有量を実現します。					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	公共建築物の総資産量の適正化	◎⇒実施(継続)	⇒継続	⇒継続	⇒継続	
指標	縮減延床面積（㎡）※2	4,465	10,169	1,661	15,169	
効果額	削減額（単位：千円）※3	183,065	599,994	668,095	1,290,024	
3	公共建築物の長寿命化				所管課	アセットマネジメント推進課
現状	これまでの公共建築物は、不具合が発生した後に修繕を行う「事後保全」による対応が多く、施設運営に支障をきたす可能性がありましたが、今後は「予防保全」の観点から適切に改修を行い、安心・安全な施設管理をしていく必要があります。					
取組概要	基本方針に基づき、個別施設の計画的な保全を実施し、長寿命化を図ります。					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	公共建築物の長寿命化、計画的な保全の実施	◎⇒実施(継続)	⇒継続	⇒継続	⇒継続	

※1～3は、平成29年度末に改定・公表の「静岡市アセットマネジメントアクションプラン（第1次）」に基づく試算

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向2「効果的なアセットマネジメントの推進」

施策「アセットマネジメント基本方針の推進」

4	既存市有施設の有効活用				所管課	アセットマネジメント推進課、関係各課
現状	新たな行政需要に対応するため、施設を設置する場合は、既存施設の有効活用を図ることで公共建築物を新設しない創意工夫が必要となっています。					
取組概要	基本方針に基づき、既存市有施設の有効活用を図ります。					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	既存市有施設の有効活用	◎⇒実施（継続）	⇒継続	⇒継続	⇒継続	

5	小中学校校舎等の改築・大規模改修等による長寿命化対策				所管課	教育施設課
現状	小中学校の校舎等は、建築後30年以上経過した施設が全体の8割を占め、老朽化が進んでいます。今後一斉に改築・改修の時期を迎え多額の更新費用が必要になると見込まれるため、アセットマネジメント基本方針に基づいた施設整備を計画的に行う必要があります。					
取組概要	校舎等の改築・大規模改修等：個別施設計画に基づき校舎等の改築・大規模改修等を計画的に実施し、施設の長寿命化を図るとともに適正規模化を進めます。					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	計画に基づく小中学校校舎等の改築・大規模改修等の実施	◎⇒実施	⇒継続	⇒継続	⇒継続	
指標	削減延べ床面積	—	1,845㎡	—	9,263㎡	

6	市営住宅の長寿命化、管理戸数削減の実施				所管課	住宅政策課
現状	市営住宅7,527戸（79団地）のうち4,441戸（54団地）が法定耐用年限を経過（木造、簡易耐火造）又は法定耐用年限の2分の1を経過（耐火造）し、老朽化が進行しています。昨今の急激な少子高齢化、財源確保の困難化、住宅量の充足に伴い、フロー社会からストック活用社会への転換が住宅政策にも必要となっています。					
取組概要	「アセットマネジメント基本方針」に基づき、住宅の長寿命化、統廃合、計画的修繕等のアセットマネジメントに取組みます。また、「市営住宅アセットマネジメント基本計画」に基づき、管理戸数を削減します。					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	計画に基づく長寿命化、統廃合等の実施	◎⇒実施（継続）	⇒継続	⇒継続	⇒継続 ※管理戸数減に伴う指定管理料の見直し	
指標	管理戸数の減	22	55	43	104	

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向2「効果的なアセットマネジメントの推進」

施策「アセットマネジメント基本方針の推進」

7 省エネ・長寿命器具の推進		所管課	設備課		
現状	LED照明器具は消費電力が少なく、長寿命であり、近年、数多く商品化されており信頼性も高く、今後普及率は伸びていくと考えられるため、積極的に採用することが必要となっています。				
取組概要	①省エネ・長寿命化器具の採用：従来の照明器具とLCC（ライフサイクルコスト）比較を行い、工事委嘱をした課と協議しながらLED照明器具等に適した部屋等を選定し採用することにより、照明器具の省エネと長寿命化を図ります。 ②LED照明制御機器に適した施設・部屋等の検討を行い、設置基準を作成し、工事委嘱をした課と協議しながら積極的に採用します。				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	①LED照明器具等の調査、設置場所の選定、設置基準の作成、実施	◎⇒実施（継続）	⇒継続	⇒継続	⇒継続
	②新技術の調査・検討	◎⇒実施（継続）	⇒継続	⇒継続	⇒継続
指標	LED照明器具等採用基準による採用率	100%	100%	100%	100%
効果額	削減額（単位：千円）	実績報告	実績報告	実績報告	実績報告

8 道路照明灯のLED化		所管課	道路保全課		
現状	本市が管理する約3,200kmの道路において、約11,000基の道路照明灯を維持管理しております。その中には、過去に設置された水銀灯やナトリウム灯が多くあり、老朽化が進んでおります。近年、従来の照明灯をLED形式の電球へ交換できる技術の開発が進んでおり、LED化による消費電力の抑制、さらには点灯時間の延命化によるコスト縮減が図れるようになったことから、道路管理者として環境負荷への軽減やコスト縮減のため照明灯のLED化を進める必要があります。				
取組概要	①道路照明灯のうち水銀灯は約2,400基あります。水銀は国連環境計画の外交会議で採択された「水俣条約」により製造や輸出入が禁止となり、水銀灯の照明灯を優先してLED形式に更新する必要があります。その中で、過去の点検により補修等の措置が必要と判定された道路照明灯のLED化を順次進めていきます。 ②水銀灯以外の従来形式の照明灯については、5年に1度の点検の結果などで劣化・損傷等の状態を判定し、評価に応じて照明灯の建て替えや部材交換などの補修を順次実施しており、併せてLED化を進めていきます。				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	①水銀形式の照明灯のLED化	◎実施	⇒継続	⇒継続	⇒継続
	②点検結果に基づく照明灯のLED化	◎実施	⇒継続	⇒継続	⇒継続
指標	①道路照明灯のLED化（補修が必要な水銀灯 661基）	165基	165基	165基	166基
効果額	投資的経費の縮減額（単位：千円）	4,176	8,352	12,528	16,730

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向2「効果的なアセットマネジメントの推進」

施策「アセットマネジメント基本方針の推進」

9 都市計画道路の見直し		所管課	都市計画課			
現状	本市の都市計画道路は、134路線、約373kmが計画決定されており、このうち約3割が未整備です。第1回の見直しを平成18年度から実施し、8路線、約7.6kmの廃止を行いました。第2回の見直しを平成27年度より着手し、見直し指針の策定、必要性や実現性など路線毎の評価等を行い、平成29年度には見直し結果（案）を作成しました。今後も、少子高齢化、将来交通量の減少など、社会情勢の変化を捉え、継続的に見直しを実施する必要があります。					
取組概要	見直しの検証結果及びパブリックコメントの結果を踏まえ、導き出された廃止等の路線について、地元説明会を行ったうえで、都市計画変更の手続きを進めます。					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	都市計画道路の廃止・変更手続き	◎実施	⇒継続	⇒継続	⇒継続	
指標	廃止・変更路線数（年度ごと）	5路線	6路線	5路線	7路線	

10 道路舗装の適切な維持管理		所管課	道路保全課			
現状	本市が管理する道路は、国・県・市道合わせて約3,200kmあり、そのほとんどが高度成長期やバブル経済期に建設され、時代経過とともに老朽化が進み、舗装補修ストックが増大しています。このことから今後、膨大な舗装補修予算が必要となります。また、劣化を起因とする道路管理瑕疵事故の頻発が想定されています。					
取組概要	老朽化による舗装補修ストックが増大する中、交通量が多い主要幹線道路等において、損傷が進行し補修に膨大な費用がかかる前に、コストを抑制しながら将来にわたり適切な維持管理を可能にするため、適切な時期に適切な工法で補修を実施する「予防保全型」に転換することで、補修費用の平準化や縮減が図れることや舗装の長寿命化を推進します。 主要な幹線道路においては路面性状調査を実施し、舗装劣化の程度や路線の重要度を踏まえ、著しい損傷が生じる前に補修を実施することで、市民にとって安全、快適に通行できる道路インフラを提供します。					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	舗装の補修工事、点検	◎⇒実施（継続）	⇒継続	⇒継続	⇒継続	
指標	主要幹線道路における打ち換えが必要となる舗装の割合	15%未満	15%未満	15%未満	15%未満	
効果額	投資的経費の縮減額（単位：千円）	184,000	184,000	184,000	184,000	

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向2「効果的なアセットマネジメントの推進」

施策「アセットマネジメント基本方針の推進」

11 道路橋の長寿命化の推進		所管課	道路保全課		
現状	市が管理する道路橋の多くは、高度経済成長期に整備されたインフラの一部として重要な道路ネットワークを形成しています。道路橋の点検が法定化され管理する道路橋の全てを点検した結果、多数の損傷を確認し補修等膨大な維持費が必要となることが判明しました。さらに、今後、道路橋の高齢化が顕著に進行する中で、市民が安全で快適な通行を確保するためには予防保全の推進は必要不可欠な取り組みです。今まで行った詳細な点検によるデータの蓄積を分析し、効率的かつ効果的な予防保全を実施する必要があります。				
取組概要	定期点検の結果から早期に措置が必要な道路橋を優先して補修を行うことで損傷の進行を抑えることや、緊急輸送路など重要ネットワークに架かる道路橋については、予防的に補修を行うことで道路橋の長寿命化を図り、補修費用の平準化を実施します。 ①点検→②診断・評価→③予防的補修の実施→④記録→①といったインフラメンテナンスPDCAサイクルを実施し、市民にとって安心して安全に通行できる道路インフラを提供します。				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	道路橋の補修工事、点検	◎⇒ 実施（継続）	⇒ 継続	⇒ 継続	⇒ 継続
指標	市が管理する道路橋の点検全体数(2,618橋)に対する定期点検実施済の割合	20%	40%	60%	80%
効果額	投資的経費の縮減額 (単位：千円)	1,150,000	1,150,000	1,150,000	1,150,000

12 浜川水門の適正な維持管理		所管課	河川課		
現状	浜川水門は、平成26年度から長寿命化計画に基づき設備更新等を実施していますが、供用後29年が経過しており、今後も市民の生命・財産を守るためには、老朽化した施設の更新や大規模な修繕を行い、施設の安全性・信頼性を確保していくことが必要不可欠となっています。				
取組概要	浜川水門の長寿命化：平成25年3月に策定した浜川水門の河川管理施設長寿命化計画に基づき予防保全的な管理及び設備更新等を実施し、施設の長寿命化を図ります。				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	長寿命化計画に基づく施設の点検・設備更新	◎⇒ 実施（継続）	⇒ 継続	⇒ 継続	⇒ 継続
指標	浜川水門の点検・設備更新	点検1回	点検1回	点検1回	点検1回
効果額	投資的経費の縮減額 (単位：千円)	18,850	18,850	18,850	18,850

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向2「効果的なアセットマネジメントの推進」

施策「アセットマネジメント基本方針の推進」

13 公園施設の長寿命化の実施		所管課	公園整備課		
現状	平成25年度に「静岡市公園施設長寿命化計画」を策定しました。(計画期間：平成26年度～令和5年度。対象の都市公園：面積1,000㎡以上で、平成14年以前に供用した224公園[1,835施設]) この計画に基づき、平成26年度から遊具を主体に施設を更新する工事を行い、平成29年度までに69施設を更新しましたが、この計画実施を支援する国庫補助の認証率が低いと、計画どおりに更新させることが困難な状態です。				
取組概要	健全度調査と補修を合わせて実施[予防保全型管理]することにより、公園施設の更新までの期間を1.2倍に延長させる(長寿命化)もので、施設を維持した後、更新工事を行います。				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	①公園施設更新工事 ②公園施設健全度調査(点検業務) ③公園施設補修	◎実施(108施設) ◎実施(毎年) ◎実施(随時)	⇒継続(140施設) ⇒継続 ⇒継続	⇒継続(128施設) ⇒継続 ⇒継続	⇒継続(93施設) ⇒継続 ⇒継続
指標	公園施設更新数 (H30見込み11施設)	108施設	140施設	128施設	93施設
14 PPP/PMI 事業の導入の推進		所管課	アセットマネジメント推進課		
現状	これまでに、学校給食センターの建替や清水駅東地区文化施設(「マリナート」)の整備及び維持管理・運営をPMIにより実施し、PMI手法の有効性が確認されました。また、平成30年度には新清水庁舎及び海洋文化施設の整備・運営にあたり「PPP導入可能性調査」を実施しました。(R4.3現在清水庁舎等整備事業については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、事業停止中) 今後も、財政負担の軽減とサービス水準の向上を図るため、施設整備等において民間企業等の持つノウハウや資金を活用するPPP/PMI事業の導入可能性について、検討していく必要があります。				
取組概要	PPP/PMI導入の調査・検討：3次総、アセットマネジメント基本方針を踏まえ、民間提案については、積極的に対応するとともに、施設整備事業等におけるPPP/PMI導入可能性について検討します。また、他都市におけるPPP/PMI導入事例についても調査・検討します。				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	PPP/PMI事業の導入可能性の検討、他都市の導入事例に関する調査・検証	△⇒検討(継続)	⇒継続	⇒継続	⇒継続

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向2「効果的なアセットマネジメントの推進」

施策「アセットマネジメント基本方針の推進」

15 Park-PFI制度を活用した公園の整備及び維持管理		所管課	緑地政策課		
現状	近年、既存公園の老朽化が進み、公園施設の更新・修繕、リニューアルの要望、さらにカフェの設置などのニーズも高まっています。しかし、厳しい財政状況下であるため、行政の力だけで実現するのが困難となっており、事業コストの縮減と都市公園の魅力と公園機能を高めるためには民間事業者の資金やノウハウを活用する必要があります。				
取組概要	都市公園法の一部改正に伴い、新たな公園の整備・管理手法である「Park-PFI制度（※）」が創設されました。 都市公園事業の再整備と維持管理運営費等を官民連携による費用分担とする当該制度の活用に向け、基本計画を策定し、制度を活用した公園の整備及び維持管理を実施します。				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	①Park-PFI 制度活用基本計画策定 ②公園施設設置及び施設整備	①◎Park-PFI等基本計画策定・公表 ②△対象地の調査、設置条件の整理、民間活力施設の導入検討	②◎城北公園施設設置及び施設整備の公募	②◎城北公園施設設置及び施設整備	②◎公園施設設置及び施設整備の公募（対象公園検討中）

※Park-PFI制度：飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる利益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度

施策1「上下水道事業の経営改善」

取組内容

水道事業の基盤強化に取り組み、子どもたち、孫たちの世代に健全で強靱な水道を引き継ぎ、現在の水道サービスの水準を維持できる、持続可能な水道事業の実現を目指します。

そのために、水道料金の収納率向上と適正な債権管理に取り組みます。また、包括民間委託による経費削減とアセットマネジメントに基づく水道施設の整備にも取り組みます。さらに、技術の継承のため、技術職員の人材育成を推進します。

下水道事業の健全経営を維持し、公共下水道の整備による快適で衛生的な生活基盤を確保するため、収納率を向上させるとともに、公共下水道の接続を促進させ、収入の確保と水質保全を図ります。

また、浄化センターの運転管理業務における包括的民間委託を推進するとともに、アセットマネジメントを採り入れた計画的かつ効率的な下水道管の改築に取り組みます。

取組項目(14項目)

- 1 しずおか水ビジョンの推進及び次期中期経営計画の策定
- 水道
 - 2 収納率の向上と適正な債権管理の推進（水道料金）
 - 3 効率的な資金運用（水道事業）
 - 4 包括的民間委託の採用
 - 5 上水道の管路・施設の効率的な運用
 - 6 水道技術職員の人材育成
 - 7 上下水道局庁舎来庁者駐車場の時間外有料貸出
- 下水道
 - 8 収納率の向上と適正な債権管理の推進（下水道使用料）
 - 9 公共下水道への接続推進
 - 10 運転管理業務の包括的民間委託の推進及び施設の効率的な運用
 - 11 下水道管のアセットマネジメント
 - 12 下水汚泥燃料化の推進
 - 13 下水道技術職員の人材育成
 - 14 効率的な資金運用（下水道事業）

基本構想



しずおか水ビジョン基本構想



上下水道フェア



老朽管布設替工事状況

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向3「地方公営企業の経営改善」

施策1「上下水道事業の経営改善」

具体的な取組

1	しずおか水ビジョンの推進及び次期中期経営計画の策定				所管課	経営企画課、 下水道計画課
現状	現在、上下水道局は、平成27年3月に策定した「しずおか水ビジョン」に掲げる政策目的の実現を、さらに確かなものとするために、平成30年度には中期的な基本計画を改定し、令和元年度から令和12年度の進むべき方向性を「静岡市上下水道事業経営戦略」として策定し、安心安全な上下水道サービスを持続可能な姿で次の世代に継承できるように、上下水道事業の経営の基盤強化を進めています。					
取組概要	具体的な取組については、「静岡市上下水道事業経営戦略」を4年ごとのプランである「中期経営計画」に落とし込み、それぞれ指標と目標を設定し、その成果は上下水道事業経営協議会で検証することで、しずおか水ビジョンの推進と、次期中期経営計画の策定・実施につなげていきます。					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	①しずおか水ビジョンの推進（静岡市上下水道事業経営協議会による外部評価の実施） ②次期中期経営計画の策定	◎⇒継続 △調査・検討	⇒継続 ○一部実施	⇒継続 ○一部実施	⇒継続 ◎実施	

2	収納率の向上と適正な債権管理の推進（水道料金）				所管課	お客様サービス課
現状	平成26年度に前期実施計画を策定した時点では、厳しい経営状況が続く中、効率よく水道料金収入を確保するため、新たに発生する現年度分の未収金を極力圧縮する必要がありました。また、過年度未収金についても適正な債権管理に努めていく必要があり、前期実施計画にて取組を推進しました。 取組の結果、平成29年度実績の時点では、現年度分は順調に収納率が上昇し、新たな滞納繰越は減少しています。一方、過年度分は徴収困難な案件が未収金として残る傾向にあり、収納率は低下しています。現年度、過年度全体でみれば効果が表れています。					
取組概要	現年度分の収納率向上：上下水道事業検針・収納等業務委託（窓口業務含む）により、民間業者が有する専門性とノウハウを最大限に活用し未収金の圧縮に努めるとともに、口座振替の勧奨を積極的に進め、口座振替加入率の向上を図り、納期内納付率の向上を目指します。 過年度分の収納率向上：給水停止措置の強化、高額・悪質滞納者に対する滞納整理強化、法的措置である支払督促、回収見込みのない債権の放棄を実施します。					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	①包括的民間委託（現行） ②包括的民間委託（次期） ③口座振替勧奨強化 ④新たな納付方法の導入 ⑤給水停止サイクル短縮化 ⑥滞納者の性質別類型化 ⑦法的措置の実施 ⑧回収不能債権の整理、処分促進 ⑨高額・悪質滞納者の滞納整理強化 ⑩検針サイクル見直し	◎⇒実施（継続） △検討 ◎⇒実施（継続） △⇒検討（継続） ◎⇒実施（継続） ◎⇒実施（継続） ◎⇒実施（継続） ◎⇒実施（継続） ◎⇒実施（継続） △検討	⇒継続（9月まで） ◎実施（10月から） ⇒継続 ◎実施 ⇒継続 ⇒継続 ⇒継続 ⇒継続 ⇒継続 ◎実施	⇒継続 ⇒継続 ⇒継続 ⇒継続 ⇒継続 ⇒継続 ⇒継続 ⇒継続	⇒継続 ⇒継続 ⇒継続 ⇒継続 ⇒継続 ⇒継続 ⇒継続 ⇒継続	
指標	収納率 （上段：現年度分） （中段：過年度分） （下段：合計）	現年度 99.06% 過年度 27.42% 全体計 96.84%	現年度 99.11% 過年度 27.44% 全体計 97.01%	現年度 99.16% 過年度 27.46% 全体計 97.19%	現年度 99.21% 過年度 27.48% 全体計 97.37%	
効果額	収入増額（単位：千円）	現年度 9,694 過年度 124 全体計 9,818	現年度 14,444 過年度 174 全体計 14,618	現年度 19,131 過年度 216 全体計 19,347	現年度 23,752 過年度 249 全体計 24,001	

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向3「地方公営企業の経営改善」

施策1「上下水道事業の経営改善」

3 効率的な資金運用（水道事業）		所管課	経営企画課		
現状	現在預金金利の低迷により利息収入が減少しており、また人口減少などにより水道料金が減少傾向であるとともに労務費の拡大などによりコストが上昇傾向にあり、収益性が低下しているため、より効率的な資金運用が求められています。				
取組概要	債券の運用：平成26年度から定期預金による運用に加え、債券による運用を導入し、10年満期の債券を毎年2億円ずつ購入してきましたが、今後も債券による運用を継続することでより多くの利息収入を確保します。				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	10年満期の債券を2億円購入	○⇒一部実施(継続)	⇒ 継続	⇒ 継続	⇒ 継続
指標	債券による資金運用額 ※（ ）内は累計額	2億円（12億円）	2億円（14億円）	2億円（16億円）	2億円（18億円）
効果額	収入増額（単位：千円）	806	1,128	1,450	1,772

4 包括的民間委託の採用		所管課	お客様サービス課		
現状	平成26年度に前期実施計画を策定した時点では、給水収益の減少等、水道事業の経営にとって厳しい状況が続く中、一層の経費削減や事務効率化を進める必要があり、前期実施計画にて取組みを推進しました。平成29年10月にお客様サービスセンターの業務と検針・収納業務を包括した民間委託（※）を開始したことにより、多様化、高度化するお客さまのニーズに迅速・的確に対応できるようになりました。今後も、次期包括委託に向けて、さらなるサービス体制の再構築を図ることで、一層の経費削減や事務効率化を進める必要があります。				
取組概要	包括的民間委託化の実施：事務系業務の次期包括的民間委託（令和2年10月より）によりコストの縮減と市民サービスの向上を図ります。また、さらにその次の委託に向けた業務拡大についても、継続的に検討を実施していきます。				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	①包括的民間委託（現行） ②包括的民間委託（次期） ③対象業務の拡大（次期） ④対象業務の拡大（次々期） ⑤多機能化した次世代型サービスの導入検討	◎⇒ 実施（継続） △ 検討 △⇒ 検討（継続）	⇒ 継続(9月まで) ◎ 実施(10月から) ◎ 実施 △ 検討	⇒ 継続 ⇒ 継続 △ 検討	⇒ 継続 ⇒ 継続 △ 検討
効果額	削減額（単位：千円）	—	—	24,000	24,000
削減人員	正 規 非常勤 臨 時	—	—	3人	—

※包括的民間委託：受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託すること

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向3「地方公営企業の経営改善」

施策1「上下水道事業の経営改善」

5 上水道の管路・施設の効率的な運用		所管課	水道部各課		
現状	<p>本市水道事業は、給水開始から80年以上が経過し、さらに高度経済成長期に急速に拡張整備された管路・施設が老朽化している一方で、人口減少などに伴い料金収入が年々減少傾向していることから、令和元年度までは、アセットマネジメント手法を取り入れた基幹管路（導水管、送水管、口径φ300mmを超える配水管等）の耐震化事業に取り組んでいました。</p> <p>そのような状況下、新型コロナウイルス感染症に伴い、水道料金の改定は「令和2年6月使用分から」を予定していましたが、「令和2年10月使用分から」へ、4か月延期しました。その結果、約4.8億円の減収となり、投資事業の財源不足が懸念されることから、さらなる経費削減のため、水道管路だけでなく、水道施設を含めた資産の効率的な運用が必要となっています。</p>				
取組概要	<p>【R1】 水道管路の更新：アセットマネジメントの考え方を取り入れた「静岡市水道施設中長期更新計画」に基づき、平成30年度末における基幹管路（導水管、送水管、口径φ300mmを超える配水管等）の耐震化を実施します。</p> <p>【R2～R4】 令和2年1月から実施している水運用計画策定により、管路・施設のあり方を見直し、管路・施設の事業の見直し及び施設の小規模化・統廃合を進めていきます。</p>				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	①計画的な管路更新 (累計キロ数) (H30 116.4km)	◎⇒実施(継続) (117.3km)	—	—	—
	(1)管路・施設の 投資事業見直し (2)廃止予定施設の停止	—	◎実施 投資事業見直し (谷津山配水池耐震 化事業) ◎実施 1 施設停止 (中町浄水場・配水 池)	◎実施 投資事業見直し (向敷地配水場耐震 化事業) ◎実施 1 施設停止 (蒲原城山配水池3 池のうち1池)	△調査・検討 投資事業見直し △調査・検討 投資事業見直し
指標	基幹管路の耐震管率 (基幹管路のうち耐震管延長 ／基幹管路延長)×100%	39.5%	—	—	—
効果額	削減額(単位：千円)	—	実績報告	374,400	98,520

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向3「地方公営企業の経営改善」

施策1「上下水道事業の経営改善」

6 水道技術職員の人材育成		所管課	水道部各課		
現状	<p>労務職員の退職者不補充という全庁的な職員採用方針のもと、水道部では応急修繕など現場で必要となる職員の技術力や知識をどう継承していくかが課題となっています。また、市長部局と合わせた人事異動の中で、水道技術に精通した職員が他局に異動してしまうことから、技術の継承を図るため、平成30年度より水道技術職員の募集・育成を開始しました。</p>				
取組概要	<p>①バディ制度の実施：水道部の労務職員が持つ応急修繕などの現場において必要となる特殊な技術や知識を若手職員等に引き継ぐために、ペアで現場対応させるバディ制度（*1）を実施します。 ②ナレッジバンクの実施：技術や知識を文書化し、誰でもアクセスできるよう共有フォルダに蓄積するナレッジバンクを実施します。 ③水道技術継承のためのe-ラーニングを実施：対象者全員に受講させることができるe-ラーニングを活用し、技術や知識の習得に取組みます。 ④仕組みの検証・見直し：①から③までの取組みについて、実施後に事業の検証を行い見直しを行います。 ⑤技術の継承を図るため、「応急修繕などの現場の業務もできる技術職員」の育成を目指し、水道技術職員を募集・育成します。 *1 バディ制度（Buddy System）：バディとは、仲間・相棒という意味。OJT制度の一種。</p>				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	①バディ制度の実施 ②ナレッジバンクの実施 ③e-ラーニングの実施 ④仕組みの検証・見直し ⑤水道技術職員の募集・育成	◎⇒実施(継続) ◎⇒実施(継続) ◎⇒実施(継続) ◎⇒実施(継続) ◎⇒実施(継続)	⇒継続 ⇒継続 ⇒継続 ⇒継続 ⇒継続	⇒継続 ⇒継続 ⇒継続 ⇒継続 ⇒継続	⇒継続 ⇒継続 ⇒継続 ⇒継続 ⇒継続
指標	③技術職員の研修受講率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向3「地方公営企業の経営改善」

施策1「上下水道事業の経営改善」

7	上下水道局庁舎来庁者駐車場の時間外有料貸出				所管課	水道総務課
現状	持続可能な水道事業の実現を目指すため、想定使用年数を超過した水道管の解消、管路更新率の改善、水道施設の耐震化を進めることが求められており、料金改定が必要となっています。料金改定を進める上で、経営の効率化を進め事業運営に係る日常的なコスト削減と経営資源の活用が求められています。					
取組概要	経営資源の活用として、閉庁日や閉庁時間といった時間外の上下水道局庁舎の駐車場の有償貸出を行います。 ①駐車場運営事業者へ貸出：公募結果に基づき、運営事業者への貸出しを行い、年額の使用料等を収入します。					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	①駐車場運営事業者へ貸出	—	◎実施	⇒継続	⇒継続	
指標	駐車場貸付台数	—	13台分	13台分	13台分	
効果額	収入増額（単位：千円）	—	1,000	1,000	1,000	

8	収納率の向上と適正な債権管理の推進（下水道使用料）				所管課	お客様サービス課
現状	平成26年度に前期実施計画を策定した時点では、厳しい経営状況が続く中、効率よく下水道使用料収入を確保するため、新たに発生する現年度分の未収金を極力圧縮する必要がありました。また、過年度未収金についても適正な債権管理に努めていく必要があり、前期実施計画にて取組を推進しました。 取組の結果、平成29年度実績の時点では、現年度分収納率については順調に収納率が上昇し、新たな滞納繰越は減少しています。過年度分については、水道料金と同様に徴収困難な案件が未収金として残る傾向にありますが、差押を実施するとともに、消滅時効5年経過後の不納欠損処理を適切に実施することで、前期実施計画策定時よりも収納率が向上しています。					
取組概要	現年度分の収納率向上：未納料金等収納業務委託(検針・窓口業務含む)により、民間業者が有する専門性とノウハウを最大限に活用し未収金の圧縮に努めるとともに、口座振替の勧奨を積極的に進め、口座振替加入率の向上を図り、納期内納付率の向上を目指します。 過年度分の収納率向上：国税徴収法による調査権を活用して、滞納者の性質別類型化（滞納者の所在の有無・財産状況・滞納理由等による分類）を進めたうえで、差押などの法的措置を含めた高額・悪質滞納者に対する滞納整理強化を検討、実施します。					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	①包括的民間委託（現行） ②包括的民間委託（次期） ③口座振替勧奨強化 ④新たな納付方法の導入 ⑤給水停止サイクル短縮化 ⑥滞納者の性質別類型化 ⑦法的措置の実施 ⑧回収不能債権の整理、処分促進 ⑨高額・悪質滞納者の滞納整理強化 ⑩検針サイクル見直し	◎⇒実施（継続） △ 検討 ◎⇒実施（継続） △⇒検討（継続） ◎⇒実施（継続） ◎⇒実施（継続） ◎⇒実施（継続） ◎⇒実施（継続） ◎⇒実施（継続） ◎⇒実施（継続） △ 検討	⇒継続(9月まで) ◎ 実施(10月から) ⇒継続 ◎ 実施 ⇒継続 ⇒継続 ⇒継続 ⇒継続 ⇒継続 ◎ 実施	⇒継続 ⇒継続 ⇒継続 ⇒継続 ⇒継続 ⇒継続 ⇒継続 ⇒継続 ⇒継続	⇒継続 ⇒継続 ⇒継続 ⇒継続 ⇒継続 ⇒継続 ⇒継続 ⇒継続 ⇒継続	
指標	収納率	現年度 99.00% 過年度 36.60% 全体計 97.61%	現年度 99.05% 過年度 36.80% 全体計 97.76%	現年度 99.10% 過年度 37.00% 全体計 97.91%	現年度 99.15% 過年度 37.20% 全体計 98.06%	
効果額	収入増額（単位：千円）	現年度 10,536 過年度 960 全体計 11,496	現年度 15,881 過年度 1,343 全体計 17,224	現年度 21,278 過年度 1,661 全体計 22,939	現年度 26,727 過年度 1,914 全体計 28,641	

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向3「地方公営企業の経営改善」

施策1「上下水道事業の経営改善」

9 公共下水道への接続推進		所管課	下水道総務課			
現状	<p>公共下水道の水洗化戸数増加は、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全に資するほか、下水道使用料の収入増が見込まれ、事業経営の健全化にもつながります。平成26年度に前期実施計画を策定した時点では平成29年度末の水洗化戸数は248,300戸を目標としていましたが、前期実施計画にて取組を推進し、平成29年度実績の時点では248,747戸（水洗化率89.6%）となっており、下水道供用開始区域が郊外に広がり、面積当たりの宅地戸数が減少傾向にあると思われる中で効果的な接続推進活動が展開されていると考えられます。</p> <p>今後も下水道接続推進員による臨戸訪問等、下記取組概要を継続し、目標達成に努めます。 ※水洗化率とは、処理区域戸数に対する水洗便所の設置戸数の割合です</p>					
取組概要	<p>① 水洗化普及の実施・強化：新規供用開始区域等水洗化を重点的に推進する区域を定め、下水道接続推進員による臨戸訪問等を早期に実施します。</p> <p>② 助成制度等の周知：水洗化に係る助成制度等について、対象となる市民のほか、指定工事店等への周知を図り、水洗化を推進します。</p>					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	<p>①-1 下水道接続推進員による早期臨戸訪問の実施</p> <p>①-2 下水道接続推進強化期間の設定及び実施</p> <p>② 助成制度等の周知</p>	<p>◎⇒ 実施（継続）</p> <p>◎⇒ 実施（継続）</p> <p>◎⇒ 実施（継続）</p>	<p>⇒ 継続</p> <p>⇒ 継続</p> <p>⇒ 継続</p>	<p>⇒ 継続</p> <p>⇒ 継続</p> <p>⇒ 継続</p>	<p>⇒ 継続</p> <p>⇒ 継続</p> <p>⇒ 継続</p>	
指標	水洗化率 (H29 89.6%)	89.8%	91.2%	91.4%	91.6%	
効果額	収入増額（単位：千円）	58,800	249,186	387,786	526,386	

10 運転管理業務の包括的民間委託の推進及び施設の効率的な運用		所管課	下水道施設課			
現状	<p>平成26年度に前期実施計画を策定した時点では包括的民間委託施設は7浄化センターのうち、3浄化センター（長田、城北、静清）でしたが、前期実施計画にて取組を推進し、平成29年度実績の時点では残りの4浄化センターにおける包括的民間委託（※）の導入検討を実施しています。また、4浄化センターのうち中島浄化センターでは、平成29年度、水処理及び汚泥処理の契約の統合を実施し、約34,000千円のコスト削減を達成しました。</p> <p>今後も包括的民間委託を推進し、コスト削減を図る必要があります。</p>					
取組概要	<p>① 静清浄化センターと清水南部浄化センターの汚泥処理施設を統廃合するために送受泥事業を実施し、静清浄化センターと清水南部浄化センターの契約統合することにより、コスト削減を図ります。</p> <p>② 包括的民間委託の検討：包括的民間委託未実施の浄化センターについては、民間活力を導入した包括的民間委託への移行の可否を検討し、移行可能と判断した施設について導入を実施します。</p>					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	<p>① 静清浄化センターと清水南部浄化センターの契約統合</p> <p>② 包括的民間委託の検討</p>	<p>①△調査・検討</p> <p>②△⇒検討（継続）</p>	<p>◎実施</p> <p>⇒継続</p>	<p>⇒継続</p> <p>⇒継続</p>	<p>⇒継続</p> <p>⇒継続</p>	
指標	包括的民間委託導入施設数	—	1施設	—	—	
効果額	削減額（単位：千円）	—	実績報告	7,944	7,944	

※包括的民間委託：受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託すること（国土交通省HPより）

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向3「地方公営企業の経営改善」

施策1「上下水道事業の経営改善」

11 下水道管のアセットマネジメント		所管課	下水道計画課、 下水道維持課		
現状	平成26年度に前期実施計画を策定した時点では、重要な下水道管の耐震管延長は217.7kmでありましたが、前期実施計画にて取組を推進し、平成29年度実績の時点では242.8kmとなっています。下水道管の老朽化が進んでいく中、計画的かつ効率的な下水道管の改築を行っていく必要があります。				
取組概要	重要な下水道管の耐震化対策として、耐震性能の確認、さらに耐震性能を有しない管に対する各種対策工事を実施します。工程としては、重要な下水道管474.2kmのうち、平成30年度計画時点で、令和4年度末の耐震管延長を275.2kmとし、各単年度計画値を達成させます。				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	計画的な管の改築等 (累計キロ数) (H30 247.9km見込)	◎⇒実施(継続) 4.0km	⇒継続 7.1km	⇒継続 6.3km	⇒継続 9.9km (302.2km)
指標	重要な下水道管の耐震管率	53.1%	54.6%	55.9%	63.7%

12 下水汚泥燃料化の推進		所管課	下水道施設課		
現状	現在、3浄化センターで発生した下水汚泥は、中島浄化センターに集約され、2基の焼却炉で、年間約31,400tを焼却処理しています。焼却処理により発生する焼却灰、約1,100t/年は、民間業者に処分の委託をしており(約25,000千円/年)、セメント原料などに有効利用されていますが、焼却処理により、約17,700t-CO ₂ /年の温室効果ガスが発生しています。このため、1基の焼却炉を下水汚泥から燃料化物を生成する炭化炉に更新し、焼却灰処分費及び温室効果ガスの削減に取り組んでいます。				
取組概要	炭化炉による下水汚泥から燃料化物を生成する取組を継続して行うことで、焼却灰処分費及び温室効果ガスの削減に取り組んでいきます。				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	①炭化炉運転、 燃料化物の生成 (約850t/年)	◎⇒実施(継続)	⇒継続	⇒継続	⇒継続
指標	温室効果ガス排出削減量	8,380t-CO ₂ /年	8,380t-CO ₂ /年	8,380t-CO ₂ /年	8,380t-CO ₂ /年
効果額	収入増額(単位:千円)	90	90	90	90
	削減額(単位:千円)	16,340	16,340	16,340	16,340

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向3「地方公営企業の経営改善」

施策1「上下水道事業の経営改善」

13 下水道技術職員の人材育成		所管課	下水道部各課			
現状	下水道部においては業務の委託化が進み、運転管理、維持管理等に直接携われる機会が減少しており、職員の技術力や知識をどう継承していくかが課題となっています。平成27年度より下水道技術継承のため職員へのe-ラーニングの受講推進等、前期実施計画の取組を進めてきましたが、技術・知識の承継は、依然として必要になりますので引き続き取組を進めていきます。					
取組概要	①下水道技術継承のためのe-ラーニングの実施：対象者全員に受講させることができるe-ラーニングを活用し、技術や知識の習得に取り組みます。 ②ナレッジバンクの実施：技術や知識を文書化し、誰でもアクセスできるよう共有フォルダに蓄積するナレッジバンクを実施します。 ③仕組み等の検証・見直し：職員が研修に参加しやすい環境となるよう、研修の仕組み等について検証・見直しを行います。					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	①下水道技術継承のためのe-ラーニングの実施 ②ナレッジバンクの実施 ③仕組み等の検証・見直し	◎⇒実施（継続）	⇒継続	⇒継続	⇒継続	
		◎⇒実施（継続）	⇒継続	⇒継続	⇒継続	
		◎⇒実施（継続）	⇒継続	⇒継続	⇒継続	
指標	①技術職員の研修受講率	100%	100%	100%	100%	

R3.3改訂 新規追加

14 効率的な資金運用（下水道事業）		所管課	下水道総務課		
現状	現在、預金金利の低迷により利息収入が減少していること、また、人口減少などにより下水道使用料収入が減少傾向にある一方で、労務費の拡大などによりコストは上昇傾向にあり、収益性が低下していることから、より効率的な資金運用による収入の確保が求められています。				
取組概要	債券の運用 令和3年度から定期預金による運用に加え、債券による運用を導入し、令和4年度まで、毎年度11億円購入し、新たな利息収入を確保します。令和5年度以降については、資金状況を鑑み、購入を検討します。				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	債券を購入（11億円/年度）	—	—	◎実施	⇒継続
指標	債券による資金運用額 ※（ ）内は累計額	—	—	11億円（11億円）	11億円（22億円）
効果額	収入増額（単位：千円）			2,601	7,902

施策2「清水病院における経営改善」

取組内容

静岡市立清水病院経営計画（H29年度～R3年度）に基づき、医療スタッフの安定的な確保に努めるなど、将来的な実質黒字化を目指して経営改善を図っていきます。
また、病院事業の健全経営を図り、質の高い安定した医療サービスを提供するため、清水病院の地方独立行政法人化に向け、取り組んでいきます。

取組項目(4項目)

- 1 経営計画の推進及び次期経営計画の策定
- 2 後発医薬品の採用推進等による材料費の削減
- 3 病床機能の再編
- 4 収納率の維持



地域包括ケア病床（病床機能の再編）

具体的な取組

1	経営計画の推進及び次期経営計画の策定				所管課	保健医療課、清水病院事務局病院総務課
現状	現在、清水病院は、平成29年3月に改定した静岡市立清水病院経営計画（令和3年度まで）に基づき、地域医療を支える公立病院の役割と健全経営の実現を目指して病院経営を進めています。					
取組概要	経営計画の取組状況について、静岡市立清水病院経営計画評価会議による点検・評価を受けつつ、経営計画の推進を図り、次期経営計画の策定・実施につなげていきます。また、経営改善を図り、実質黒字化や累積欠損金の解消に向けた取り組みを行い、経営が安定したところで、地方独立行政法人への移行を目指しますが、経営状況等を踏まえ、移行についての方向性も検討していきます。					
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
工程	①経営計画の推進(静岡市立清水病院経営計画評価会議による点検・評価の実施)	◎⇒実施（継続）	⇒継続	⇒継続	⇒継続	
	②次期経営計画の策定	△次期経営計画策定着手	△次期経営計画策定に向けた準備	◎次期経営計画の策定	◎R4経営改善計画の実施、次期経営計画の策定	
	③地方独立行政法人への移行方針の検討		△方針(時期等)検討	◎方針(時期等)決定	◎移行に向けた調査・研究	

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向3「地方公営企業の経営改善」

施策2「清水病院における経営改善」

2 後発医薬品の採用推進等による材料費の削減		所管課	清水病院事務局病院施設課		
現状	後発医薬品の採用推進等により材料費の節減に努めていますが、費用削減や患者負担額の低減のため、今後も継続して取り組む必要があります。				
取組概要	材料費の削減：後発医薬品の採用を推進し、材料費の削減に取り組みます。				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	材料費の削減	◎⇒継続	⇒継続	⇒継続	⇒継続
指標	後発医薬品置き換え率 ※置き換え率とは、 (後発医薬品の数量) / (後発医薬品のある先発医薬品の数量) + (後発医薬品の数量) (H29 83.1%)	83.5%	84.0%	84.5%	85.0%
効果額	削減額 (単位：千円)	10,000	20,000	30,000	40,000

3 病床機能の再編		所管課	清水病院事務局医事課		
現状	超高齢社会に向けた医療制度の方向性を踏まえ、平成26年度に前期実施計画を策定し、地域の医療ニーズに即した病床機能の再編を図る必要がありました。この計画に基づき平成27年4月に集中治療病床及び地域包括ケア病床を整備し、その後、病床機能の維持・運営を行っています。 ※新型コロナウイルス感染症防止の対応に伴い、令和2年11月以降、地域包括ケア病床を閉鎖中。				
取組概要	病床機能の再編：急性期患者の受入や急性期後の患者受入、在宅復帰の支援に対応できる医療体制を確保するために、集中治療病床及び地域包括ケア病床を維持し、地域の医療ニーズに即した病床機能の運営を行います。				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	病床機能の再編 (再編後の運営)	◎⇒実施 (継続)	⇒実施 (継続) ※	⇒継続	⇒継続
指標	集中治療病床利用率 (H29 68.9%)	70.0%	70.0%	70.0%	70.0%
	地域包括ケア病床利用率 (H29 82.3%)	86.6%	90.0%	90.0%	90.0%
効果額	収入増額 (単位：千円)	19,536	33,237	33,237	33,237

4 収納率の維持		所管課	清水病院事務局医事課		
現状	職員による督促や徴収委託会社による滞納抑制により高い収納率を確保していますが、今後もそれらの取組を継続・強化し、収納率の維持を図る必要があります。				
取組概要	収納対策の強化：未収金対策を強化し、収納率の維持に取り組みます。				
年度	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
工程	収納対策の強化	◎⇒実施 (継続)	⇒継続	⇒継続	⇒継続
指標	収納率 平成29年度実績 現年度分 99.28% 滞納繰越分 8.67%	合計 92.84% 現年度分 99.28% 滞納繰越分 8.67%	合計 92.84% 現年度分 99.28% 滞納繰越分 8.67%	合計 92.84% 現年度分 99.28% 滞納繰越分 8.67%	合計 92.84% 現年度分 99.28% 滞納繰越分 8.67%

第3次静岡市行財政改革後期実施計画
(令和元年度～令和4年度)

平成31年3月
(令和4年3月改訂)

静 岡 市

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

静岡市総務局総務課

TEL 054-221-1754

FAX 054-205-1377